

**伊丹市障害福祉計画（第6期）  
伊丹市障害児福祉計画（第2期）**



伊丹市マスコット たみまる

令和3年（2021年）3月

itami  
伊丹市

# ご あ い さ つ



平成30年（2018年）3月に策定しました「伊丹市障害福祉計画（第5期）」及び「伊丹市障害児福祉計画（第1期）」の計画期間満了に伴い、本市が今後進めていく障害福祉サービス等の実施にあたっての考え方と必要なサービス量の見込、その確保のための方策を定める「伊丹市障害福祉計画（第6期）」及び「伊丹市障害児福祉計画（第2期）」をとりまとめました。

本計画を策定するにあたっては、地域の実情に応じた実効性の高い計画とするため、伊丹市福祉対策審議会やワーキング会議での審議に加え、障がい当事者や発達に支援が必要な児童の保護者を対象としたアンケート調査等を実施し、障がいのある方のニーズや現状の把握に努めました。ご協力いただきました皆様には、心より感謝申し上げます。

本計画では、「第4次伊丹市障害者計画」の基本理念である「障がいのある人が参加・参画する共生福祉社会の実現」に基づき、「身近な相談支援体制の整備」、「地域移行・地域定着支援の充実」、「就労支援の推進」、「発達に支援が必要な子どもの支援の充実」の4点を重点施策として決めました。

特に、障がいのある人が住みなれた地域で安心して暮らせるように、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するために、地域生活支援拠点の整備に力を入れてまいります。

今後は、本計画に基づき、各種施策を計画的に推進し、市民の皆様と共に、障がいの有無にかかわらず、すべての人々が安心して伊丹に住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりに取り組んでまいりますので、今後ともご支援、ご協力をお願い申し上げます。

令和3年（2021年）3月

伊丹市長 藤原 保幸

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1. 伊丹市障害福祉計画（第6期）及び伊丹市障害児福祉計画（第2期）の策定にあたって
  - (1) 計画策定の趣旨 ..... 1
  - (2) 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に向けた国の基本指針 ..... 2
  - (3) 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に向けた兵庫県の基本指針 ..... 3
  - (4) 計画の位置付け ..... 4
  - (5) 計画期間 ..... 5
  - (6) 伊丹市障害福祉計画（第6期）・伊丹市障害児福祉計画（第2期）の基本的な考え方 ... 6

## 第2章 障がい者(児)をとりまく現状

- 障がい者数等の推移 ..... 7

## 第3章 障害福祉計画

1. 成果目標と達成に向けた取組 ..... 21
2. 重点施策～成果目標の実現に向けて～ ..... 24
  - (1) 身近な相談支援体制の整備 ..... 24
  - (2) 地域移行・地域定着支援の充実 ..... 35
  - (3) 就労支援の推進 ..... 41

## 第4章 障害福祉サービス等の実績と見込量

1. 障害福祉サービス ..... 50
  - (1) 訪問系サービス ..... 50
  - (2) 日中活動系サービス及び短期入所 ..... 53
  - (3) 居住系サービス ..... 56
  - (4) 相談支援 ..... 58
2. 地域生活支援事業 ..... 60
  - (1) 必須事業 ..... 60
  - (2) 任意事業 ..... 65

## 第5章 障害児福祉計画

1. 成果目標と達成に向けた取組 ..... 69
2. 重点施策～成果目標の実現に向けて～ ..... 70
  - 発達に支援が必要な子どもの支援の充実 ..... 70
3. 障がい児支援サービス等の見込量 ..... 76

## 第6章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画推進体制の充実 ..... 78
2. 計画の進行管理 ..... 79

## 資料編

1. 伊丹市障害者・障害福祉・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査結果 ..... 81
2. 諮問書 ..... 134
3. 答申 ..... 135
4. 伊丹市福祉対策審議会委員名簿 ..... 137
5. 伊丹市障害者計画（第6期）・伊丹市障害児福祉計画（第2期）ワーキング会議名簿 ... 139
6. 計画の策定経過 ..... 140

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 伊丹市障害福祉計画（第6期）及び伊丹市障害児福祉計画（第2期）の策定にあたって

### （1）計画策定の趣旨

国では、平成26年（2014年）1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成28年（2016年）4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、また、平成28年（2016年）4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の一部施行、平成28年（2016年）5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行、平成28年（2016年）8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」の施行など、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

また、平成28年（2016年）6月には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、平成30年（2018年）4月からの施行となりました。この法律では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

伊丹市では、令和2年度末に策定する「第4次伊丹市障害者計画」において、障がい者施策の総合的・計画的な推進を図るとともに、サービス提供体制の確保のための具体的施策を示すものとして、平成20年（2008年）3月に伊丹市障害福祉計画を策定して以来3年毎に改定し、計画的な施策の推進に努めてきました。

平成30年（2018年）3月に策定した「伊丹市障害福祉計画（第5期）」及び「伊丹市障害児福祉計画（第1期）」は、令和2年度が計画期間の終期にあたることから、これまでの計画の進捗状況を検証し、国や県の指針や近年行われた障害者制度改革の内容や社会情勢・ニーズの変化、サービス利用実績等を踏まえて、新たに「伊丹市障害福祉計画（第6期）」及び「伊丹市障害児福祉計画（第2期）」を策定することとします。

#### 「障害」の「害」のひらがな表記の取扱いについて

「障害」という文語表現については、障がいのある人の思いを大切にすることとあわせ、市民の理解を深めていくためには読み手側が受け入れやすい表現であることが大切と考え、この計画においては、人や人の状態を表す場合等に「障がい」と表記しています。ただし、法令や、条例等に基づく制度や事業等の名称などについては、「障害」及び「障害者」という表記をしています。

## (2) 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に向けた国の基本指針

国による「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」（令和2年（2020年）1月17日）に基づき、本市の最新の障害福祉サービスの状況を反映した適切な目標設定が必要となります。

### 【基本指針の主なポイント】

#### 基本的理念

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取り組み
5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保
7. 障がい者の社会参加を支える取り組み

#### 一. 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

#### 二. 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1. 相談支援体制の構築
2. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
3. 発達障がい者等に対する支援
4. 協議会の設置等

#### 三. 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1. 地域支援体制の構築
2. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
3. 地域社会への参加・包容の推進
4. 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
5. 障害児相談支援の提供体制の確保

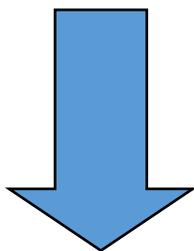
### (3) 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に向けた兵庫県の基本指針

兵庫県の障がい者福祉施策の基本方針である「ひょうご障害福祉計画」のうち、令和3年(2021年)度に策定する実施計画の障害福祉計画に該当する第6期障害福祉推進計画では、地域移行・就労移行・障害児支援分野等に関する目標を成果指標として、必要となる障害福祉サービス等の見込量を活動指標として設定することとしております。

#### 障害福祉推進計画(第5期)【ひょうご障害者福祉計画】

##### 成果指標

- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ②精神障がい者を地域全体で支える体制の構築
- ③地域生活支援拠点の整備
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等



- ・障がい者の重度化・高齢化
- ・精神障がい者の増加
- ・相談支援専門員の不足
- ・障害福祉サービスの多様化 等

#### 障害福祉推進計画(第6期)【ひょうご障害者福祉計画】

##### 成果指標

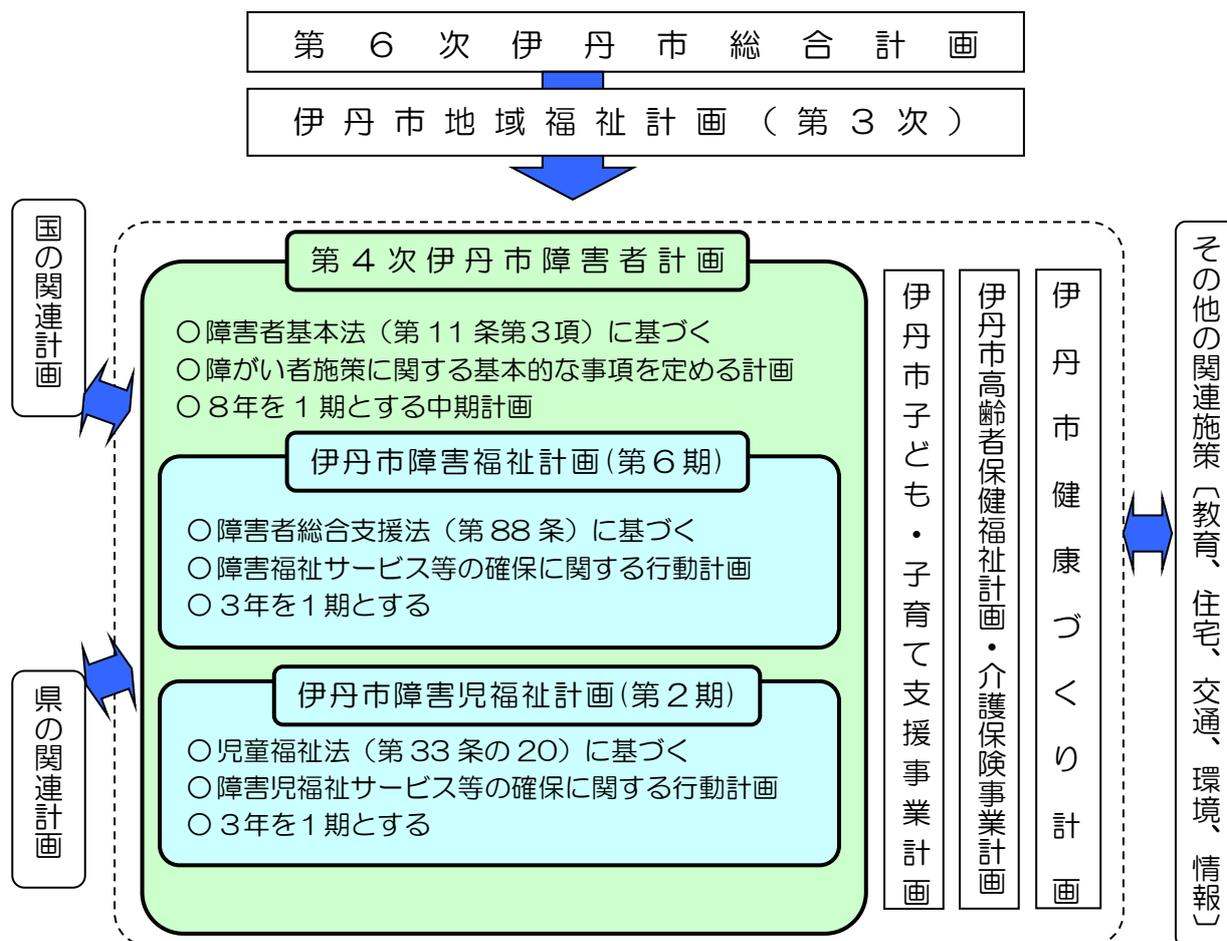
- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ②精神障がい者を地域全体で支える体制の構築
- ③地域生活支援拠点の整備
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥相談支援体制の充実・強化等

## (4) 計画の位置付け

「伊丹市障害福祉計画（第6期）」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障害福祉計画として、自立支援給付に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などの実施にあたっての考え方と必要なサービス量の見込を示すとともに、その確保のための方策を定めるものです。また、障がい者施策全般に関する基本的な事項を定める「第4次伊丹市障害者計画」（障害者基本法第11条第3項の規定に基づく）の生活支援、雇用・就業・経済的自立の支援などの施策の一部を構成します。

また、平成28年（2016年）6月に公布された「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、市町村は障害児福祉計画を定めるものとされました。児童福祉法第33条の20により、障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する障害福祉計画と一体のものとして作成することができるとなっており、伊丹市は「伊丹市障害児福祉計画（第2期）」を「伊丹市障害福祉計画（第6期）」と一体的に作成するものとします。

この計画は、「第6次伊丹市総合計画」及び「伊丹市地域福祉計画（第3次）」を上位計画とし、「伊丹市健康づくり計画」「伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「伊丹市子ども・子育て支援事業計画」等の保健福祉分野における関連計画、教育・雇用・人権・まちづくりなど関連分野における施策との連携を図りながら推進します。



### (5) 計画期間

年度	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	令和7年 2025年	令和8年 2026年	令和9年 2027年	令和10年 2028年
障害者計画	第4次							
障害 福祉計画	第6期			第7期			第8期	
障害児 福祉計画	第2期			第3期			第4期	

「伊丹市障害福祉計画(第6期)」及び「伊丹市障害児福祉計画(第2期)」は、令和3年(2021年)度から令和5年(2023年)度までの3か年計画です。

令和5年(2023年)度末を見据えた数値目標を設定し、その目標達成に向けた計画とします。

## (6) 伊丹市障害福祉計画（第6期）・伊丹市障害児福祉計画（第2期）の基本的な考え方

障害者基本法に基づく「第4次伊丹市障害者計画」及び兵庫県の「障害福祉推進計画（第6期）」と調和を保たれたものとして、次の基本的な考え方に基づいて、「障害福祉計画（第6期）」及び「障害児福祉計画（第2期）」を定め、今後の施策を推進します。

### 「第4次伊丹市障害者計画」における理念

#### 「障がいのある人が参加・参画する共生福祉社会の実現」

全ての人がお互いの人権を尊重し合い、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加・参画できる社会の実現を目指します。

**共生福祉社会**…すべての市民が住み慣れた地域の中で、人としての尊厳を持ち、いきいきとそれぞれの個性を發揮しながら、ともに支え合うことで、自立・自律した生活が送れるような社会



#### 第4次伊丹市障害者計画の基本目標

- ① 社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動への参加機会の拡大
- ② 意思疎通及び情報の取得・利用のための手段についての選択機会の拡大
- ③ どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保
- ④ 差別の禁止



#### 第4次伊丹市障害者計画の基本的視点

- ① 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ② 当事者本位の総合的な支援
- ③ 障害特性等に配慮した支援
- ④ アクセシビリティの向上
- ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進



### 伊丹市障害福祉計画（第6期）及び伊丹市障害児福祉計画（第2期）に盛り込むべき事項

#### 成果目標設定のポイント

##### 2023年（令和5年）度における達成目標

- ① 福祉施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行の促進
- ⑤ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑥ 障害福祉サービス等の質の向上
- ⑦ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備等

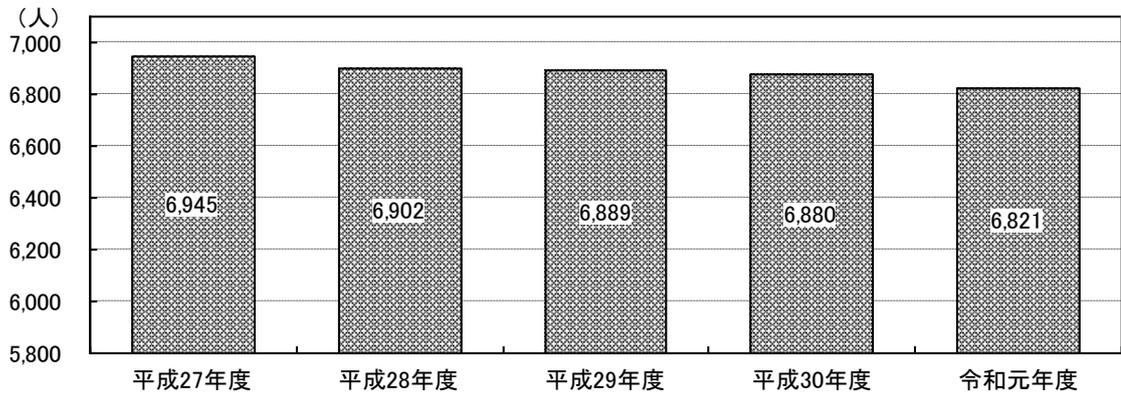
## 第2章 障がい者（児）をとりまく現状

### 障がい者数等の推移

#### (1) 身体障がい者（18歳以上）の状況

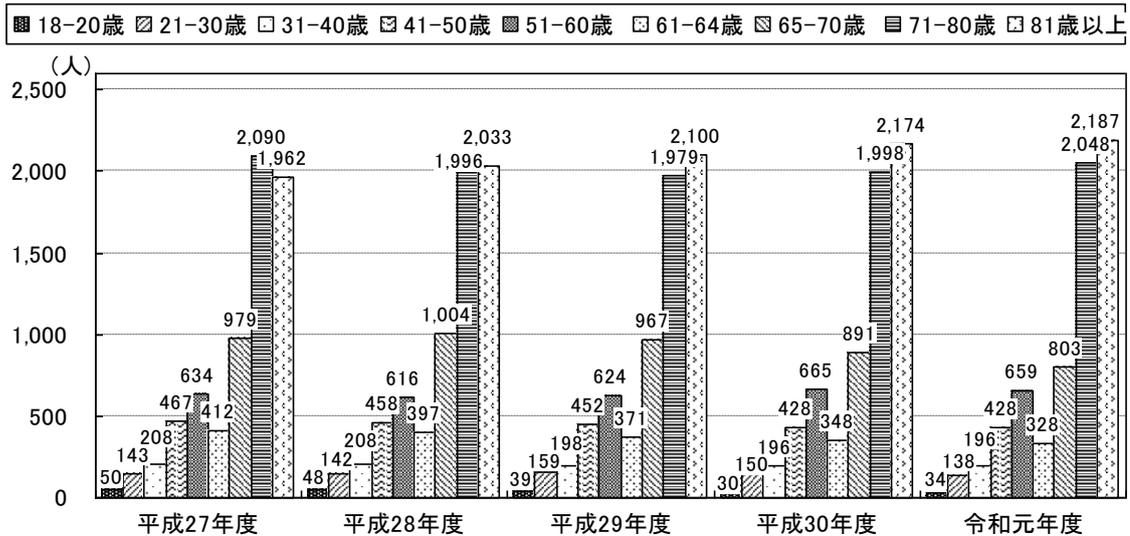
##### ◆身体障がい者数の推移

伊丹市における18歳以上の身体障害者手帳所持者数は、平成27年（2015年）度の6,945人から減少傾向にあり、令和元年（2019年）度では6,821人になり、約1.8%の減少となっています。

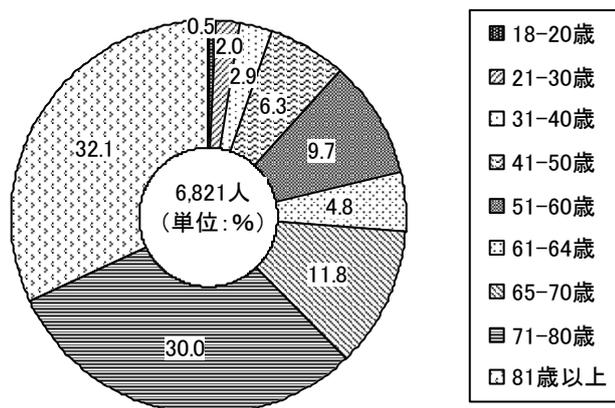


##### ◆身体障がい者数の年齢別推移

身体障害者手帳所持者の年齢状況については、その7割強（73.9%）を65歳以上の高齢障がい者が占めており、加齢に伴う疾病などにより障害者手帳を持つに至った人の数が増えています。

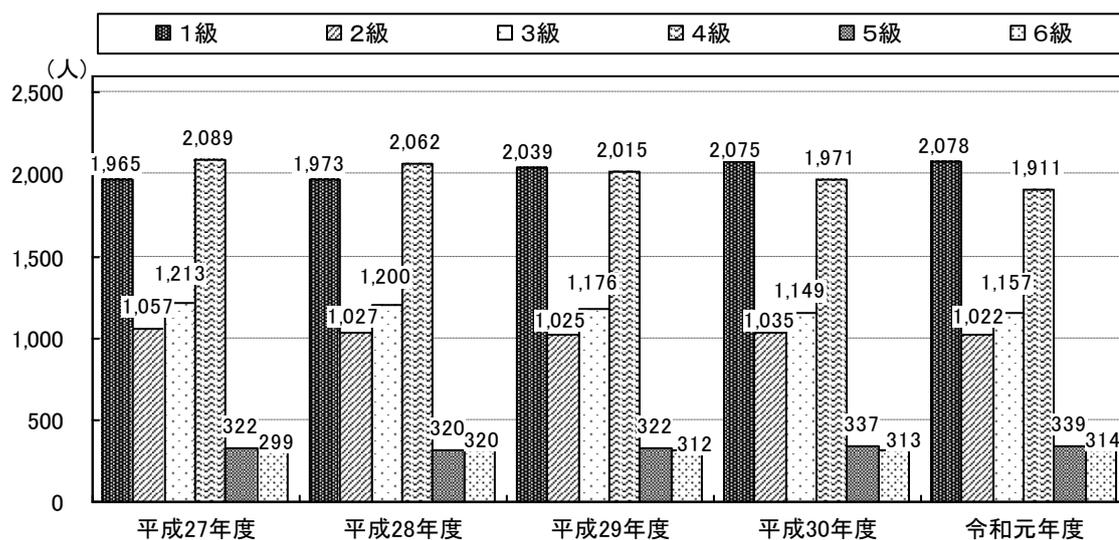


◆身体障がい者の年齢別構成比（令和元年度）

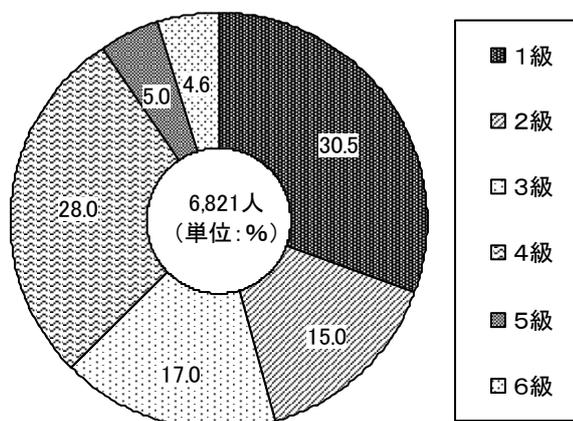


◆身体障がい者数の等級別推移

身体障害者手帳等級表では、等級を1級から6級に区分していますが、令和元年（2019年）度で重度障害の1級・2級の判定が全体の45.5%を占めています。

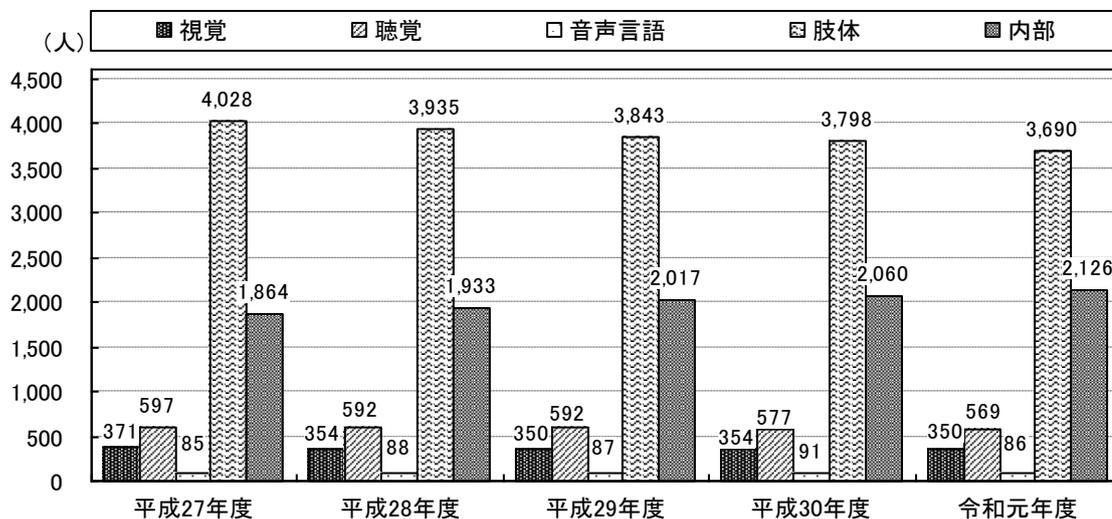


◆身体障がい者の等級別構成比（令和元年度）

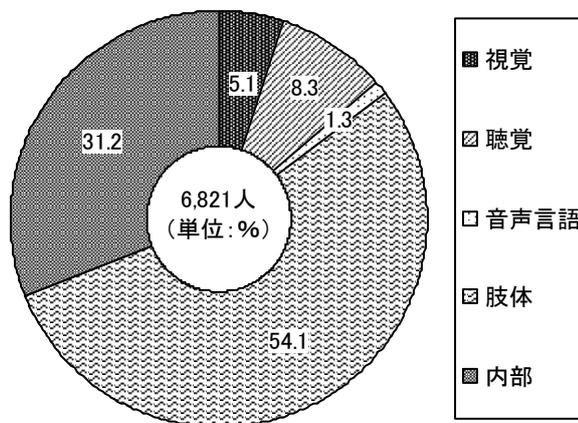


◆身体障がい者数の障害内容別推移

障害内容についても身体障害者手帳等級表では、視覚、聴覚平衡、音声言語、肢体、内部の障害ごとに分けられていますが、令和元年(2019年)度における障害内容の状況については、半数以上を、肢体(54.1%)が占め、次いで内部、聴覚が多くなっています。

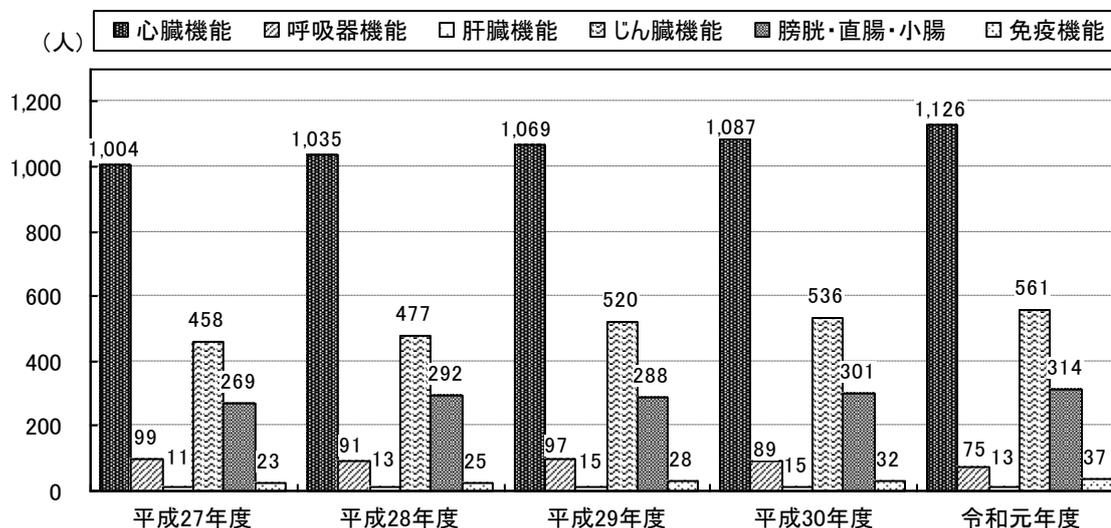


◆身体障がい者の障害内容別構成比(令和元年度)

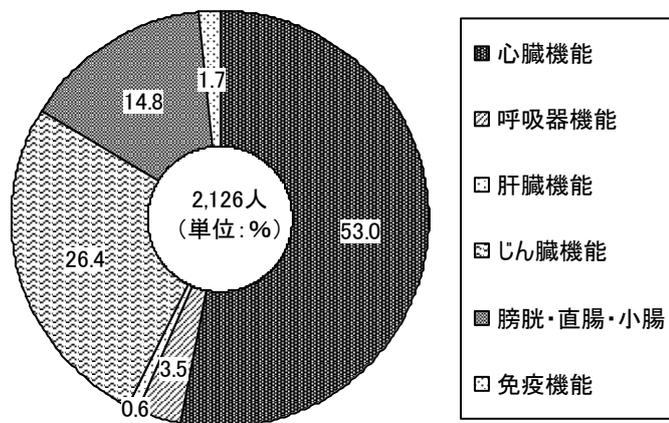


◆身体障がい者数の内部障害別推移

さらに内部障害においては、心臓機能、呼吸器機能、肝臓機能、じん臓機能、膀胱・直腸・小腸、免疫機能等に区分されますが、内部障害は年々増加の傾向にあります。特に心臓機能障害がもっとも多く、令和元年度（2019年）度においては内部障がい者全体の半数以上(53.0%)を占めています。



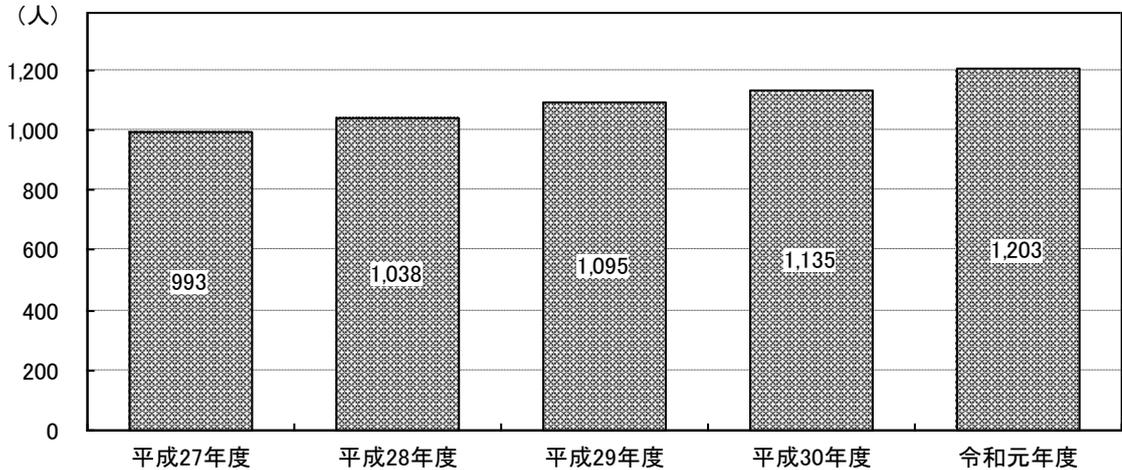
◆身体障がい者の内部障害別構成比（令和元年度）



## (2) 知的障がい者（18歳以上）の状況

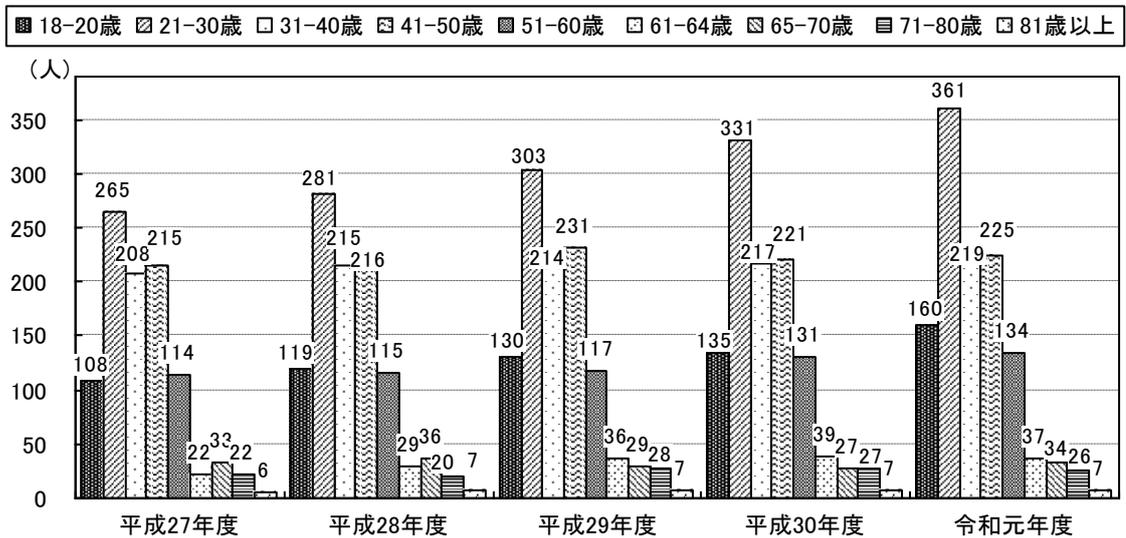
### ◆知的障がい者数の推移

伊丹市における18歳以上の療育手帳の所持者数は、平成27年（2015年）度の993人から増加傾向にあり、令和元年（2019年）度では1,203人になり、約21.1%増えています。

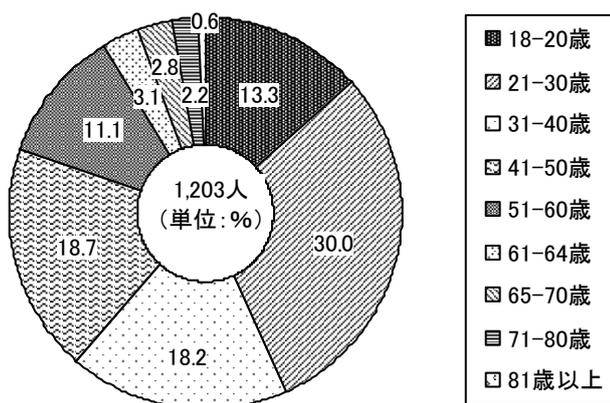


### ◆知的障がい者数の年齢別推移

年齢区分については、令和元年（2019年）度では療育手帳所持者の約半数(48.2%)を20歳代、30歳代が占めており、高齢者である65歳以上の手帳所持者は5.6%となっています。平成27年(2015年)度から、30歳までの手帳所持者数が特に増加しています。

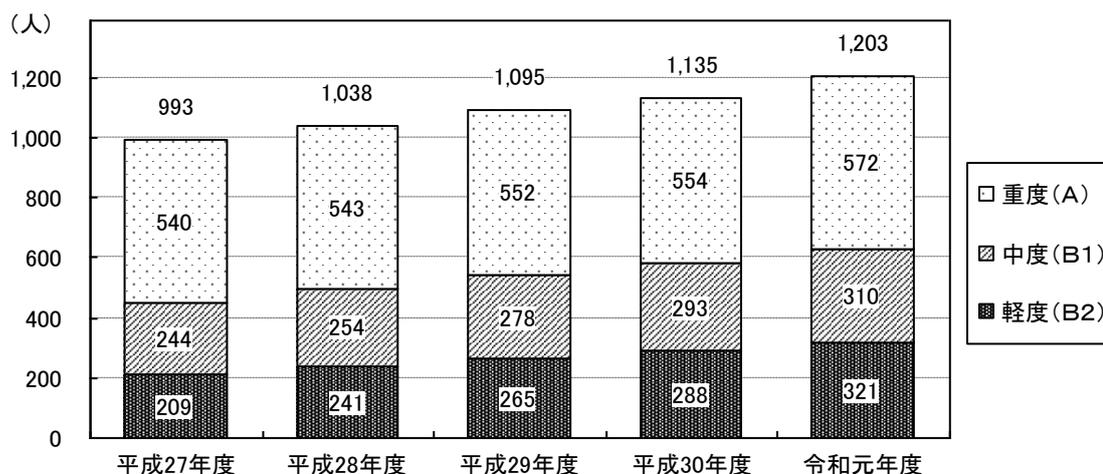


◆知的障がい者の年齢別構成比（令和元年度）

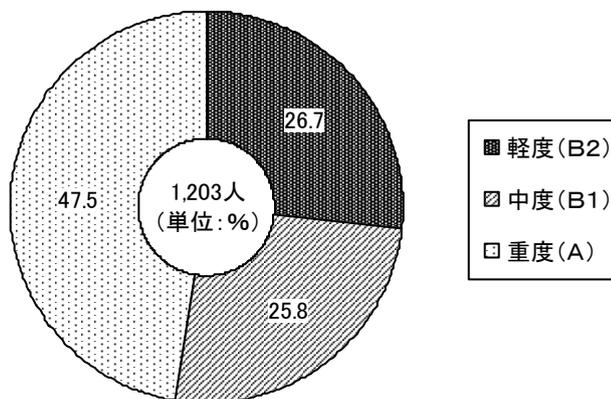


◆知的障がい者数の障害等級別推移

知的障害の障害等級については、等級を重度（A）、中度（B1）、軽度（B2）の3つに分けています。令和元年（2019年）度の障害等級において、重度（A）の判定を受けている人が47.5%と一番多くなっています。平成27年（2015年）度から軽度（B2）の区分で特に増加しています。



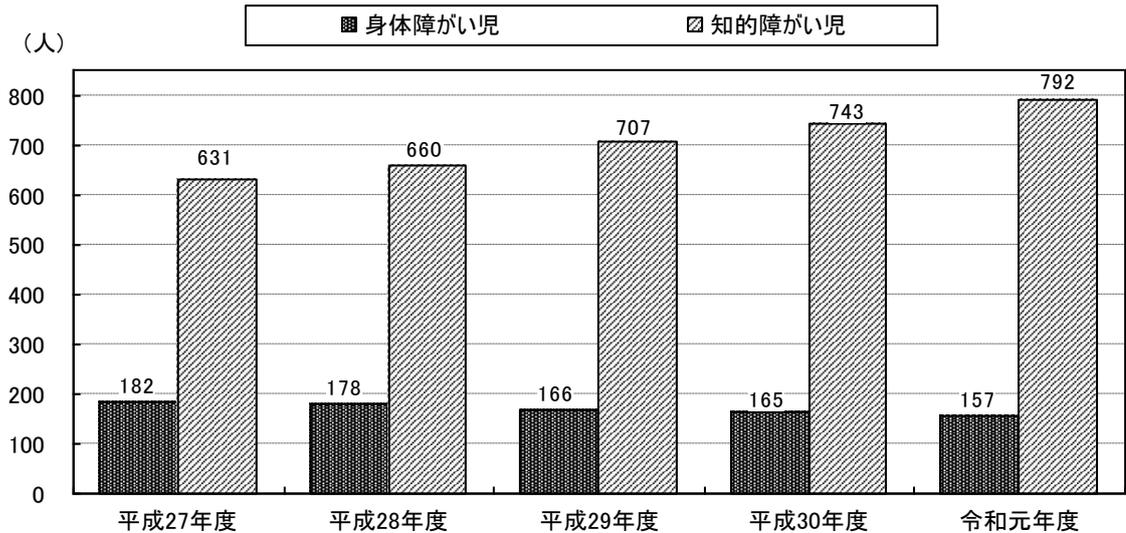
◆知的障がい者の障害等級別構成比（令和元年度）



### (3) 障がい児童（18歳未満）の状況

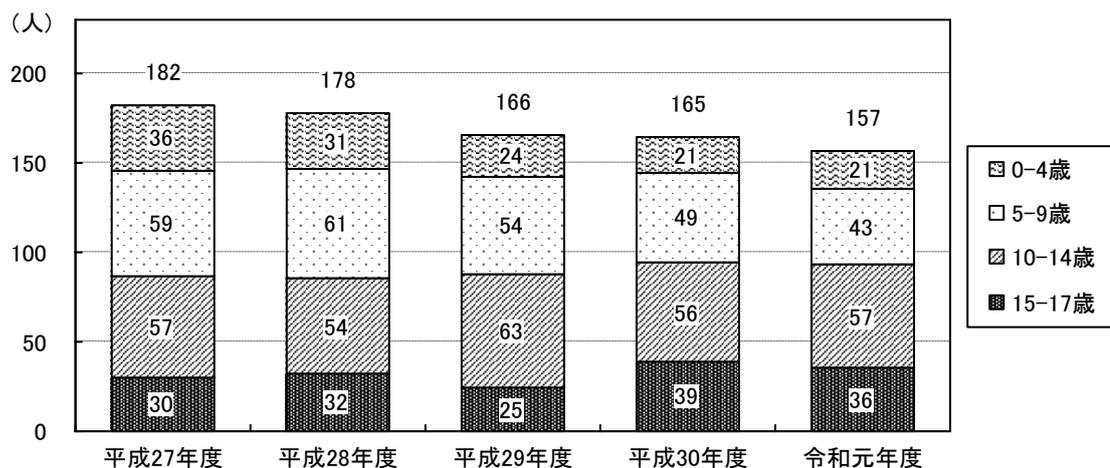
#### ◆障がい児数の推移

伊丹市における18歳未満の身体障害者手帳所持者数は、令和元年（2019年）度に157人で、減少傾向にあります。また、伊丹市における18歳未満の療育手帳交付数は、令和元年（2019年）度は792人で増加傾向となっています。兵庫県では発達障がい者（児）に対して療育手帳を交付しており、発達障がい者（児）の増加が療育手帳所持者の増加にも影響していると考えられます。

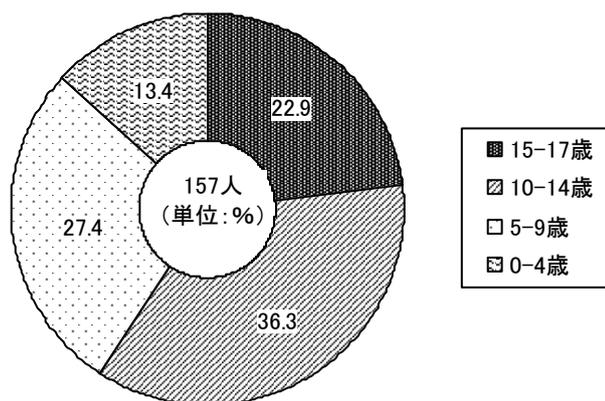


#### ◆身体障がい児数の年齢別推移

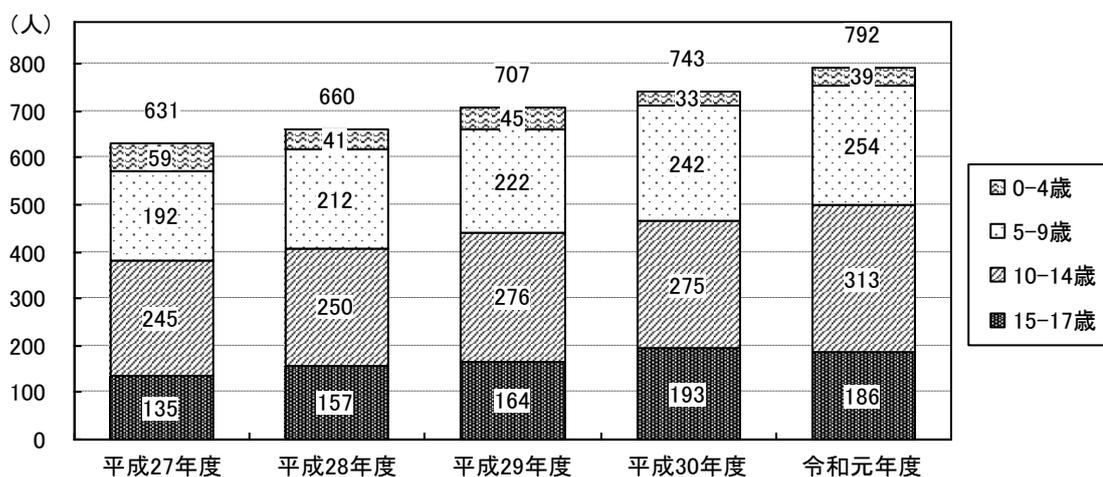
障がい児年齢区分による状況については、令和元年（2019年）度の構成比を見ると身体障がい児および知的障がい児において5歳から14歳までが半数以上を占めています。



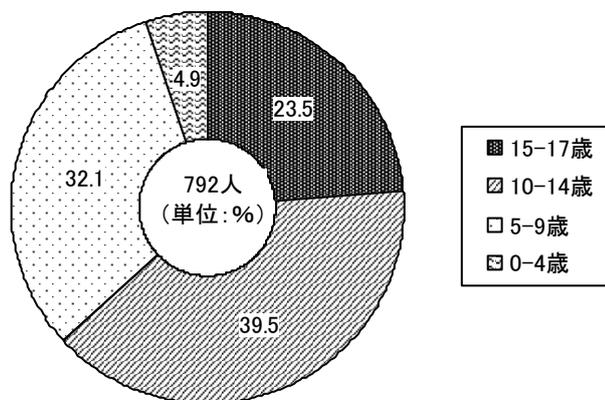
◆身体障がい児の年齢別構成比（令和元年度）



◆知的障がい児数の年齢別推移

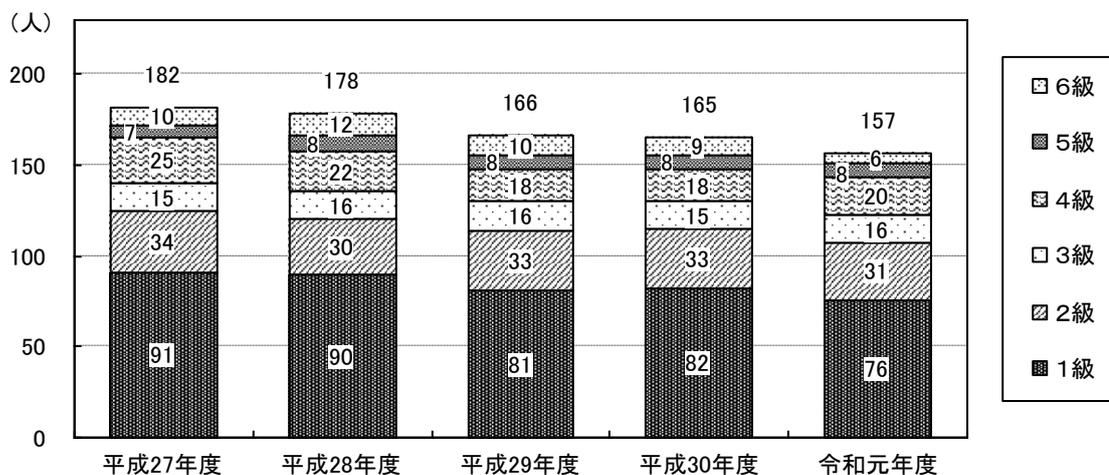


◆知的障がい児の年齢別構成比（令和元年度）

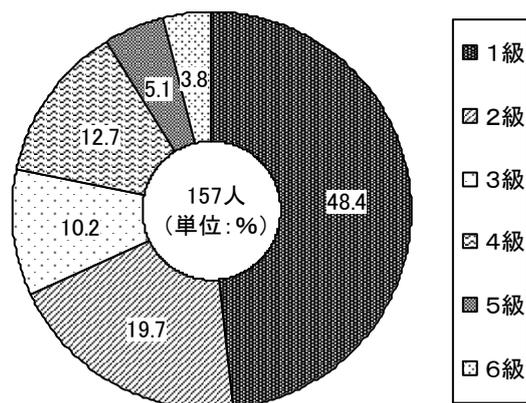


◆身体障がい児数の障害程度別推移

令和元年（2019年）度の身体障がい児の障害程度については、1級・2級の合計が68.1%となっており、重度者が多くなっています。

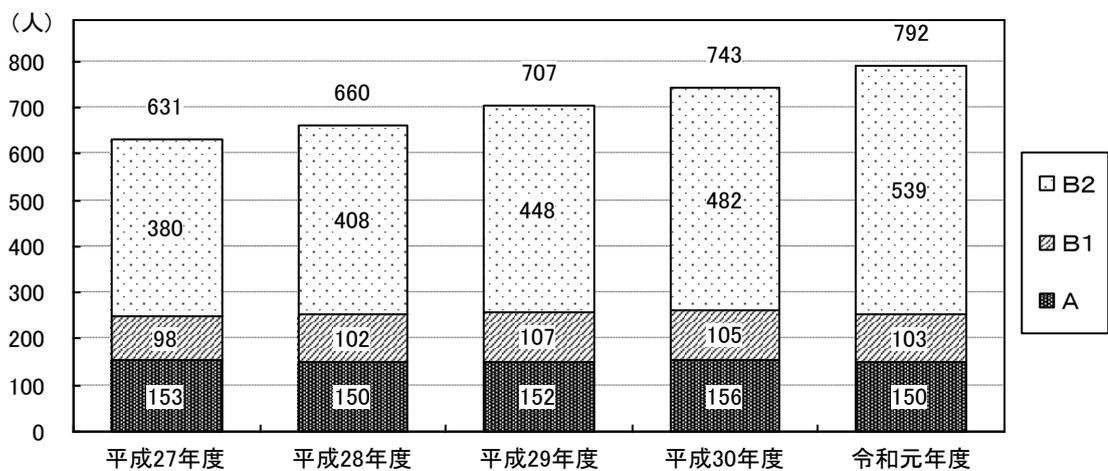


◆身体障がい児の障害程度別構成比（令和元年度）

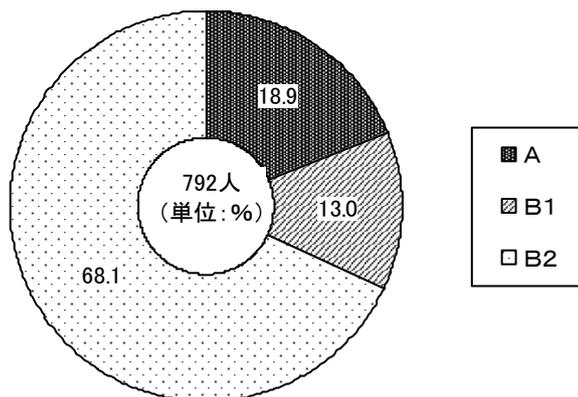


◆知的障がい児数の障害程度別推移

また、知的障がい児については軽度（B2）の判定を受けている人が68.1%と半数以上を占めており、発達障がい者（児）の増加が影響していると考えられます。

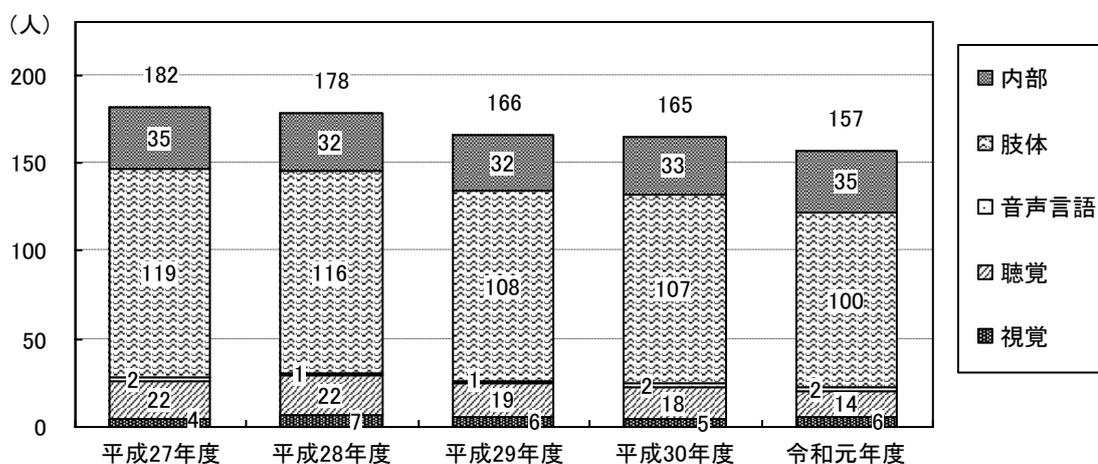


◆知的障がい児の障害程度別構成比（令和元年度）

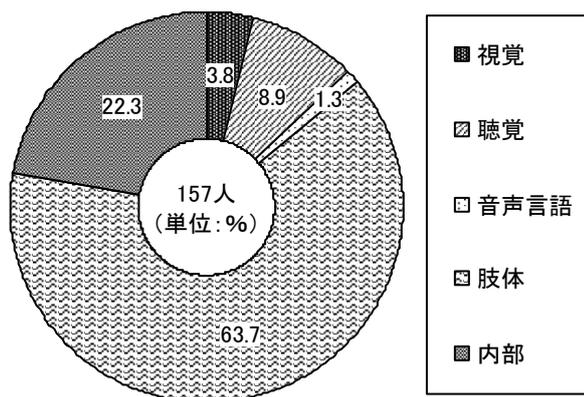


◆身体障がい児数の障害内容別推移

身体障がい児を障害内容別に見ると、肢体が63.7%、次に内部、聴覚障害と続きます。この状況は18歳以上の身体障がい者と同じ傾向にあります。

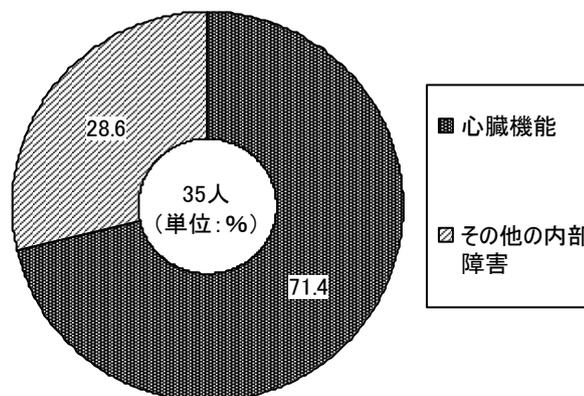


◆身体障がい児の障害内容別構成比（令和元年度）



◆身体障がい児の内部障害別構成比（令和元年度）

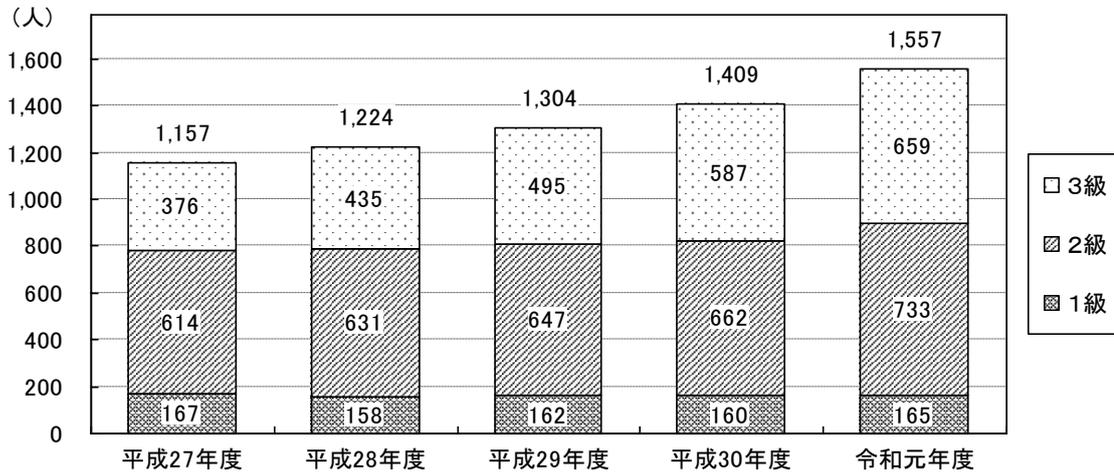
さらに、内部障害については、心臓機能とその他の内部障害等に区別されますが、18歳未満の児童については、心臓機能障害が71.4%を占めています。



## (4) 精神障がい者（児）の状況

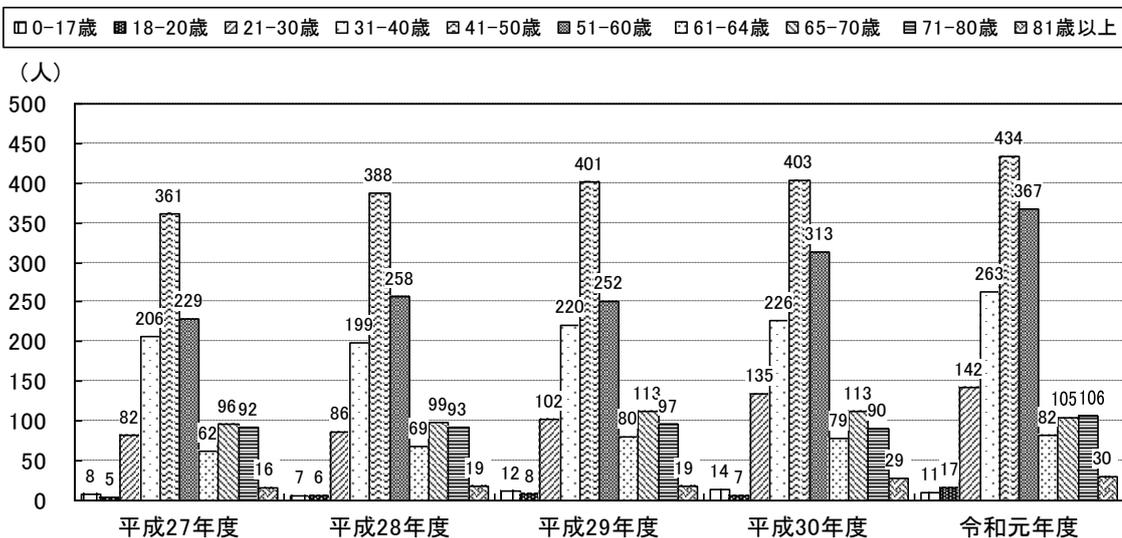
### ◆精神障がい者（児）の等級別手帳発行数推移

伊丹市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年（2019年）度では1,557人となり、等級別で見ると、2級が47.1%を占め、次いで3級が42.3%となっています。平成27年(2015年)度から3級で特に増加しています。

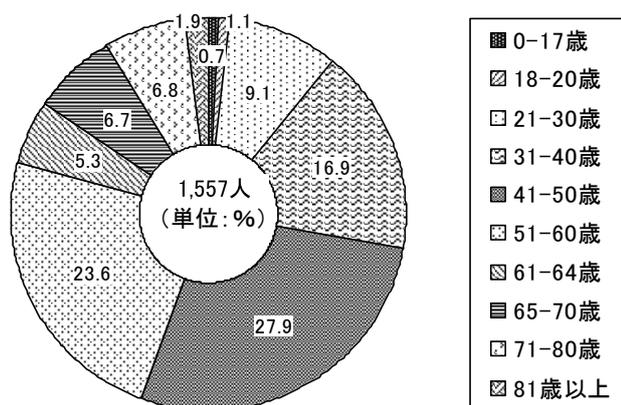


### ◆精神障がい者（児）の年齢別推移

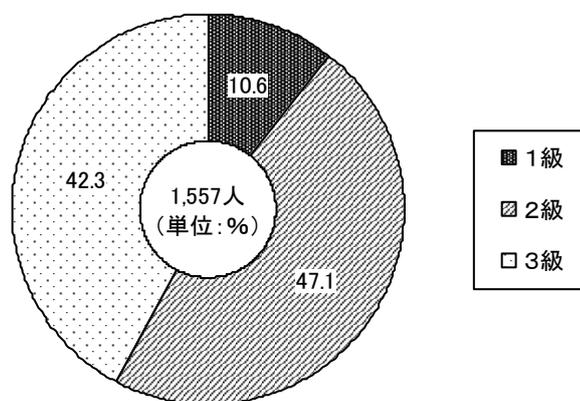
精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢状況については、40歳代、50歳代、30歳代の順で多くなっています。



◆精神障がい者（児）の年齢別構成比（令和元年度）

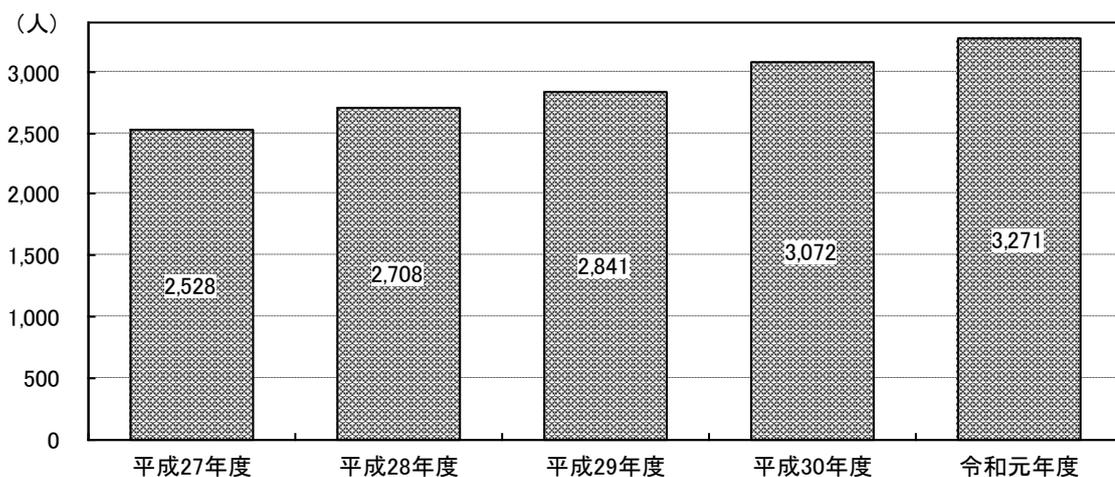


◆精神障がい者（児）の等級別手帳発行構成比（令和元年度）



◆自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移

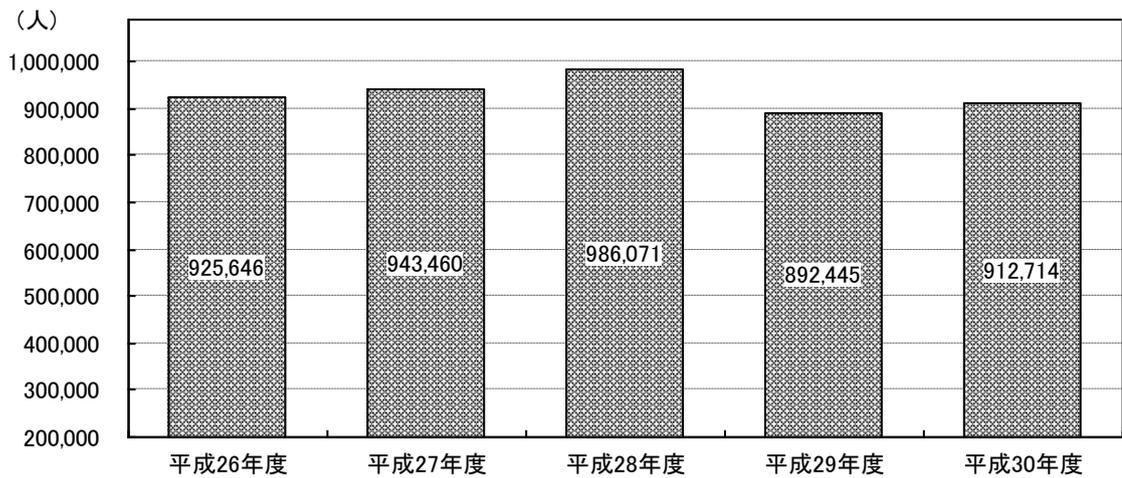
伊丹市における自立支援医療(精神通院医療)に関する受給者数は、令和元年（2019年）度は3,271人であり、増加傾向にあります。



## (5) 難病患者の状況

### ◆特定疾患医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移（全国）

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病において、現在333の指定難病が医療費助成の対象とされています(令和元年7月1日に331→333に拡大)。国の定めた認定基準を満たし交付された特定疾患医療費（指定難病）受給者証の所持者は平成30年（2018年）度時点で、91万2,714人となっています。



## 第3章 障害福祉計画

### 1. 成果目標と達成に向けた取組

第4次障害者計画の基本的理念を実現し、地域移行や就労支援といった障がい者等の総合的な支援に対応するため、第5期計画までの実績および地域の実情を踏まえ、令和5年(2023年)度を目標年度として、具体的な成果目標を設定します。

#### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行の促進

項目	数値目標	数値目標設定の考え方
令和元年度末時点の入所者数(A)	166	—
令和5年度末時点の入所者数(B)	163	—
【目標値】 地域生活へ移行する人数(C)	8	国の基本指針では、令和5年度末時点で令和元年度末の施設入所者の6%以上(10人)を地域生活へ移行することとしている。伊丹市の現在の施設入所者の実態は50歳以上が5割、支援区分6が5割を占めている。加えて地域移行の実績は、直近3年間で7人となっている現状を鑑み、伊丹市独自の目標値を設定する。
	4.8%	移行割合(C/A)
【目標値】 削減見込み(率)	3	国の基本指針に基づき、令和5年度末時点の施設入所者を、令和元年度末の施設入所者から1.6%以上削減する。(A-B)
	1.8%	削減割合(A-B)/A

#### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	有無	目標設定の考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	有	国の基本指針に基づき、令和5年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。
<p>伊丹市民で1年以上精神科病院に入院している人数：195人(65歳未満：82人、65歳以上：113人) ReMHRAD:2018年度630調査(精神保健福祉資料)より</p> <p>令和5年度末の精神病床における長期入院者数の目標値および地域移行に伴う基盤整備量の目標値について、県が国の推計式を用いて算出しており、本市における令和5年度末の65歳未満の長期入院者数の目標値は66人、長期入院者の地域移行に伴う基盤整備量の目標値は34人とされている。</p>		

### ③ 地域生活支援拠点等の機能の充実

項目	有無	目標設定の考え方
地域生活支援拠点の整備および機能の充実に向けての運用状況の検証・検討の実施	有	国の基本指針に基づき、機能の充実に向けて、年1回以上の運用状況の検証・検討を実施する。

### ④ 福祉施設から一般就労への移行の促進

#### ア) 福祉施設からの就労移行者数の増加

項目	数値目標	数値目標設定の考え方
令和元年度末時点の就労移行者数	19	—
【目標値】 令和5年度の年間就労移行者数（総数）	25	国の基本指針に基づき、令和元年度実績（19人）の1.27倍以上
（うち就労移行支援事業所からの就労移行者数）	17	国の基本指針に基づき、令和元年度実績（13人）の1.30倍以上
（うち就労継続支援A型事業所からの就労移行者数）	3	国の基本指針に基づき、令和元年度実績（2人）の1.26倍以上
（うち就労継続支援B型事業所からの就労移行者数）	5	国の基本指針に基づき、令和元年度実績（4人）の1.23倍以上

#### イ) 就労定着率の高い就労定着支援事業所の増加【新規】

項目	数値目標	数値目標設定の考え方
就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者割合	7割以上	国の基本指針に基づき、令和5年度末までに就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者割合を7割以上とする。
就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	7割以上	国の基本指針に基づき、令和5年度末時点で就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合を7割以上とする（就労定着率：過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）。

⑤ 相談支援体制の充実・強化等【新規】

項目	有無	目標設定の考え方
基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援の実施	有	国の基本指針に基づき、令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援を実施するため、基幹相談支援センター会議等で検討する。
地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	有	国の基本指針に基づき、令和5年度末までに地域の相談支援体制の強化を実施するため、基幹相談支援センター会議等で検討する。

⑥ 障害福祉サービス等の質の向上【新規】

項目	有無	目標設定の考え方
障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制確保	有	国の基本指針に基づき、令和5年度末までに障害福祉サービス等の質の向上を図るための研修への派遣など体制確保に努める。

## 2. 重点施策～成果目標の実現に向けて

### (1) 身近な相談支援体制の整備

#### 必要な人に必要な支援を的確につなぐ・共生社会の推進

身近に、いつでも、気軽に、どんな相談にも乗ってくれる相談窓口があることが、障がい者が地域で生活していくためには不可欠です。そして、ノーマライゼーションの実現に向け、障害があってもなくても、だれもが住み慣れた地域で生活し活動できる社会を構築し、地域で生活している障がい者が、そのまま生活し続けることができるよう、また、施設や病院等から地域生活へと移行するためには、地域住民の障害への理解が欠かせません。地域への働きかけや啓発という役割も含む、相談支援が実践される伊丹市を目指します。

#### ① 基幹相談支援センターのあり方検討

障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者および地域の障害福祉サービス等の実情を的確に把握し、相談に対応していきます。

##### 【計画相談・障害児相談支援支給決定人数及び事業所数】

		2017年度	2018年度	2019年度
計画相談支援支給決定者数	（者）	1,270	1,300	1,389
	（児）	27	21	16
計画相談支援事業所数	か所	15	16	17
障害児相談支援支給決定者数	人/年	1,166	1,242	1,444
障害児相談支援事業所数	か所	9	9	10

##### 【市内の相談支援事業所 令和2年（2020年）4月末時点】

事業所名	運営法人	委託	指定 特定	指定 一般	障害児
地域生活支援センター	社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会	○	○		
市立障害者福祉センター	社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会	○	○		
ウイズゆう	社会福祉法人いたみ杉の子	○	○	○	
いたみコミュニティセンター	特定非営利活動法人ICCC	○	○	○	
open space とも	株式会社 open space とも		○		○
りすん	有限会社しゅあーど		○	○	○
あんさんぶる	特定非営利活動法人あんさんぶる		○	○	○
めぶき	社会福祉法人協同の苑		○		
ぐろ～りあ	社会福祉法人ヘルプ協会		○		○

事業所名	運営法人	委託	指定 特定	指定 一般	障害児
サポートテラス昆陽東	社会福祉法人伊丹市社会福祉事業 団		○		
ジョイフル	特定非営利活動法人ジョイフル		○		○
もこもこ	特定非営利活動法人ぶるうみい		○	○	○
リーフゆう	社会福祉法人いたみ杉の子		○		○
市立児童発達支援センター	伊丹市		○		○
ちえの和みんなの相談窓口	株式会社福祉ステーションちえの 和		○	○	○
milliFe (みらいふ)	株式会社 GIVE & give		○		○
設置数	16	4	16	6	10

伊丹市障害福祉課・こども福祉課  
(一般的な相談、障がい者・児施策の推進)

障害者虐待防止センター

### 基幹相談支援センター 市内6ヶ所(直営・委託)

■専門職配置

■業務

- 総合相談(全障害初期相談、人材育成(相談支援専門員)、専門相談の調整、啓発、広報)
- 専門相談(困難事例への対応、相談支援事業者等への専門的な助言)
- 権利擁護(成年後見制度利用支援事業、虐待対応)
- 地域移行・地域定着(入所施設への働きかけ、地域の体制整備にかかる調整)
- 地域の相談支援体制の強化(スーパーバイズ、地域づくり)
- 地域自立支援協議会の運営

いたみコミュニ  
ティケアセンター  
(精神)

ウィズゆう  
(知的)

市立障害者  
福祉センター  
(身体)

地域生活  
支援センター  
(就労)

市立児童発達  
支援センター

特定相談支援事業所  
基本相談  
計画作成

障害児相談支援事業所  
基本相談  
計画作成

一般相談支援事業所  
基本相談  
地域移行支援  
地域定着支援

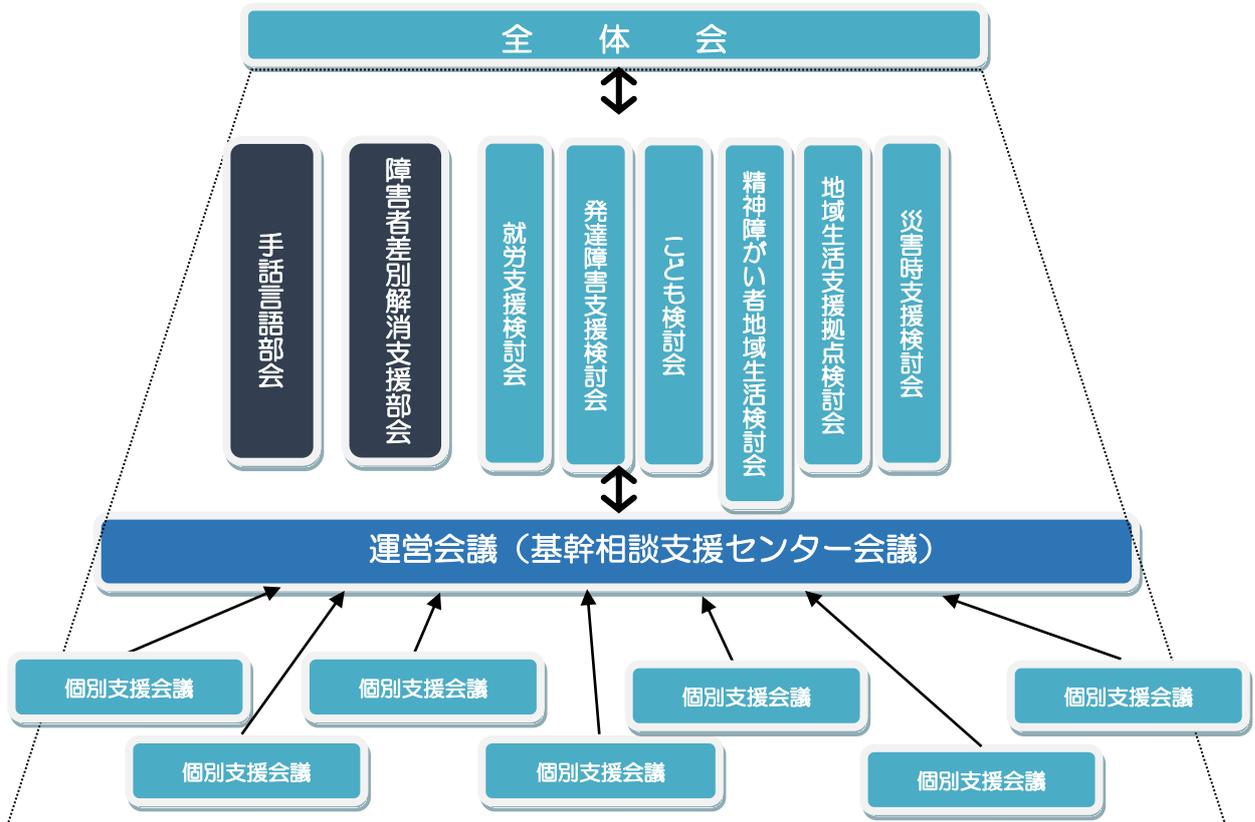
ライフステージに応じた一貫性、継続性のある支援

#### 【第5期計画で取り組んだこと】

- 伊丹市相談支援体制の基幹相談支援センターは、障害福祉課、こども福祉課、市立児童発達支援センター、4委託相談支援事業所のネットワーク型で対応しました。
- 相談支援従事者のスキル向上のため、相談支援事業所連絡会を年6回開催しました。そのうち1回は拡大版として、介護保険サービス事業所の従事者も含めて研修等を行いました。
- ネットワーク型の基幹相談支援センターのあり方や課題を明確にするため、基幹相談支援センター会議において、①基幹相談支援センターに求められる機能・役割、②現状のネットワーク型で①の機能・役割が果たしているかの自己評価、③関係機関からの評価等(他者評価)について検討するとともに、④先行市の視察を行いました。



<伊丹市障害者地域自立支援協議会の体制>



会議名	内容	メンバー	開催頻度	備考 (期待される役割)
全体会	地域の現状・課題等について地域の関係者(代表者レベル中心)が情報共有・協議を行う。	関係機関の代表レベル	年2～3回	伊丹市の障害福祉の現状や課題の共有がしやすくなり、実効性のある施策提言につながる。
部会	地域における障害者差別に関する相談や争いごとの防止や解決、手話言語条例制定により実施する施策の進捗管理や手話言語普及啓発等に取り組む。	関係機関の代表レベル	年1回	障害者差別解消法、手話言語条例に基づき開催。相談窓口によって対応のばらつきが生じないように情報や注意点を共有する。
検討会	「精神障がい者地域生活」や「就労支援」などテーマを絞った内容で議論を深める。設置する検討会は、全体会の承認を得る。	実務担当者、サービス提供事業所、当事者等	必要に応じて(自主運営)	具体的解決や目標達成に向けたしくみ作り、官民の枠を超えた協働のしくみづくり等、解決に向けた具体的議論や研究を行う。 全体会の委員が座長を務めることで全体会への提案を円滑に進める。
運営会議 (基幹相談支援センター会議)	自立支援協議会各会議の運営総括にあたる。また、個別支援会議からあがってくる課題を集約整理し、全体会や検討会へ課題提起をする。	障害福祉課、こども福祉課、市立児童発達支援センター、委託相談支援事業所	月1回	伊丹市の障害者相談支援の現場で起きている課題等に即して検討会の設置を提案できる。
個別支援会議	個別ケースの支援をどうするか協議する。(ケア会議、サービス担当者会議、ケースカンファレンスとして開催していたもの)	ケースの支援関係者(ケースごとに別メンバーで設置する)	必要に応じて(自主運営)	各ケースの相談支援に関わる担当者が主催する。

【令和2年（2020年）度部会・検討会】

検討会・部会名	主要テーマ	構成メンバー
就労移行支援 検討会	本人の希望や就労準備に応じた段階的な就労支援体制の推進が求められており、就労系障害福祉サービス事業等役割の再確認と、本市に必要なサービス・事業についての検証を行い、就労支援体制の整備を行うことで、就労支援体制がより良いものになるよう方策を検討する。	地域生活支援センター、阪神北就業・生活支援センター、こやの里特別支援学校進路担当教諭、伊丹特別支援学校進路担当教諭、伊丹東有岡ワークハウス、サポートテラス昆陽東、どりー夢共同作業所、ライズワーク、スクールぎると、協同の苑くすのき、ジョブリンクゆう、いたみコミュニティアセンター、ハローワーク伊丹、障害福祉課
発達障害 支援検討会	発達障がいのある方やその家族が抱えている悩みや問題について、地域や家族、支援機関等の理解を深めると共に、支援体制の構築や連携強化を図ることで、当事者やその家族が安心かつ安全な生活を営むことができるための基盤づくりや社会資源の創出等を行う。	こやの里特別支援学校、障害者福祉センター、地域生活支援センター、ウィズゆう、いたみコミュニティアセンター、クローバー宝塚ランチ、児童発達支援センター、こども福祉課、障害福祉課
こども検討会	18歳未満の支援の必要な児童が、より身近で適切な療育支援や福祉サービスを受けることを可能とするため、当事者や関係機関とともに課題整理を図る。（毎年、テーマを設定し検討）	伊丹特別支援学校、しゅあーど、openspace とも、あんさんぶる、ジョイフル、ぶるうみい、ぐろーりあ、リーフゆう、伊丹市訪問看護ステーション、障害者福祉センター、こやの里特別支援学校、伊丹特別支援学校 PTA、市立伊丹病院、伊丹健康福祉事務所、学校指導課、健康政策課、児童発達支援センター、こども福祉課、障害福祉課
精神障がい者 地域生活 検討会	精神障がい者の地域生活支援の方策を探る。	いたみコミュニティアセンター、伊丹天神川病院、地域生活支援センター、伊丹健康福祉事務所、伊丹東有岡ワークハウス、あじさいの会、ライズワーク、生活支援課、障害福祉課
地域生活支援 拠点検討会	障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障がい児・者の地域生活支援をさらに推進するため、地域生活支援拠点の整備方針を検討し、実施に向けた取組を進める。	社会福祉協議会、社会福祉事業団、いたみ杉の子、ヘルプ協会、協同の苑、ICCC、しゅあーど、あすばる、こども福祉課、障害福祉課
災害時支援 検討会	自然災害や感染症流行時における支援体制の整備を行う。	社会福祉協議会、社会福祉事業団、いたみ杉の子、協同の苑、ICCC、しゅあーど、あんさんぶる、思草、身体障害者福祉連合会、手をつなぐ育成会、あじさいの会、障害福祉課
障害者差別 解消支援部会	障害者差別にかかる相談事例等の情報共有及び協議を本市の関係機関が行い、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、本市の実情に応じた差別の解消のための取組を行う。	伊丹人権擁護委員協議会、春名・田中・細川法律事務所、迫田博幸司法書士事務所、伊丹市視覚障害者協会、伊丹市聴力障害者協会、伊丹市肢体障害者協会、伊丹市肢体不自由児・者父母の会、伊丹市手をつなぐ育成会、伊丹市あじさいの会、伊丹市地域生活支援センター、ウィズゆう、いたみコミュニティアセンター、神戸地方法務局伊丹支局、ハローワーク伊丹、伊丹健康福祉事務所、児童発達支援センター、こども福祉課、学校指導課、総合教育センター、障害者福祉センター、福祉権利擁護センター、市民相談課、同和・人権推進課、商店連合会、市民公募委員、障害福祉課
手話言語部会	伊丹市手話言語条例の制定により実施する施策の進捗管理（PDCA）を行い、本市の実情に応じた手話言語普及啓発のための取り組みを行う。	四天王寺大学（学識）、伊丹市聴力障害者協会、ピアカウンセラー、手話サークルアタシカ、手話サークルこゆびの会、障害者福祉センター、伊丹市設置手話通訳者、障害福祉課

【第5期計画で取り組んだこと】

- 就労移行支援・発達障害支援・こども・精神障がい者地域生活・地域生活支援拠点の5つの検討会と障害者差別解消支援・手話言語の2つの部会において、それぞれの地域課題の把握と解決に向けた取り組みを行いました。
- 相談支援事業所連絡会の開催（年6回）を通じ、相談支援専門員の感じる地域課題等の意見を拾い上げられるよう取り組みました。
- 近年増加する自然災害や新型コロナウイルス感染症等の感染症流行時対策を検討する災害時支援検討会を令和2年（2020年）度に立ち上げました。

### ③ ネットワークづくり

障害者基本法では、「地域における共生等」という項目において、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること」を前提としつつ、「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保」され、「可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」としています。

施設や病院等に入所・入院している障がい者本人の思いや希望をもとに、本人が選択した生活の場において暮らし続けることができるよう、相談支援専門員は、関係機関とのネットワークを構築して、必要な支援を提供するコーディネーター（調整役）として重要な役割を担います。

相談支援（ケアマネジメント）は、相談支援専門員など特定の者が全てを担当するのではなく、障がい者に関わるさまざまな分野の支援者がチームとして対応していくことに意味があります。

チームによる障がい者の生活目標に対する取り組み（チームアプローチ）を通して障がい者の生活全体を総合的に捉え、サービスの総合調整を行い、個別事例を通して、市内に多くのネットワークが形成され、地域の支援力が向上することを目指します。

【令和2年（2020年）3月計画相談実績】

障害者総合支援法分				児童福祉法分			
障害福祉サービス等受給者数	計画作成済み人数 b	bのうち セルフプラン	達成率	障害児通所支援受給者数	計画作成済み人数 d	dのうち セルフプラン	達成率

【サービス等利用計画案におけるモニタリング設定期間】

障害者総合支援法分							
計画作成済み人数 (セルフプラン除く)	モニタリング設定期間						
	毎月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	その他
1,428	108	1	680	1	525	56	57

児童福祉法分							
計画作成済み人数 (セルフプラン除く)	モニタリング設定期間						
	毎月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	その他
1,285	2	0	87	0	1,195	0	1

全利用者のモニタリングのたびごとに、計画通り支援が実施されているのか、実施されていないならどう改善したらよいか、誰がどの役割を担っていくのかを地域の支援者・関係機関が一堂に会して、協議、共有することが望ましいとされていますが、現実には不可能です。しかし、支援を開始するとき、または大きく支援内容の変更があるときなどは、障害福祉サービス等の担当者を招集するサービス担当者会議を、随時必要に応じて実施しています。

#### 【第5期計画で取り組んだこと】

- 相談支援専門員を対象に相談支援事業所連絡会を2ヶ月に1回の頻度で開催しています。その中で障がい者の生活を総合的に捉え、相談支援が行えるよう、法律職の専門家を招き障がい者が陥りやすい金銭トラブルや成年後見制度について事例を通じた研修に取り組みました。
- 拡大版の相談支援事業所連絡会では介護保険分野の支援者と相談支援専門員とでグループワークを行い、介護保険への移行時の課題や介護保険サービスと障害福祉サービスの併用事例について共有しました。
- 相談支援事業所連絡会を通して、相談支援専門員だけでなく、関係機関を含めたネットワークの形成や相談支援専門員等のスキルアップにつながるよう取り組みました。

## ④ 制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保へ

事業所の相談支援専門員は、子どもの身体的発達、知的発達、対人関係を含む情緒的発達についての一般的な知識が必要です。発達レベルによって、次の目標となる課題が異なるので、年齢ごとのおおまかな発達の姿をあらかじめイメージすることが大切です。

障がい児の相談では、保護者の意向を汲み、障がい児自身の希望も尊重しながら計画を作成する必要があります。一方で、「社会的養護」\*1の視点から必要な支援を探ることも求められます。「子どもの最善の利益」と「社会全体で子どもを育む」ことを理念として支援を行うことも大切です。

児童の支援方針を理解し、尊重し、18歳以降も継続性が保たれる支援を目指します。

65歳を迎え、障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行の際には、引き続き各分野の担当者が連携を取り、必要なサービスを提供できるよう調整等を行います。また、相談支援事業所連絡会では、介護保険分野の支援者と障害分野の相談支援専門員が集まり、介護保険への移行時の課題等を共有し、さらなる連携を図ります。

\*1 保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

【第5期計画で取り組んだこと】

- 平成30年(2018年)度に5回にわたり、あすばる主催による障害児計画相談の重要性や教育との連携、乳幼児期の発達についてなどの相談支援事業所向け研修会を実施しました。
- 相談支援事業所連絡会において、障害福祉サービス等に関する制度情報等の共有、各相談支援事業所がケースを持ち寄り事例検討を行うグループスーパービジョンを通して相談支援専門員のスキルアップに向けた取り組みを行いました。

## ⑤ 権利擁護の取組～障害者虐待防止

障がい者に対する虐待は障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することは極めて重要です。

伊丹市では、障害者虐待防止センターを障害福祉課内に設置しています。引き続き、障害者虐待の未然防止および早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止に向け取り組みを進めます。

【伊丹市における障害者虐待の状況】

	2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
	通報受理	虐待判断	通報受理	虐待判断	通報受理	虐待判断	通報受理	虐待判断
養護者	9	7	10	4	22(23)	12	16	9
施設従事者	5	3	9	3	17	7	13	3
使用者※1	(1)	(1)	(1)	(0)	1(3)	0(1)	1	1
その他※2	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	0	0
合計	14(16)	10(12)	19(20)	7	40(44)	19(20)	30	13

※1 障害者虐待防止法の定義(法第2条第5項)において、「使用者」とは「国及び地方公共団体は除く。」とある。( )数は法が除く対象だが、伊丹市障害者虐待防止センターに通報があり、事実確認および直接権限行使する部署への助言等を行ったもの。

※2 学校、病院、保育所での虐待は、既存の法令に基づき対応可能な部分であることを考慮し、障害者虐待防止法では、これら施設の長や管理者に対する間接的な虐待の防止等を規定することとなっている。よって、伊丹市障害者虐待防止センターに通報があり、対応したものに関しては「その他」の欄に計上する。

【第5期計画で取り組んだこと】

- 知的障がいのある方にも障害者虐待防止法などについてわかりやすく伝えるため、伊丹市手をつなぐ育成会の協力のもと作成した「障害者虐待防止啓発パンフレット(わかりやすい版)」に加え、障がい者の周囲の方々に虐待をいち早く発見・通報していただけるよう、虐待のSOSサインを記載する形で「障害者虐待防止啓発パンフレット」の改訂版を作成し、障害者虐待防止に関する啓発に努めました。
- 知的障がい者等に「嫌なことをされたら通報や相談する場所があること」等をわかりやすく周知していく取り組みとして、子どもへの暴力防止の専門家として予防教育に取り組むCAPグループ(むこがわCAP)の講師を日中活動系サービス事業所等に派遣し、障がい当事者にわかりやすい形で(寸劇やイラスト等を使って)虐待防止研修を実施しました。
- 伊丹市障害者虐待防止連絡会(代表者会議、実務担当者会議)を開催し、虐待事案への対応等を報告、共有を行いました。さまざまな立場から、障害者虐待の未然防止策や虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応等について意見交換を行い、虐待の啓発や早期発見、

再発防止に向けた新たな取り組み等につなげました。

- 住民等からの虐待通報をいつでも受け付けられるよう、休日や夜間においても通報受理ができる体制を確保し、虐待通報があった場合には速やかに障がい者等の安全確認や虐待の事実確認を行っています。また、被虐待障がい者の緊急的な保護が必要な場合に備え、障害者入所施設と一時保護の協定を締結しました。さらに、今後の支援方針や支援者の役割を決定するため、関係機関と協議の場である個別支援会議等を開催しました。
- 伊丹市障害者虐待防止連絡会や相談支援事業所連絡会、個別支援会議等の機会を活用し、虐待事案への対応等を共有することで、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対し、常に虐待防止意識を強く持って障がい者やその養護者の支援にあたる必要性を伝えるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の迅速な通報の重要性を伝えました。
- 障害福祉サービス事業所等の設置者・管理者に対して、県が行う障害者虐待防止研修等の情報を提供するとともに、市においても「障害者虐待防止フォーラム」を隔年で開催し、障害福祉サービス事業所の職員等に障害者虐待防止に関する研修の受講を促しました。
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった事業所に対しては、市独自の取り組みとして「再発防止フォローアップ調査実施要領」を策定し、一定期間、訪問による調査・指導を行い、障害者虐待が再発しない環境が維持できているか確認を行う等、継続的なフォローアップを実施しました。

## ⑥ 権利擁護の取組～意思決定支援

相談支援においては、障がい者と支援者とがパートナーとしての関係を作り、障がい者自らが自分の課題を発見し、自己決定して生活していける力をつけていく「エンパワメント」を心がけた支援が大切です。利用者が本来持っている力（ストレングス）に着目し、利用者のエンパワメントを高める本人中心の支援の重要性を、すべての相談支援専門員が認識することを目指します。

また、常に障がい者が置かれている立場を代弁するという権利擁護の観点に立ち、障がい者の自己決定・自己選択を支援していきます。

「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 障発 0331 第 15 号 平成 29 年 3 月 31 日)

相談支援等の現場において意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等を整理しています。最重度の障害があり、意思を示すことさえ困難に見える場合でも、援助者が障がい者の表情から快・不快の感情を読み取ることを含めて本人の意図を最大限に引き出す援助の仕方の模索などの事例も含まれています。

【第 5 期計画で取り組んだこと】

- 指定相談支援事業者、指定事業者に対して意思決定に関するガイドラインの周知を図りました。

## 「身近な相談支援体制の整備」についてのワーキング会議

令和2年（2020年）8月28日に14人の委員の参加を得て、「身近な相談支援体制の整備」についてのワーキング会議を実施しました。ワーキング会議では市障害福祉課、地域生活支援センターから、それぞれ相談支援の現状や取り組みについて話題提供を頂いた後、2グループに分かれグループ討議を行い、意見をまとめました。

### 話題提供者からの報告「身近な相談支援体制の整備について」

話 題	概 要
伊丹市における相談支援体制の現状について	伊丹市の基幹相談支援センターは、障害福祉課、こども福祉課、市立児童発達支援センター、4 委託相談支援事業所のネットワーク型で対応している。委託相談支援事業所は特定相談に加え基幹相談支援センターとしての役割を担っているが、特定相談に手を取られているのが現状である。人材確保と育成、財源確保が課題となっている。
高齢者・障がい者の複合ケースの支援について	50 代の知的障害の男性と同居する 80 代後半の両親の支援についての事例紹介。子の支援をする中で、両親（認知機能の低下等）の支援も喫緊の課題として見えてきた。「生活」を支援するためには、福祉だけでなく、医療、法律職、民間サービス等、多角的な連携が必要。障害と高齢の各分野の支援者がお互いの分野を知り、日頃から連携することが不可欠である。

### グループワークでの議論「身近な相談支援体制の整備について」

内 容	詳 細
Aグループ 伊丹らしい相談支援体制のあり方について	相談窓口の周知について。どこに相談すればよいか分からない人も多い。（特に発達障害のグレーゾーンにある人等）あすばるの案内を学校の配布プリントにさりげなく載せるのもよいと思う。
	精神障がい者は急な病状の変化があり、24 時間体制の相談窓口があれば、家族も安心できる。アウトリーチ型の支援を。
	相談員の確保と育成が難しい。3 年程相談支援事業所で働いても辞めてしまう。ストレスを抱えてしまうからかもしれない。計画作成の負担が大きい。市の研修会等で他の相談支援事業所と交流はできているので、これが広がっていけばと思う。みんなでやっていけるのはネットワーク型ではないか。基幹相談支援センターと地域生活支援拠点を平行して整備する必要がある。
	ネットワーク型を継続するなら、各事業所等が果たす役割を明確にすべき。運営マニュアルを作成し、共通の目標を持って進めていく必要がある。複合ケース等、委託支援事業所が受けるケースを明確にすべきである。
	現在のネットワーク型では不十分。計画相談が 100%達成となっているが、中身をきっちり精査するべきである。

内 容	詳 細
Bグループ 高齢者・障がい児者が共に暮らしていくための地域づくりについて	<p>隣近所のつながりが希薄化しており、地域でのつながりがあれば支援の形も変わっていたのではないかと感じる。希薄化する地域でのつながりをいかに引き出すかが課題である。</p>
	<p>高齢の親、若い親、それぞれの課題があり、時代背景の変化に対して支援者が変わっていない。アンケートでも「不安がない」という人が一定数おり、もしもの時に声をあげられないという最悪の状態になるケースが増えるのではないか。</p>
	<p>障がい者と接する機会がなく、知らないことが怖さにつながっている。地域の中には、障がい者にどう接してよいか分からない人もいる。地域の会議の中で高齢者問題ばかりだけでなく、障害に関する話題も出てくればよいと思う。</p>
	<p>相談支援は障害福祉サービス利用者には認知されているが、サービスを利用していない人には認知されず、相談支援に結びつかないケースがある。地域の中に相談できるワンストップの機能があればよいのではないか。</p>

### 今後に向けた取り組み、課題

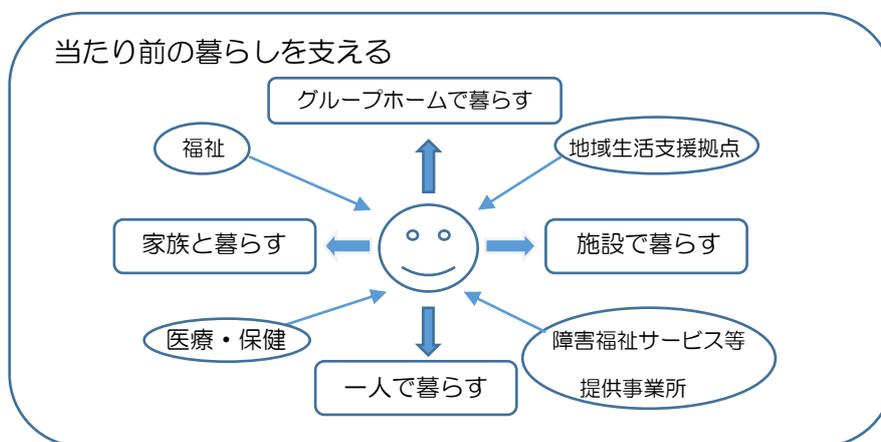
論 点	詳 細
基幹相談支援センターのあり方について	<p>現在のネットワーク型の基幹相談支援センターにおいては、相談支援事業所等へのスーパーバイズ機能、人材育成、地域移行・地域定着に関する取り組みが課題となっています。ネットワーク型機能の強化を図るため、センターの役割分担を明確化し、センター機能を担う委託相談支援事業所が共通の目標を持って相談業務を実施できるよう運営方法を検討します。</p>
障害の有無に関わらず地域で暮らしていくためには？	<p>地域では高齢に関する関心は高いですが（高齢問題は全ての人に関わってくるため）障害に関する関心はまだまだ低いと感じます。若い障がい者が社会参加の経験として、余暇活動に参加することで地域との繋がりを持つとしても、地域住民の理解がなければ、孤立してしまいます。障害について、地域での啓発活動を行うことが必要です。包括的な支援体制を構築するために、市の役割を検討していきます。</p>

## (2) 地域移行・地域定着支援の充実

### 誰もが多様な暮らし方を選択できる社会を目指す

障がいのある人の地域生活では、グループホームで生活する、家族と暮らすなど、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、他の人々と共生することを妨げないことを目指します。

第1期～第5期計画期間には、グループホームの整備に力を注いで来ましたが、精神障がい者や重度の知的障がい者に十分対応できるグループホームの整備が不十分などの課題が残っています。今後も地域における居住の場として、グループホームの整備充実を図るとともに、地域生活支援拠点等の整備・充実など、障がい者の多様な暮らしを支援する体制整備を進めます。



### ① グループホームの整備促進

障がい者の高齢化、地域移行の進展により、住まいの確保策としてより一層のグループホームの整備が求められており、引き続き整備を促進します。

【市内グループホーム整備に関する第5期計画値と実績】

	2017年度	2018年度		2019年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
か所	24	25	24	26	28
定員(人分)	124	134	125	138	160

【第5期計画で取り組んだこと】

- 地域移行調整会議を年4回開催し、グループホームの空き状況等の実態の把握や、事例検討等を行いました。

## ② 精神障がい者の地域生活支援

地域の方々が、精神障害を正しく認識することによって、精神障がい者も暮らしやすい共生社会をめざします。医療・保健・福祉の専門家が連携し、支えるしくみを作ります。

【精神障がい者のサービス利用状況】

(単位：人)

	2017年度	2018年度	2019年度
精神保健福祉手帳所持者数	1,304	1,409	1,557
自立支援医療（精神通院）受給者数	2,841	3,072	3,271
障害福祉サービス支給決定者数	337	381	397
居宅介護	122	138	151
短期入所	19	19	18
共同生活援助（グループホーム）	21	23	28

【第5期計画で取り組んだこと】

- 精神科病院長期入院者の地域移行支援については、阪神北圏域で現状や課題について話し合いました。
- 若年層の精神疾患の理解促進や予防についての啓発を目的に、市内中学校において出前講座を行いました。
- 精神障がい者地域生活検討会においては、精神科病院長期入院者の地域移行にあたり、啓発リーフレットを用いて医療機関へのアプローチを検討しました。

## ③ 地域生活支援拠点の整備

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障がい児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談 ②体験の機会・場 ③緊急時の受け入れ・対応 ④専門性 ⑤地域の体制づくりの5つの機能の強化を図ることが求められています。

障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域生活支援拠点の整備を進め、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制づくりを積極的に推進していきます。



(出典) 厚生労働省 地域生活支援拠点等の整備についてより

#### ※地域生活支援拠点整備の目的

- 1.緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備えます。
- 2.体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障がい者の地域での生活を支援します。

#### 【第5期計画で取り組んだこと】

- 伊丹市障害者地域自立支援協議会に地域生活支援拠点検討会を立ち上げ、本市における地域生活支援拠点は面的整備とすることとし、コーディネーターを配置し、機能の充実を図ることとする方向性を打ち出しました。

### ④ 高齢化への対応

高齢障がい者が、住み慣れた地域で必要な支援を受けながらいきいきと安心して暮らし続けることを目指し、具体的方策に取り組む必要があります。

支援を必要としている障がい者に焦点をあて、本人を中心に据えた支援・サービス提供に最大限努力することを目指し、障害福祉サービスに係る関係者は、それぞれが地域の障がい者の地域生活を支えているという認識のもと、積極的に制度の運用・活用を検討していきます。

また、高齢障がい者の課題やその解決の方策については、伊丹市障害者地域自立支援協議会の地域生活支援拠点検討会において検討を行います。

#### 【第5期計画で取り組んだこと】

- 伊丹市障害者地域自立支援協議会の基幹相談支援センター会議において、高齢障がい者の事例検討を行いました。
- 平成30年（2018年）4月1日の障害者総合支援法の改正により、65歳に至るまで5年間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減（償還）することになりました。この制度の対象者には毎年申請書を送付し、償還手続きを行いました。
- 介護保険サービス提供事業者が障害特性の理解に努め、障害福祉サービス提供事業所と連携ができるよう、介護保険事業所職員を対象として研修会を毎年1回開催しました。

### ⑤ 緊急時支援

「同居している保護者が急に入院加療が必要になった。自宅で1人の生活になるが食事や洗濯、掃除、体調管理、整容、通所・通勤の継続などが心配なので、緊急に短期入所先を探してほしい。」こういった相談にも、遅滞なく、適切に対応できる体制づくりを進めます。

#### 【第5期計画で取り組んだこと】

- 伊丹市障害者自立支援協議会の地域生活支援拠点検討会において、緊急時支援の課題の共有等を行いました。引き続き支援のあり方等について、同検討会において検討を行います。

## ⑥ 地域での一人暮らしを支えるサービス

定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題はないか確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスである「自立生活援助」（平成 30 年（2018 年）度創設）や、夜間を含めた常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡、相談、訪問等の支援を行うサービスである「地域定着支援」などの提供体制を整備し、地域で安心して生活することができるよう支援します。

（単位：人／年）

	2017 年度	2018 年度	2019 年度
地域定着支援支給決定者数	9	10	7

### 【第 5 期計画で取り組んだこと】

- 長期入院から退院するなどし、地域で暮らすことになった場合、ケースに応じて制度の説明等を行い、障害福祉サービスの支給決定を行いました。

## ⑦ 障害を理由とする差別の解消

多様な生き方を前提とした、共生社会の実現を目指しています。共生社会の実現には、障がい者への偏見や差別意識を社会から払拭し、一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない、という当たり前の価値観を社会全体で共有し、お互いの個性を尊重しあうことが不可欠です。

### ○ 身体障害者福祉法第 3 条 2 項

「国民は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者とその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。」

### ○ 障害者基本法第 4 条

「何人も障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」

### ○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 3 条

「国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障害者に対する理解を深め、及び精神障害者とその障害を克服して社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をしようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。」

### 【第 5 期計画で取り組んだこと】

- 障害者地域自立支援協議会の障害者差別解消部会では、部会参加機関が受付した障がい者差別事例の情報共有や、各関係機関・団体等で把握している合理的配慮の事例の共有を行いました。
- 差別解消についての出前講座を実施し、差別解消法や合理的配慮について職員を派遣し、講座を行いました。

## 「地域移行・地域定着支援の充実について」のワーキング会議

令和2年（2020年）7月10日に15人の委員の参加を得て、「地域移行・地域定着支援の充実について」のワーキング会議を実施しました。ワーキング会議では伊丹健康福祉事務所、市障害福祉課、相談支援事業所から、それぞれ地域移行・地域定着支援の取り組みについて話題提供を頂いた後、3グループに分かれグループ討議を行い、意見をまとめました。

### 話題提供者からの報告「地域移行・地域定着支援の充実について」

話 題	概 要
他市での取り組みについて	市障害福祉課、基幹相談支援センター、健康福祉事務所で精神科病院への調査連絡訪問、長期入院患者個別調査訪問を実施。病院と関係機関の連携強化のためには顔の見える関係を築くことが必要。
地域生活支援拠点の整備について	地域生活支援拠点検討会において、面的整備を基本とし、令和2年度中に事業推進の要となるコーディネーターを配置し、拠点立ち上げを目指していたが、コーディネーターの配置が実現しておらず、現時点では整備できていない。
精神障がい者の地域移行・地域定着について	精神科病棟に長期入院している患者の退院を支援。地域移行を推進するためには、病院との連携が必要。ピアサポーターの役割も大きい。（ピアサポーターだからできる援助）ピアサポーターの養成・活用を。

### グループワークでの議論「地域移行・地域定着を進めるために～課題と解決策～」

内 容	詳 細
Aグループ 地域移行とピアサポーターについて	地域移行するためには1人暮らし体験の場や成功体験に向けたスモールステップが必要。
	ピアサポーターは当事者としての経験から支援できる存在。地域移行には欠かせないが、充分活用されていないと感じる。
	ピアサポーターは地域移行としての活動なら報酬が出るが、ひきこもりなどの相談に行っても報酬はない。
	障がい者本人よりも家族がグループホームの入居に踏み出せないケースは多い。8050問題が顕著。
Bグループ 家庭からの移行について	精神の緊急時支援について、365日対応可能な相談窓口があれば、当事者も家族も安心につながる。
	病院からの地域移行より、家庭からの地域移行のハードルが高い。（家庭からの地域移行には報酬がない等）
	病識がなく、受診に至っていないケースもあり、相談員につなぐこともできないケースへの支援が課題である。
	個々の不安等を把握し、そこから適切な支援につながるよう、情報の共有や支えていく仕組みづくりが課題である。

Cグループ 地域生活支援拠点の整備について	各事業所が日々の取り組みを進めるのに精一杯で、まとめ役として旗振りをする存在がいない。
	コロナ禍では情報の共有や困りごとを話し合う機会がないままだった。IT化も進んでおらず、連絡し合う術がない。
	医療との連携は高齢者側でも問題になっているが、さらに障害分野も一緒にするのは縦割りの中では難しい。
	医療にどうつなげていくかの課題については、医療関係者の声をしっかり聴く機会が必要。
	コロナ禍は災害と言えるが、災害時に行政職員が足りていない。災害時に対応できるように行政にゆとりや遊びの部分をつかむのが課題。

### 今後に向けた取り組み、課題

論 点	詳 細
グループホームの整備	地域での暮らしの場として、引き続きグループホームの整備を進めます。入所施設からの地域移行を進めるためには、重度障がい者への対応が出来るグループホームの整備が必要です。
地域生活支援拠点の整備および機能の充実	地域で安心して暮らすために、緊急時の対応や一人暮らしの体験の場等が求められており、地域生活支援拠点を中心とした支援体制を構築します。地域生活支援拠点の整備および機能の充実を図っていきます。
医療関係者との連携（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等）	地域移行・地域定着だけではなく、様々な機会での医療関係者との連携が必要とされており、連携を強化するために定期的な情報共有の場を持つよう努めます。地域移行をするにあたり、ピアサポーターをどう活用していくかが課題です。

### (3) 就労支援の推進

#### 誰もがいきいきと働き、伊丹市で暮らすことを目指す

障がいのある人は働くことに対して、「賃金を得る」「誰かの役に立つ」「自己実現」「社会とつながる」「自分の居場所を見つける」などそれぞれ違ったニーズを持っています。それらニーズに対応した多様な選択肢、「一般就労をする」「一般就労をするために時間をかけて福祉施設で自分の持てる力を伸ばす」「仲間のいる施設で働く」などを提示し、障がい者の生活ニーズや生活ステージに応じた適切な支援を行います。

就労支援や生活相談、日中活動系のサービスそれぞれの関係機関がそれぞれの強みを活かし、連携・協力して、一人ひとりを大事にしたそれぞれの「就労」を支援します。

#### ① 就労支援：チーム支援の推進

障害者権利条約の批准に伴い、雇用の分野における障がい者に対する差別禁止と合理的配慮の提供義務が障害者雇用促進法に規定され、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から施行されています。採用や雇用の条件、雇用の継続面で障害の有無に関わらず、労働者の権利が守られ、雇用の機会と場が拡大し、一般企業等でいきいきと働き続けることが当たり前になる社会を目指します。

##### 【就労系サービス利用者推移】

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
就労移行支援事業	82	96	92	83	98
就労継続支援 A 型	45	59	81	82	83
就労継続支援 B 型	440	472	479	513	526
計	567	627	652	678	707

##### 【福祉施設から一般就労した人の人数】

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
福祉施設から一般就労した人数	12	17	20	30	19
在宅等からの一般就労した人数 ※	12	16	7	9	5
計	24	29	27	39	24

※地域生活支援センターが支援した人数。当センターで支援を受けずに就職した人は含んでいません。

【第5期計画で取り組んだこと】

- 一般就労を目指す障害者のステップアップの機会として就労チャレンジ事業を位置付け、福祉施設の通所者に対しては積極的な申し込み、チャレンジを促し継続して実施しました。
- 就業に向けた当事者対象のステップアップ研修を伊丹市地域生活支援センターが年に1回実施し、本人の就労意欲や能力の向上を図りました。
- 就労支援能力の向上を目的とした、施設職員対象のスキルアップ研修を伊丹市地域生活支援センターが年に1回実施しました。
- 就労支援の関係機関は、相互に情報交換・共有を図り、相互の強みを活かせるように連携を強化して本人を中心とした継続的な支援を行い、福祉施設から一般就労への移行を推進しました。また、就職後においても長期的な支援計画を立て、伊丹市地域生活支援センター（市委託）と阪神北障害者就業・生活支援センター（国・県委託）が1人1人の個別支援を行いました。
- 相談支援専門員は、計画相談におけるモニタリングを面談で実施し、必要に応じて個別支援会議を開催しました。また、コロナ禍においては、電話でのモニタリングを行いました。

② 就労支援の推進：就労アセスメントの共有・支援体制構築

就労支援の開始にあたっては、就労支援対象者の就労面や生活面に関するニーズを把握することが必要です。これら社会生活上のニーズ把握のことを、ケアマネジメントの一連の流れのなかで、アセスメントといいます。その後の支援計画の作成及び支援の実施には正確なアセスメントが欠かせません。アセスメントにより把握された情報は、一連の就労支援が行われるなかで、本人を支援する関係各機関によって共有・更新し長期間にわたって活用していきます。

【伊丹市内所在の就労移行支援事業所の就労移行者数と就労移行率※】

事業所名	2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
	移行者数	移行率	移行者数	移行率	移行者数	移行率	移行者数	移行率	移行者数	移行率
どリー夢共同作業所	1人	16%	1人	16%	1人	33%	—	—	—	—
東有岡ワークハウス	2人	40%	2人	50%	1人	17%	0人	0%	2人	100%
サポートテラス昆陽東	1人	10%	3人	100%	1人	17%	1人	20%	1人	33%
ライスワーク	3人	15%	2人	15%	5人	36%	9人	100%	1人	20%
ジョブリンクゆう	0人	0%	1人	50%	1人	100%	4人	27%	0人	0%
スクールきるとα伊丹校	—	—	0人	0%	6人	75%	5人	28%	2人	11%

※就労移行率＝年間一般就労者数÷当該年度末(3月)月間利用者数。

【第5期計画で取り組んだこと】

- 定期的な支援ネットワーク会議として平成30年(2018年)10月に発足した「伊丹しごとネットワーク」を年に3回開催し、情報の共有や支援者のスキルアップ、施設職員が障害特性を学ぶ機会としました。

- 精神障がい者に関しては就労支援にかかわる関係機関による連絡会議（精神障がい者の就労を考える会）を地域生活支援センターが主催で3ヶ月に1回開催し、企業の採用状況などの情報共有や個別の事例検討を行いました。

### ③ 発達障がい者への支援力の向上

平成17年（2005年）4月に発達障害者支援法が施行され、平成22年（2010年）12月に発達障害が障がい者に含まれるものであることを障害者自立支援法、児童福祉法において明確化されました。

発達障害者支援法では、「発達障害者とは、発達障害(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害)があるものであって、発達障害及び社会的障壁により日常生活または、社会生活に制限をうけるもの」と定義されています。現在、就労が課題になっている人の中には、自身の生きづらさの原因がわからず、適切な支援を受けられないまま大人になっている方もおられます。

発達障がい者の支援は、障害福祉分野での支援経験が少ないため、その特性への認識や支援のノウハウが不足しているのが現状で、相談現場、既存の障害者就労施設では対応に苦慮する場合があります。そのため、支援機関は共同(伊丹市障害者地域自立支援協議会発達障害支援検討会)で勉強会・事例検討会の開催をするなどし、支援実績を蓄積し、発達障がい者への支援力を高めていきます。

#### 【第5期計画で取り組んだこと】

- 発達障害支援検討会において、発達障害の当事者や専門医を招いて講演会を開催しました。また、相談支援従事者や日中活動サービス事業従事者向けに発達障害のある人の相談対応等について勉強会を開くなど、発達障がい者への支援力の向上に取り組みました。

#### ④ 職場定着支援

一般就労する障がい者の増加にともない、在職障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズは多様化しています。相談を通じそれぞれの生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援をしていきます。

※地域生活支援センターで支援をしている障がい者のうち、退職者の実態(令和元年(2019年)度)は以下の通りです。

	人数	主な理由
<b>退職者総数</b>	<b>12</b>	
就職して3ヶ月以内に退職	3	体調不良のため。
就職して6ヶ月以内に退職	0	—
就職して1年以内に退職	1	勤怠が不安定になったため。
就職後3年以内に退職	6	体調不良のため。転職したため。 職場の体制が変化し、不安になったため。
就職後3年以上定着していたが退職	2	体調不良のため。家庭問題のため。

##### 【第5期計画で取り組んだこと】

- 福祉施設職員・相談支援専門員は企業側に積極的に出向いていく機会を増やし、企業と福祉従事者の相互理解を深めました。また、施設においては積極的に企業側と連携し、施設外就労や実習を行いました。

#### ⑤ 障がい者就労施設の工賃向上

福祉的就労の場である障がい者就労施設の工賃が向上し、年金と合わせて、地域で自立した生活を営むのに必要な額となることを目指します。

##### 【障害者優先調達推進法における調達目標と実績】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
<b>調達目標</b>	<b>16,424,000円</b>	<b>17,881,000円</b>	<b>17,881,000円</b>	<b>17,800,000円</b>	<b>18,000,000円</b>
役務の調達額	17,397,976円	16,911,965円	17,690,442円	19,167,940円	16,753,116円
物品の調達額	482,605円	579,582円	416,124円	779,559円	670,673円
全体の調達額	17,880,581円	17,491,547円	18,106,566円	19,947,499円	17,423,789円

## 【伊丹市就労継続支援 B 型平均工賃】

(単位：円)

事業所	定員	2017 年度		2019 年度	
		実利用人数	工賃支払総額	実利用人数	工賃支払総額
A	20	17	4,051,573	17	4,356,449
B	10	8	536,000	8	536,000
C	20	17	1,125,140	17	1,219,750
D	10	12	1,347,920	10	1,379,925
E	14	14	2,410,730	14	2,650,050
F	14	14	4,629,949	10	4,667,301
G	20	17	7,783,650	16	7,184,635
H	20	19	983,166	9	1,389,798
I	50	71	5,765,460	33	5,399,345
J	20	12	5,023,460	15	4,424,250
K	20	19	5,573,286	17	5,306,051
L	20	20	753,000	19	959,000
M	20	17	5,983,571	17	6,403,999
N	30	18	2,163,352	23	2,117,896
O	29	24	7,424,800	19	5,248,700
P	55	63	10,886,344	60	12,371,522
Q	40	27	1,838,900	31	2,017,060
R	7	8	1,471,650	6	1,043,650
S	10	8	275,700	-	
T	6	-	-	15	663,092
U	10	4	155,965	10	541,870
V	35	-	-	34	4,819,460
W	20	-	-	15	218,920
合計		409	70,183,616	415	74,918,723

2017 年度平均工賃	2019 年度平均工賃
工賃支払総額(合計)÷実利用者数÷12 月 =14,300 円	工賃支払総額(合計)÷実利用者数÷12 月 =15,044 円

#### 【第5期計画で取り組んだこと】

- 調達方針策定や実績公表とともに、市内での障がい者就労施設の理解促進および需要喚起のため、市職員向けのお見合い会を継続して開催しました。(令和元年度は施設職員 18 名、市職員 36 名の参加)
- 民間からの発注増進を目指し、自治会向けのお見合い会を継続して開催しました。(令和元年度は施設職員 14 名、7 自治会から 10 名の参加)
- お見合い会(市内、自治会向け)にて、共同受注窓口のPRをおこないました。
- 平成 30 年(2018 年)度より障害者週間に合わせて、市庁舎で伊丹市障がい者就労施設を紹介するパネル展を開催しました。
- 障がい者就労施設による共同店舗において、季節に応じた特別商品の販売、イベントの開催を行いました。市においてはこれらの企画や周知に係る支援を行いました。

## ⑥ 特別支援学校卒業者の進路の確保

特別支援学校の卒業生が、介護の必要性が高い方もそれぞれに適する日中活動の場を選択できるようにサービス提供体制を整備します。今後3年間の卒業生の見込みは次の表の通りです。

【令和2年(2020年)度各学校在籍数】

(単位：人)

	高校3年	高校2年	高校1年	中学3年	中学2年	中学1年
こやの里特別支援学校	20	18	25	10	14	12
伊丹特別支援学校	0	2	2	3	2	3
計	20	20	27	13	16	15

※計画期間の令和3年(2021年)度から令和5年(2023年)度に高等部を卒業見込みの方は、令和2年(2020年)度時点で高等部2年から中学部3年までの方です。

【市内事業所定員と利用者数】

サービス種別	施設名	定員	2020年8月 現在利用者数
自立訓練	スクールきると伊丹校	20	26
就労移行支援	スクールきるとα伊丹校	20	20
	ライズワーク	14	17
	東有岡ワークハウス	6	1
	サポートテラス昆陽東	6	3
	ジョブリンクゆう	6	0
就労継続支援A型	ヒューマンホープ 伊丹東有岡事業所	20	22
就労継続支援B型	ジョブリンクゆう	14	11
	どリー夢共同作業所	50	33
	就労サポートぼりっしゅ	20	17
	就労サポートあいりす	20	17
	ゆうゆう	20	20
	ワークセンターわっそ	20	17
	サポートテラス昆陽東	14	13
	東有岡ワークハウス	29	33
	ワン・くっしょん	30	24
	クレヨン・ライズ	20	17
	じゃがいも	10	8
	ワークランド・トライアングル	20	16
	しんわ伊丹支所	7	7
	のっくおん	20	17
	くすのき	55	61
	支援あみーご	40	37
	サプライズ	10	9
	ライズワーク	6	3
	プライマリケアつくなみ農園	10	11
	ラクラス伊丹ワークス	35	20
ひびき	20	5	
就労支援施設ココファーム	20	16	

【第5期計画で取り組んだこと】

- 特別支援学校在校生と保護者等が伊丹市内の福祉事業所について幅広く情報を得て、公平かつ適切に卒業後の進路選択をするための機会の提供として、福祉事業所合同説明会を実施しました。

## 「就労支援の推進について」のワーキング会議

令和2年(2020年)7月31日に15人の委員の参加を得て、「就労支援の推進について」のワーキング会議を実施しました。ワーキング会議では伊丹公共職業安定所、特例子会社、就労定着支援事業所から、それぞれ障害者雇用の現状や就労支援の取り組みについて話題提供を頂いた後、3グループに分かれグループ討議を行い、意見をまとめました。

### 話題提供者からの報告 「障がい者就労の現状と課題について」

話 題	概 要
兵庫労働局における障害者雇用状況について	雇用障害者数は16年連続で過去最高を更新。特に精神障がい者が大きく増加しているが、短時間労働が多く、離職率も高い。障がい者が安心して安定して働ける環境と支援の充実が必要である。
障がい者就労の現状と課題について	障がい者の増員に伴い、仕事量の確保が課題。コロナ禍で業績も低迷。個々の障害特性に応じた支援・サポート体制の強化が必要。障害者差別や合理的配慮について障がい者と共に働く側の研修を実施。
就労定着支援について	サービス提供している事業所が少ない。(市内は2事業所のみ)支援期間が長くなるため利用者与企业との信頼関係が築きやすい。マンパワー不足等でサービス利用終了後に次の事業所へ引き継ぐことが難しい。

### グループワークでの議論 「就労支援の推進について」

内 容	詳 細
Aグループ  就労定着に取り組んだことから見える課題について	当事者としてしっかり信頼関係が築ける環境は貴重。関係性を築くための期間が長く関係が密にできることで、契約終了後も離れられない難しさがある。
	就労定着支援の周知度が低く、制度上の問題以前に周知促進が課題である。
	精神障がい者の場合、不安が取れるような相談支援のやり方が必要。コミュニケーション不足から円滑にいかないケースもある。
Bグループ  就労支援の課題について	特別支援学校卒業後のミスマッチが非常に大きな課題。うまくマッチングした場合はその後の定着につながるが、そうでない場合は、何かと壁がで、定着しない。
	就労意欲は十分にあっても、朝起きて出勤するというサイクルができるかという習慣の部分も重要である。
	企業側も法定雇用率の達成を前提とした採用活動をするため、どうしても選別されてしまうという課題がある。
	いきなり就労という支援ではなく、第一歩を踏み出せる支援、手始めの部分を提供できればよいのではないか。段階的就労という概念。

内 容	詳 細
Cグループ 工賃向上の課題について	障がい者の数は増加しているが、それに見合う仕事量の確保ができない。
	高い工賃を求める人やスキルの高い人は就労継続支援A型に移行していくが、そうできない狭間の人結構いるのが現状である。
	単価のよい仕事を受けていこうという時に事業所間での足並みが揃わない。高齢者就労分野と障害者就労分野との住み分けをどうしていくか。
	農福連携について、市内の農地は高くて借りられない。初期投資も必要になり、ハードルが高い。行政が窓口になってほしい。農家の人手が足りない時に協力したいが、農家の繁忙は短期集中のため、これに即応できないのが障がい者であるというミスマッチもある。

### 今後に向けた取り組み、課題

論 点	詳 細
就労定着支援の推進について	就労定着支援事業所が少ないことが課題にあるため、すでに支援している事業所の体験談や支援方法等を共有できる場を提供し、事業所の増加を図ります。 障がい者の生活支援等のフォローを継続して行い、職場になじめるよう支援します。また、障がい者の特性等の理解を促し、企業と障がい者が相互に理解し合える橋渡しの役割が重要となります。
就労支援について	庁内での就労チャレンジ事業の実施を継続します。 関係機関が連携し、情報共有や支援者のスキルアップを行います。 障がい者の個々の状況に応じた支援を行い、就労に繋げていきます。
障害者就労施設の安定運営に向けて	施設での発注増加に向けて、市役所内や自治会向けお見合い会のあり方を検討します。 共同受注窓口を活用してもらえようPR活動を行います。

## 第4章 障害福祉サービス等の実績と見込量

第6期計画策定における障害福祉サービス等の目標量について、利用実績と今後の本市の障がい児・者等が希望する地域生活を支えるサービス量を踏まえ見込量を設定します。

### 1. 障害福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

サービスの名称		対象者	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	身体介護	食事・排せつ・入浴など、全面的又は部分的な支援を必要とする人	食事・排せつ・入浴などの身体面での介護を行います。
	家事援助	買い物・調理・掃除などの家事に全面的又は部分的な支援を必要とする人	買い物・調理・掃除などの家事を支援します。
	通院介助	身体介護を伴う人	医療機関への定期的な通院のための介助を行います。
身体介護を伴わない人			
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は、重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要する人	在宅における入浴・排せつ・食事などの介護および外出における移動中の介護を行います。	
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要する人	外出時における移動中の介護を行います。	
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人	外出時における移動中の介護を行います。	
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、その介護の必要の程度が著しく高い人	食事・排せつ・入浴・移動および家事全般の支援をします。	

【訪問系サービスの利用状況】

(月平均あたり)

サービス種別		2017年度		2018年度		2019年度		2020年度 (見込)	
		実人員	時間	実人員	時間	実人員	時間	実人員	時間
障がい者	居宅介護	238	4,009	256	4,154	273	3,975	261	3,871
	重度訪問介護	44	6,412	51	7,448	60	8,360	58	7,962
	同行援護	40	976	44	1,106	44	1,123	34	690
	行動援護	58	1,444	64	1,478	62	1,436	50	1,100
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0
障がい児	居宅介護	32	927	30	825	31	911	25	803
	重度訪問介護	1	48	1	158	1	54	1	40
	同行援護	1	7	0	0	1	2	1	2
	行動援護	11	234	10	169	6	90	5	55
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0



【訪問系サービスの見込量】

(月平均あたり)

サービス種別		2021年度		2022年度		2023年度	
		実人員	時間	実人員	時間	実人員	時間
障がい者	居宅介護	276	4,015	278	4,055	281	4,095
	重度訪問介護	70	9,547	82	10,903	96	12,451
	同行援護	45	1,140	45	1,158	46	1,176
	行動援護	63	1,450	63	1,465	64	1,480
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
障がい児	居宅介護	31	911	31	911	31	911
	重度訪問介護	1	54	1	54	1	54
	同行援護	1	2	1	2	1	2
	行動援護	6	90	6	90	6	90
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

※2017～2019年度は実績、2020～2023年度は見込の数値です。

#### 【算出の考え方】

##### <障がい者>

- ・ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護の2020年度実績（見込）は2020年3月から7月までの利用実績の月平均により算出。新型コロナウイルス感染症対応の影響で減少する見込み。2021年度以降は、2017年度から2020年度の実績の各年度の伸び率を勘案したうえで、新たに利用が見込まれる量などを加味して算出。
- ・ 重度障害者等包括支援は利用実績がないことから見込量を0としている。

##### <障がい児>

- ・ 居宅介護・重度訪問介護・行動援護の2020年度実績（見込）は2020年3月から7月までの利用実績の月平均により算出。2021年度以降は、2019年度実績を基準に算出。
- ・ 同行援護は、2019年度実績を基準に算出。
- ・ 重度障害者等包括支援は利用実績がないことから見込量を0としている。

#### 【確保のための方策】

- ・ NPO法人、社会福祉法人、民間事業所などの事業参入を促進するとともに、介護保険サービス事業所による一層のサービス提供など多様な事業主体によるサービス供給体制の充実を図ります。
- ・ 利用者や家族への情報提供に努め、利用の促進を図ります。

## (2) 日中活動系サービス及び短期入所

サービスの名称	対象者	サービスの内容
生活介護	地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人	日中における食事、排せつ等の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	入所施設・病院を退所・退院した者あるいは学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体に障がいのある人	理学療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練などを行います。
自立訓練(生活訓練)	入所施設・病院を退所・退院した者あるいは学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な知的に障がいのある人・精神に障がいのある人	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある人	事業所における作業や企業における実習および適正にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。
就労継続支援（A型）	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能となる人（利用開始時、65歳未満の人）	事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。
就労継続支援(B型)	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している者などであって、就労の機関等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人	事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は結びません。）
就労定着支援	就労移行支援の利用を経て、一般就労に移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人	企業・自宅等への訪問や来所により生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を要する人	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 (ショートステイ)	身体・知的・精神に障がいのある人	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、食事、排せつ等の介護等を行います。

## 【日中活動系サービスの利用状況】

(月平均あたり)

サービス種別	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度 (見込)		
	実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日	
障がい者	生活介護	348	6,906	362	7,070	364	7,220	374	7,446
	自立訓練(機能訓練)	4	36	1	17	1	5	1	11
	自立訓練(生活訓練)	12	224	13	262	11	218	14	270
	就労移行支援	46	723	40	632	44	711	40	720
	就労継続支援(A型)	61	1,227	61	1,242	59	1,137	67	1,336
	就労継続支援(B型)	409	6,540	433	6,990	451	6,996	454	7,310
	就労定着支援(人)	0		8		20		19	
	療養介護(人)	22		22		23		23	
	短期入所(福祉型)	135	722	127	671	129	645	94	485
	短期入所(医療型)	1	3	1	3	3	11	0	0
障がい児	短期入所(福祉型)	9	37	6	27	10	37	6	25
	短期入所(医療型)	3	18	2	13	2	10	2	17



## 【日中活動系サービスの見込量】

(月平均あたり)

サービス種別	2021年度		2022年度		2023年度		
	実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日	
障がい者	生活介護	383	7,635	392	7,829	402	8,028
	自立訓練(機能訓練)	1	11	1	11	1	11
	自立訓練(生活訓練)	14	270	14	270	14	270
	就労移行支援	40	720	40	720	40	720
	就労継続支援(A型)	69	1,382	72	1,429	74	1,478
	就労継続支援(B型)	470	7,589	487	7,879	504	8,180
	就労定着支援(人)	19		20		21	
	療養介護(人)	23		23		23	
	短期入所(福祉型)	130	651	132	658	133	665
	短期入所(医療型)	3	11	3	11	3	11
障がい児	短期入所(福祉型)	10	37	10	37	10	37
	短期入所(医療型)	2	10	2	10	2	10

※2017～2019年度は実績、2020～2023年度は見込の数値です。

## 【算出の考え方】

### <障がい者>

- ・ 日中活動系サービスは2020年度実績（見込）を、2020年3月から7月までの利用実績の月平均により算出し、2021年度以降は、2017年度から2020年度の実績の各年度の伸び率を勘案したうえで、新たに利用が見込まれる量などを加味して算出。
- ・ 短期入所（福祉型）は新型コロナウイルス感染症対応の影響で減少する見込み。
- ・ 生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型）の2020年度実績（見込）は新型コロナウイルス感染症に係る在宅支援等の臨時的取扱いの影響により減少しない見込み。
- ・ 生活介護・就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型）・就労定着支援・短期入所（福祉型）は増加するものとして算出。
- ・ 自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・療養介護は、2020年度実績（見込）を基準に算出。
- ・ 短期入所（医療型）は2019年度実績を基準に算出。

### <障がい児>

- ・ 短期入所（福祉型、医療型）は2020年度実績（見込）を、2020年3月から7月までの利用実績の月平均により算出、2021年度以降は、2019年度実績を基準に算出。

## 【確保のための方策】

- ・ NPO法人、社会福祉法人、民間事業所などの事業参入を促進するとともに、介護保険サービス事業所による高齢障がい者へのサービス提供など多様な事業主体によるサービス供給体制の充実を図ります。
- ・ 利用者や家族への情報提供に努め、利用の促進を図ります。

### (3) 居住系サービス

サービスの名称	対象者	サービスの内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労や生活介護、又は就労継続支援等の日中活動を利用している身体（65歳未満の人又は65歳に達する前日までに障害福祉サービスを利用したことがある人に限る）・知的・精神に障がいのある人	夜間や休日において共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所している人	夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	施設入所やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしへ移行した人	定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題はないかを確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

【居住系サービスの利用状況】

(月平均あたり)

サービス種別	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)
共同生活援助(グループホーム)(人)	124	132	139	153
(うち精神障がい者)	—	—	20	22
施設入所支援(人)	161	161	165	165
自立生活援助(人)	—	—	0	0
(うち精神障がい者)	0	0	0	0

【居住系サービスの見込量】

(月平均あたり)

サービス種別	2021年度	2022年度	2023年度
共同生活援助(グループホーム)(人)	169	183	187
(うち精神障がい者)	24	25	27
施設入所支援(人)	165	164	163
自立生活援助(人)	1	1	1
(うち精神障がい者)	0	1	1

※2017～2019年度は実績、2020～2023年度は見込の数値です。

#### 【算出の考え方】

- 共同生活援助は、開設予定のグループホームの増加を見込み、また、他市の入所施設利用者が地域移行することも鑑み、その定員増分を加味して算出。
- 施設入所支援は、第6期計画の成果目標（P. 21）を踏まえ算出。
- 自立生活援助は、利用実績は無いが今後の地域移行の推進を踏まえ算出。

【確保のための方策】

- ・ 家族介護者の高齢化による介護力の低下や親亡き後も、引き続き住み慣れた身近な地域で安心して生活できるよう、グループホームの整備を促進します。また、グループホームや施設の状況を把握し、必要な方に適切にサービスが提供できるよう支援します。
- ・ 施設入所支援はグループホームを利用することが困難な障がい者等が安心して利用できるよう一定定員の確保に努めます。
- ・ 自立生活援助については、NPO 法人、社会福祉法人、民間事業所などの事業参入を促進し、創設当初からサービスが提供できる体制の確保に努めます。

#### (4) 相談支援

サービスの名称	対象者	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用しようとする人	障害福祉サービス等の利用計画について相談や作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて関係機関の調整等の支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている人	住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人	夜間も含め常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡、相談、訪問等の支援を行います。

【計画相談支援のサービス利用状況】

(月平均あたり)

サービス種別		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)
計画相談支援 (人)	障がい者	244	259	321	343
	障がい児	3	3	2	3
地域移行支援 (人) (うち精神障がい者)		1	1	2	1
		—	—	2	1
地域定着支援 (人) (うち精神障がい者)		6	9	7	6
		—	—	5	5



【計画相談支援のサービス見込量】

(月平均あたり)

サービス種別		2021年度	2022年度	2023年度
計画相談支援 (人)	障がい者	367	392	418
	障がい児	3	3	3
地域移行支援 (人) (うち精神障がい者)		2	2	2
		2	2	2
地域定着支援 (人) (うち精神障がい者)		7	7	7
		5	5	5

※2017～2019年度は実績、2020～2023年度は見込の数値です。

#### 【算出の考え方】

##### <障がい者>

- ・ 計画相談支援は、2020年度実績（見込）を、2020年3月から7月までの利用実績の月平均により算出し、2021年度以降は、2017年度から2020年度の実績の各年度の伸び率を勘案したうえで、新たに利用が見込まれる量などを加味して算出。
- ・ 地域移行支援・地域定着支援は、2019年度を基準に算出。

##### <障がい児>

- ・ 計画相談支援は、2017年度から2019年度の実績を基準に算出。

#### 【確保のための方策】

- ・ NPO法人、社会福祉法人、民間事業所などの新たな事業参入を促進し、一層のサービス供給体制の充実を図ります。特に地域定着支援については、地域生活支援拠点等の検討を進める中で、併せて検討し、新たな事業所の参入に努めます。
- ・ 相談支援従事者初任者研修の受講を促進し、相談支援専門員の育成、確保に努めるとともに、相談支援事業所連絡会を引き続き開催し、相談支援専門員の資質の向上を図ります。

## 2. 地域生活支援事業

### (1) 必須事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい者（児）等の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

#### ② 自発的活動支援事業

障がい者（児）等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

#### 【確保のための方策】

- ・ 理解促進研修・啓発事業では、障害者福祉センター（アイ愛センター）にて啓発交流事業を継続して実施します。自発的活動支援事業では、障がい者団体活動補助を継続して実施します。

#### ③ 相談支援事業

##### <障害者相談支援事業>

障害者相談支援事業とは、障がい者等の就労、生活支援などの問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

##### <基幹相談支援センター等機能強化事業>

基幹相談支援センター等機能強化事業とは、市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門性を有する職員を配置し、相談支援事業者等に対する指導・助言等を行います。

#### 【相談支援事業の実施状況及び実施計画】

		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
障害者相談支援 事業	実施 か所数	4	4	4	4	4	4	4

※2017～2019年度は実績、2020～2023年度は見込の数値です。

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業とは、知的障がい者や精神障がい者が障害福祉サービスを利用する際に、後見人等の報酬等、成年後見制度を利用するのに必要な経費を負担することが困難な場合、障害の状態や親族の状況等により市が経費の一部を負担し、成年後見制度の利用を支援します。

【成年後見制度利用支援事業の利用状況及び見込量】 (年間)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	3	7	13	12	13	14	15

※2017～2019年度は実績、2020～2023年度は見込の数値です。

#### 【算出の考え方】

- ・ 年度ごとに1名利用者が増加すると見込み算出。

#### 【確保のための方策】

- ・ 成年後見制度の一層の周知を図り、成年後見制度利用の促進を図ります。

## ⑤ 意思疎通支援事業

意思疎通（コミュニケーション）支援事業として、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行います。

【意思疎通支援事業の利用状況及び見込量】

（年間）

		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
手話通訳者 派遣事業	派遣件数	325	442	396	266	388	398	408
要約筆記者 派遣事業	派遣件数	123	95	85	43	101	105	110
手話通訳者 設置事業	設置数	3	2	2	2	2	2	2
手話奉仕員 養成研修事業	養成講習 修了者数	22	42	18	30	30	31	32
聴覚障がい者 (手帳所持者数)(人)		592	595	583	588	588	588	588

※2017～2019年度は実績、2020～2023年度は見込の数値です。

### 【算出の考え方】

- 手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業は、2017年度から2019年度の実績の平均値を基準に算出。

### 【確保のための方策】

- 手話言語条例の制定により聴覚障がい者や手話等に対する理解促進を図るとともに、市主催等の行事や講演会等における手話通訳者、要約筆記者の配置を推進します。
- 手話等に関する啓発や講座等を実施し、手話奉仕員・要約筆記者奉仕員の育成、確保を図ります。また、知識・経験豊かな各奉仕員が新たな奉仕員の育成を担うことのできる講師・指導者となるよう育成にも努めます。
- 医療機関等の専門的な通訳が必要となる場において、適切に意思疎通が図れるよう、専門的な講座を継続して実施します。
- 市役所職員の手話に対する知識・理解の向上を図るため、市役所職員対象の手話講座を実施します。
- 市民向けの手話講座を実施し、聴覚障がい者や手話に関する理解を深めるための啓発を実施します。

## ⑥ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業とは、障がい者（児）等の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

【日常生活用具給付等事業の利用状況】

サービス種別		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	
日常生活用具給付等事業	障がい者	介護訓練支援用具(件)	9	4	10	8
		自立生活支援用具(件)	29	19	20	23
		在宅療養等支援用具(件)	23	36	24	28
		情報・意思疎通支援用具(件)	26	38	36	33
		排泄管理支援用具(件)	3,121	3,221	3,356	3,233
		居宅生活動作補助用具(件)	3	1	0	1
	障がい児	介護訓練支援用具(件)	1	3	1	2
		自立生活支援用具(件)	17	11	3	10
		在宅療養等支援用具(件)	6	15	7	9
		情報・意思疎通支援用具(件)	3	1	0	1
		排泄管理支援用具(件)	433	403	394	410
		居宅生活動作補助用具(件)	0	0	0	1



【日常生活用具給付等事業の見込量】

サービス種別		2021年度	2022年度	2023年度	
日常生活用具給付等事業	障がい者	介護・訓練支援用具(件)	8	8	8
		自立生活支援用具(件)	37	51	65
		在宅療養等支援用具(件)	34	41	47
		情報・意思疎通支援用具(件)	43	52	62
		排泄管理支援用具(件)	3,233	3,233	3,233
		居宅生活動作補助用具(件)	1	1	1
	障がい児	介護・訓練支援用具(件)	2	2	2
		自立生活支援用具(件)	10	10	10
		在宅療養等支援用具(件)	9	9	9
		情報・意思疎通支援用具(件)	1	1	1
		排泄管理支援用具(件)	410	410	410
		居宅生活動作補助用具(件)	1	1	1

※2017～2019年度は実績、2020～2023年度は見込の数値です。

### 【算出の考え方】

- 2017年度から2019年度の実績を基準に算出。

## ⑦ 移動支援事業

移動支援事業とは、屋外での移動が困難な全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等及び障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

## ⑧ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の地域生活の支援を行います。

【移動支援事業等の利用状況】

サービス種別		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)
移動支援事業	障がい者	人	278	273	278
		時間/年	40,814	38,224	38,051
	障がい児	人	90	73	71
		時間/年	10,737	9,364	7,851
地域活動支援センター事業	か所(市内)	4	3	3	
	人	74	62	59	



【移動支援事業等の見込量】

サービス種別		2021年度	2022年度	2023年度
移動支援事業	障がい者	人	293	296
		時間/年	39,420	39,814
	障がい児	人	78	78
		時間/年	9,317	9,317
地域活動支援センター事業	か所(市内)	3	3	
	人	46	46	

※2017～2019年度は実績、2020～2023年度は見込の数値です。

### 【算出の考え方】

- ・ 2017年度から2019年度の実績を基準に算出。
- ・ 地域活動支援センター事業は2020年度(見込)を基準に算出。

## (2) 任意事業

### ① 訪問入浴サービス事業

家庭で入浴することが困難な障がい者（児）等の家庭に移動入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。対象者は、障がい者（児）等で、自宅や日中活動の場での保清の確保が困難な人です。

【訪問入浴サービスの利用状況及び見込量】 (年間)

			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
訪問入浴 サービス 事業	障がい者	実人数	7	7	8	9	8	8	8
		延べ回数	256	266	292	292	296	296	296
	障がい児	実人数	1	1	1	1	1	1	1
		延べ回数	49	46	8	20	48	48	48

- ・ ※2017～2019年度は実績、2020～2023年度は見込の数値です。

#### 【算出の考え方】

- ・ 2017年度から2019年度の実績を基準に算出。
- ・ 現利用者が継続して利用することを想定。

#### 【確保のための方策】

- ・ 訪問入浴サービスを必要とする方の把握に努め、サービスを提供できる体制を確保します。

## ② 更生訓練費給付事業

障害者総合支援法に規定する自立訓練または就労移行支援による訓練を受ける身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者、難病患者等に訓練経費を支給します。

【更生訓練費給付事業の利用状況及び見込量】

(年間)

		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
更生訓練費 給付事業	実人数	78	62	70	70	70	70	70

※2017～2019年度は実績、2020～2023年度は見込の数値です。

### 【算出の考え方】

- ・ 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援の利用者数から算出。

### 【確保のための方策】

- ・ 自立訓練及び就労移行支援の各利用者や事業所に制度の周知を徹底し、対象者の把握に努めます。

## ③ 社会参加促進事業

スポーツ芸術文化活動等を行うことにより、障がいのある人の社会参加を促進します。

### ○スポーツ、レクリエーション教室開催等

障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ、レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。

### ○声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な重度の視覚障がい者に行政情報を提供するため、「広報伊丹」等の音声版CD-R(DA I S Y対応)等を定期的に提供します。対象者は、声の広報を希望する視覚障がい者です。

### ○自動車運転免許取得費の助成

免許取得に要した費用の3分の2以内で、100,000円を限度額として助成します。対象者は、身体障害者手帳を所持し、自動車教習所で普通運転免許を新規に取得した人。

### ○自動車改造費の助成

対象者は、身体障害者手帳所持者（上肢、下肢または体幹機能障がい者）です。

自らが所有し運転する自動車の手動装置などの一部を改造することにより社会参加が見込まれる人、および本人の前年分の所得が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人で、自動車の改造に直接要した費用（限度額は100,000円）を助成します。

【社会参加促進事業の利用状況及び見込量】

(年間)

		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
スポーツ、レクリエーション教室開催等	実人数	1,974	1,840	1,479	1,764	1,764	1,772	1,780
	延べ回数	225	229	209	221	221	222	223
声の広報等発行事業	実人数	37	34	34	33	35	36	37
自動車運転免許取得費助成	実人数	1	5	4	3	3	3	3
自動車改造費の助成	実人数	1	2	5	3	3	3	3

※2017～2019年度は実績、2020～2023年度は見込の数値です。

## 【算出の考え方】

- ・ 2017年度から2019年度の実績を基準に算出。

## 【確保のための方策】

- ・ スポーツ・レクリエーション教室等開催は、障害者福祉センター（アイ愛センター）において継続して実施します。スポーツやレクリエーションを通じて健康維持や交流、社会参加機会の確保となるよう魅力ある企画やフライングディスク等のニュースポーツを取り入れるなどプログラムの充実を図るとともに、ホームページ掲載など周知に努めます。

## ④ 日中一時支援事業

障害者支援施設・障害福祉サービス事業所等（以下「支援施設等」という。）において、障がい者（児）等に活動の場を提供し、見守り、日常生活上必要な支援をします。

【日中一時支援事業の利用状況及び見込量】

(年間)

			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
日中一時支援事業	障がい者	回数	2,659	2,635	3,042	3,496	4,264	4,936	5,128
	障がい児	回数	111	70	74	85	85	85	85

※2017～2019年度は実績、2020～2023年度は見込の数値です。

## 【算出の考え方】

- ・ 2017年度から2019年度の実績を基準に算出。

## 【確保のための方策】

- ・ サービス提供事業者と連携し、効果的にサービスが提供できるよう努めます。

## ⑤ 機能訓練事業

身体障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体機能の維持・向上のために必要な訓練などのサービスを提供します。対象者は、医療機関での訓練が終了したが、なお、機能維持のために訓練継続が必要な人です。（ただし、介護保険サービス対象者は除く。）

【機能訓練事業の利用状況及び見込量】 (年間)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
機能訓練事業	延べ回数	740	742	550	677	699	721	742

※2017～2019年度は実績、2020～2023年度は見込の数値です。

### 【算出の考え方】

- ・ 2017年度から2019年度の実績を基準に算出。

### 【確保のための方策】

- ・ 日常生活における機能維持、機能向上のため専門的な訓練、指導が行えるよう、理学療法士を継続して配置します。

## ⑥ 訪問型歩行訓練・生活訓練事業

視覚障がい者等に対する訪問型歩行訓練・生活訓練事業は、歩行訓練士を視覚障がい者等の家庭等に派遣し、日常生活圏における歩行訓練や生活訓練を行い、視覚障がい者の日常生活における歩行や生活面の課題を解決し、社会参加を促進します。

【訪問型歩行訓練・生活訓練事業の利用状況及び見込量】 (年間)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
訪問型歩行訓練・生活訓練事業	実人数	11	15	10	12	13	14	15
	延べ回数	56	130	84	90	91	98	105
視覚障がい者 (手帳所持者数)(人)		350	359	356	355	355	355	355

※2017～2019年度は実績、2020～2023年度は見込の数値です。

### 【算出の考え方】

- ・ 2017年度から2019年度の実績を基準に算出。

### 【確保のための方策】

- ・ 事業の周知を図るとともに訓練を必要とする対象者の把握に努め、訓練利用の促進を図ります。

## 第5章 障害児福祉計画

### 1. 成果目標と達成に向けた取組

第4次障害者計画の基本的理念を実現し、発達に支援が必要な子どもの支援の充実に向けて、第1期計画の実績踏まえ、令和5年度（2023）を目標年度として、具体的な成果目標を設定します。

#### ① 児童発達支援センターの整備

項目	数値目標	数値目標設定の考え方
児童発達支援センター（整備箇所数）	1	既に国の基本指針のとおり、市立こども発達支援センターを整備済みである。

#### ② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	有無	目標設定の考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の有無	有	既に国の基本指針のとおり、市立こども発達支援センター等において利用できる体制を構築済みである。

#### ③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備

項目	数値目標	数値目標設定の考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所（整備箇所数）	3	既に国の基本指針である1事業所を超える2事業所が事業を実施している。令和5年度末までに1事業所の新規参入を目標とする。

#### ④ 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備

項目	数値目標	数値目標設定の考え方
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所（整備箇所数）	3	既に国の基本指針である1事業所を超える2事業所が事業を実施している。令和5年度末までに1事業所の新規参入を目標とする。

#### ⑤ 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の整備

項目	数値目標	数値目標設定の考え方
保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係者による協議の場（整備箇所数）	1	既に国の基本指針のとおり、障害者地域自立支援協議会で設置済みである。

#### ⑥ 医療的ケア児等コーディネーターの配置

項目	数値目標	数値目標設定の考え方
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1	既に国の基本指針のとおり、市立こども発達支援センターに1人配置済みである。

## 2. 重点施策～成果目標の実現に向けて～

### 発達に支援が必要な子どもの支援の充実

#### こども発達支援センター（あすぱる）を中心とした地域支援体制の充実

発達に支援が必要な子どもが地域で安心して成長できるよう、平成 28 年（2016 年）4 月に設立した「伊丹市立こども発達支援センター あすぱる（以下あすぱる）」を中心に、障害の種別に関わらず、保健・医療・福祉・教育の各分野が協力して総合的に、かつ一貫した支援やサービスを提供し、発達に支援が必要な子どもの成長を支える支援を行います。

#### ① 相談支援体制の充実

総合的なワンストップ窓口として様々な相談に対応するほか、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの需要増加やニーズの多様化に対応できる相談支援体制の充実を図ります。また、他の民間相談支援事業所との連携や相談支援専門員への支援等も進めていきます。

関係機関との連携を図ることにより、支援が必要な子どもの早期発見、早期療育及び保護者支援の充実を図ります。

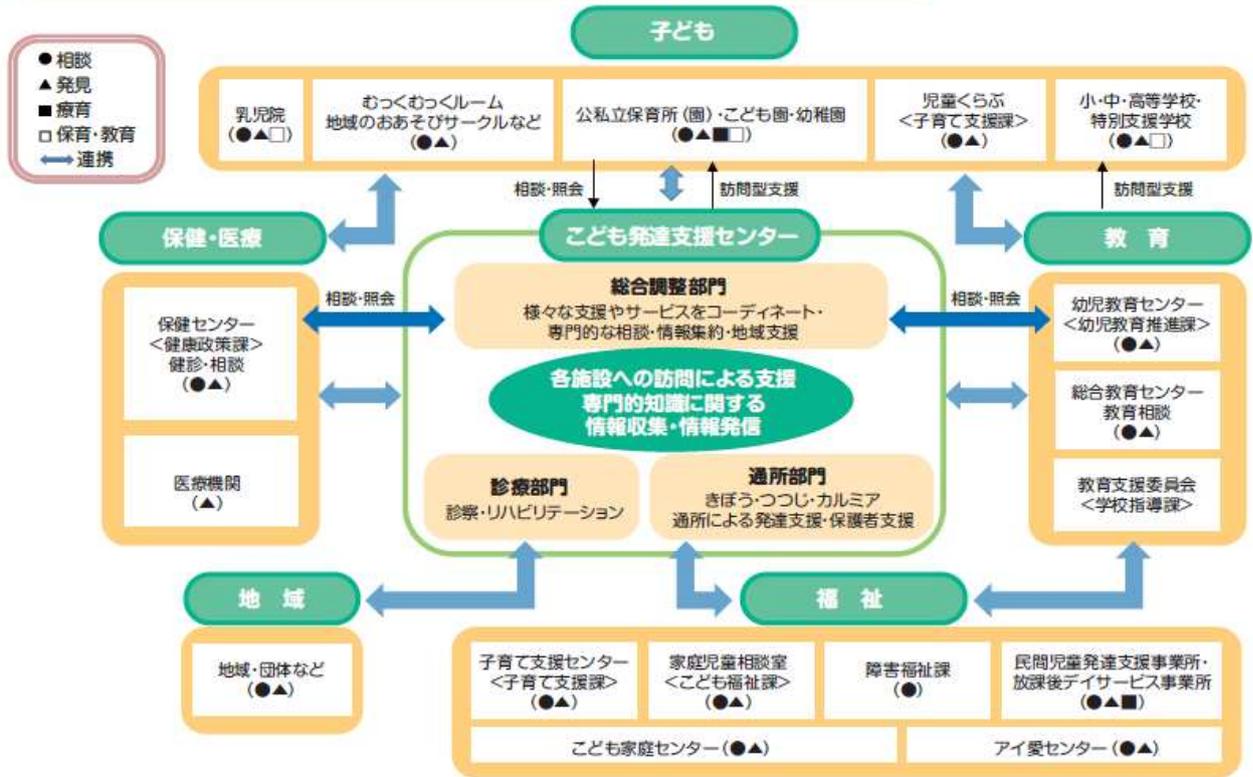
##### 【第 1 期計画で取り組んだこと】

- 平成 29 年（2017 年）度に「子育てに迷った時の対応」等の保護者向け研修を 2 回実施しました。また、平成 30 年（2018 年）度には 5 回にわたり、障害児計画相談の重要性や教育との連携、乳幼児期の発達についてなどの相談支援事業所向け研修会を実施しました。
- 民間事業所へ引き継いだ困難なケースに対して、事業所支援を実施しました。

#### ② 地域生活支援体制の推進

あすぱるが中心となって、子どもの発達や地域生活を支援する発達支援システムを構築し、支援体制を充実させます。0 歳から 18 歳までおよび 18 歳以降の切れ目ない支援のために、引継ぎ等を活用した縦断的な連携と、保育所等訪問支援事業や地域巡回支援などを活用し、子どもが利用している教育保育機関と福祉サービス、医療機関などをつなぐ横断的な連携を強化します。

## 伊丹市発達支援システムの概念図



(出典) 第2期伊丹市子ども・子育て支援事業計画 P.38「基本施策3 社会的支援を必要とする子どもが健やかに育つ社会の構築」より

### 【第1期計画で取り組んだこと】

- 平成30年(2018年)度より児童福祉法に位置付けられた居宅訪問型児童発達支援事業について、市内で2事業所が指定を受けました。
- 保育所等訪問支援を実施し、子どもや保護者、その育ちの場となる保育所や幼稚園、学校等を支援しました。

## ③ 保健・医療・福祉・保育・教育・就労等と連携した支援体制の構築

保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等に関わる市内の関係機関が連携した支援体制の構築を図ります。子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上を目指し、効果的なサービスの利用や関係施設・機関の連携を推進し、「顔の見える関係づくり」を通じて地域全体での重層的な支援体制を強化します。また、医療的ケア児等コーディネーター\*1を中心に、医療的ケア児\*2に対する総合的な支援体制を構築します。

### 【第1期計画で取り組んだこと】

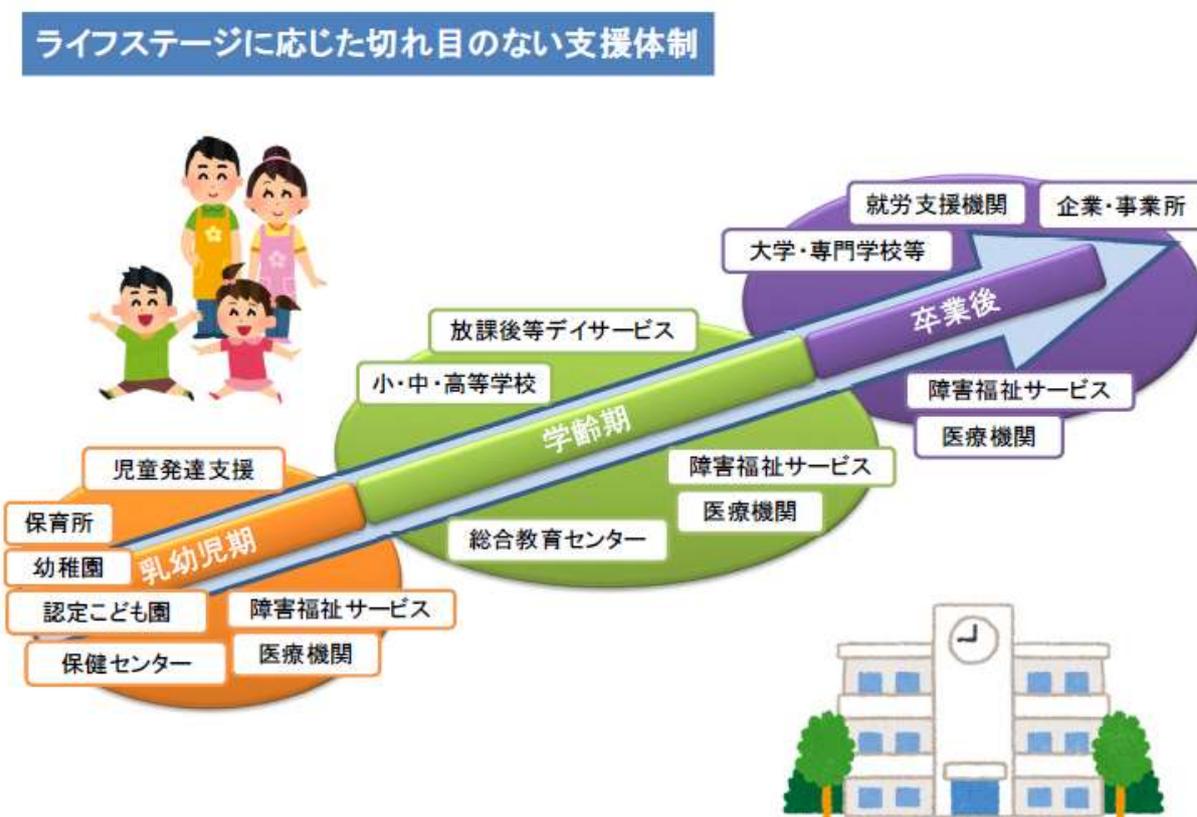
- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターをあすばるに1名配置しました。

- 令和元年（2019年）度に伊丹市障害者地域自立支援協議会こども検討会において、緊急時や災害時に日常的にケアをする人が近くにいない場合においても、避難先や病院などでご本人の基本情報や医療的ケアについて知ることができる「医療的ケア☆サポートハンドブック」の作成を行いました。
- 放課後等デイサービス事業所連絡会（社会福祉法人いたみ杉の子主催・市共催）において、グループワークを通して情報交換を行い、事業所の質の向上や相互連携の強化を図りました。また、「学校との連携について」「送迎について」等、教育と福祉の連携における課題について協議を行いました。

#### ④ ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の推進

様々なライフステージで提供される支援において、子どもや保護者への負担が生じることがないように、空白期間を生まない取組みが必要です。

発達に支援が必要な子どもが健やかに育ち、その子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、医療、福祉、教育、生活の場においてライフステージごとにサポートファイル・個別の教育支援計画「ステップ★ぐんぐん」<sup>\*3</sup>等を活用し、切れ目のない支援を、関係機関との協働・連携のもと進めます。



#### 【第 1 期計画で取り組んだこと】

- 新たな相談支援事業所に少しでも切れ目なくつなぐため、あすぱるが中心となって新たな相談支援事業所と共にケースカンファレンスを行い、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれるように引継ぎ作業を実施しました。
- 特別支援学級におけるサポートファイル・個別の教育支援計画「ステップ★ぐんぐん」の作成率は 100%。通常学級で支援が必要だと思われる子どもの作成率は 58.2%となっています。

---

#### \* 1 医療的ケア児等コーディネーターの役割

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担います。

#### \* 2 医学の進歩を背景として、新生児集中治療室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。

#### \* 3 サポートファイル・個別の教育支援計画「ステップ★ぐんぐん」とは

平成 21 年 4 月より策定を開始しました。発達による課題があり、特別な支援が必要な子どもの自立と社会参加を促進するために、一人ひとりのニーズを正確に把握し作成される個別支援計画を経年で綴じていき、家庭との連絡、引き継ぎ、他機関との連携に活用する。長期的な視点による乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的としている。

## 「発達に支援が必要な子どもの支援の充実」についてのワーキング会議

令和2年（2020年）8月7日に15人の委員の参加を得て、「発達に支援が必要な子どもの支援の充実」についてのワーキング会議を実施しました。ワーキング会議では、あすばると市学校指導課から、それぞれ相談支援の現状や取り組みについて話題提供を頂いた後、3グループに分かれグループ討議を行い、意見をまとめました。

### 話題提供者からの報告「発達に支援が必要な子どもの支援の現状と課題について」

話 題	概 要
「こども発達支援センターあすばる」の取り組み	児童の相談支援の9割以上をあすばるが作成している。 相談件数が多いため、きめ細やかな支援が十分にできない。 他の相談支援事業所へのケース移行が課題。
	集団生活適応のため、保育所、幼稚園、学校などと連携し協力しながら、スタッフ派遣や巡回相談、保育所等訪問支援を実施している。
	あすばるの窓口として一元的に相談を受け付ける総合調整部門を設置。
	福祉サービスの充実により、医療的ケア児の家庭環境が変化（つきっきり⇒働きに出る方の増）してきている。 サービス等利用計画の作成にあたっては、児童の目線だけでなく、家族を含めたライフプランを考えていく必要がある。
サポートファイル・個別的教育支援計画「ステップ★ぐんぐん」について	平成21年度から、特別な支援が必要な子どもの自立と社会参加を促進するために、ニーズを正確に把握し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を継続的に行うことを目的としたサポートファイルを作成している。
	特別支援学級における作成率は100%。 通常学級で支援が必要だと思われる子どもの作成率は58.2%となっており、未作成の方の作成が今後の課題。

### グループワークでの議論「発達に支援が必要な子どもの支援の現状と課題について」

内 容	詳 細
Aグループ  発達に支援が必要な子どもの支援の充実について	健診ではすくい上げが出来ているが、健診後に何か違和感を感じてうまくいかなかったケースのすくい上げをどのようにしていくかが課題。
	障害受容できない保護者をフォローできる支援が必要。
	サポートファイル・個別的教育支援計画「ステップ★ぐんぐん」の活用にあたり、学校に保管されているため、放課後等デイサービス等の他所で活用するうえで課題がある。

Bグループ 医療的ケア児・保護者への支援について	医療的ケア児等コーディネーターにどのようにつなげていくかが課題。
	経験や体験は子どもだけでなく、保護者にも必要。 保護者同士のつながりをどのように作っていくかが課題。
	家族の体調不良時などのレスパイト先や児童対応のできる訪問看護ステーションが少ない。
Cグループ ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の推進について (特別支援学校の卒業生の進路選択について等)	苦労して就職してもドロップアウトしてしまい、どこにもつながらず引きこもりになり、元へと戻れなくなるケースがある。
	事業所のマッチングについては、現場実習を行い、当事者、保護者、事業所などからマッチングがどうか反省を行うが、実際にやってみないとどんな課題があるのか分からない部分が多い。
	特別支援学校や高校からいきなり就職するのではなく、福祉大学のような就労移行と自立訓練の2年ずつの組み合わせで4年間というような期間が当事者にもあれば進路選択の新たな選択肢となるのではないか。  保護者同士のつながりがなく、就労に向けて相談ができない人もいる。また、市もどんどん取り組みを進めているので、数年前の先輩に聞いた情報も変わっている場合もある。保護者からよく出る質問は確かなニーズでもあるため、その声を集約し公開するような取り組みはできないか。

## 今後に向けた取り組み、課題

論 点	詳 細
発達に支援が必要な子どもの早期発見・早期療育	乳幼児健診や医療機関において早期に発見され、必要な早期療育につながるように、こども発達支援センター、保健センター及び医療機関等の連携を図る。保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるようにペアレントトレーニングなどの支援を実施する。
医療的ケア児等コーディネーターの役割について	あすばるに配置されている医療的ケア児等コーディネーターは退院支援や医療的ケア児の状況を踏まえた上での、個々の発達段階に応じた支援といった業務を中心に実施している。 保護者の経験や体験につながる地域資源については今後の課題。 医療的ケア児に関する課題については、自立支援協議会こども検討会で協議していく。

※Cグループの意見についての今後に向けた取り組み、課題については、P. 48～49「就労支援の推進について」のワーキング会議（令和2年（2020年）7月31日開催）」に掲載しています。

### 3. 障がい児支援サービス等の見込量

第2期障害児福祉計画における障がい児支援サービス等の目標量について、利用実績と今後の本市の障がい児が希望するサービス量を踏まえ見込量を設定します。

【児童福祉法に基づく障がい児支援サービス】

サービスの名称	対象者	サービスの内容
児童発達支援	就学前で発達に支援が必要な児童	センターや施設にて、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童	センターや指定医療機関にて、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学していて発達に支援の必要な児童	センターや施設にて、授業終了後又は休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所・その他の児童が集団生活を営む施設に通う児童	保育所等の施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にあり、児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童	居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。
障害児相談支援	障がい児支援サービス等を利用しようとする児童	障害児支援利用計画について相談や作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて関係機関の調整等の支援を行います。

※平成30年（2018年）度より、兵庫県では、児童発達支援及び放課後等デイサービスの上記見込量を基に、事業所等の指定をしないことができるとする総量規制を導入しています。

【障がい児支援サービスの利用状況】

(月平均あたり)

サービス種別	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度 (見込)	
	実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日
児童発達支援	352	2,694	334	2,768	392	3,009	412	3,167
医療型児童発達支援	0	0	0	0	2	9	1	4
放課後等デイサービス	500	4,741	569	5,558	630	5,923	695	6,514
保育所等訪問支援	8	7	12	12	8	8	8	9
居宅訪問型児童発達支援	—	—	0	0	0	0	2	4
障害児相談支援(人)	151		131		146		185	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置(人)	—		1		1		1	



【障がい児支援サービスの利用状況】

(月平均あたり)

サービス種別	2021年度		2022年度		2023年度	
	実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日
児童発達支援	432	3,324	452	3,482	472	3,639
医療型児童発達支援	1	4	1	4	1	4
放課後等デイサービス	760	7,105	825	7,696	890	8,287
保育所等訪問支援	8	10	9	11	10	13
居宅訪問型児童発達支援	2	4	2	4	2	4
障害児相談支援(人)	200		216		233	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置(人)	1		1		1	

※2017～2019年度は実績、2020～2023年度は見込の数値です。

【算出の考え方】

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスの2020年度実績(見込)及び2021年度以降は、2019年度実績に2017年度から2019年度実績の伸び高を足すことで算出。
- 保育所等訪問支援及び障がい児相談支援は、2017年度から2020年度実績(見込)の平均伸び率を乗じて算出。
- 医療型児童発達支援事業は2017年度から2019年度の実績を基準に算出。
- 居宅訪問型児童発達支援は、現利用者が継続して利用することを想定。

【確保のための方策】

- サービス供給体制の充実のほか、民間事業所に対し、指導やスタッフ研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

## 第6章 計画の推進体制と進行管理

### 1. 計画の推進体制の充実

#### (1) 推進体制および関係機関の連携

障がいのある人の施策は、福祉・保健・教育・労働などの行政分野のみならず、地域の協力、企業、関係団体、サービス事業所など多岐に及んでいることから、「障害者地域自立支援協議会」のなかで、地域の関係機関が連携を図るとともに、幅広い意見交換を行い、各分野の各年度におけるサービスの実施状況や進行状況を共有します。

障害者地域自立支援協議会の各部会及び各検討会において、適正な運営と実質的な議論を行い、成果を上げるように努めていきます。

庁内においては横断的な連携を行い、各分野の進捗状況を把握するとともに、全庁的な取り組みとして推進します。

#### (2) 制度の普及啓発等

障害者総合支援法の目的である「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を実現するためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠です。市民とともに計画の着実な推進に努めます。

さらに、相談支援、障害福祉サービス、地域生活支援事業などに関する情報については、「広報伊丹」や「障がい者（児）福祉の手引き」、各種パンフレット、ホームページ等により利用しやすく、わかりやすい適切な情報提供を図ります。

#### (3) 人づくりおよび資質の向上

障害福祉サービスに係る人材の育成については、サービス提供に係る専門職員の養成や、障害福祉サービスに係る人材の質・量ともに確保することが重要です。

障がいのある人の地域での多種多様な生活様式を支える人づくりは一朝一夕に達成されるものではありません。法令に基づいた人員配置をして、適正なサービス提供体制を確保することはもちろん、自立支援協議会を核とした事業所同士のネットワークの活用など、多種多様な障がいのある人の生活様式を支えるための必要な技術や認識を共有する場が広がるよう積極的に支援していきます。

## 2. 計画の進行管理

伊丹市障害福祉計画（第6期）、障害児福祉計画（第2期）の推進にあたっては、計画に即した施策の展開が円滑に行われるように進行を管理するとともに、各事業の各年度における推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていくことが重要です。

計画の目標達成のため、計画の策定後は施策の進捗状況等を取りまとめ、的確に施策の評価等を実施するとともに、「障害者地域自立支援協議会」を開催し、関係者の参画を求め、幅広い立場から意見を聴き、計画の全体的な実施状況を点検・評価します。

なお、計画期間中に社会情勢等の変化や、新たな国・兵庫県の施策や事業の変更など、本市の障害福祉行政に大きな影響を及ぼす動きも予測されるため、計画期間中においても、必要に応じて計画内容の見直しを行い、計画の効果的な推進を図ります。

また、障害者総合支援法においては、障害福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

### 【計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ】

#### （1）計画におけるPDCAサイクル

基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。

PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回、伊丹市福祉対策審議会から点検・評価を受けるとともに、その結果について市ホームページ等で公表します。

#### （2）点検・評価結果の反映

伊丹市福祉対策審議会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

---

---

# 資料編

---

---

## 1. 伊丹市障害者・障害福祉・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査結果

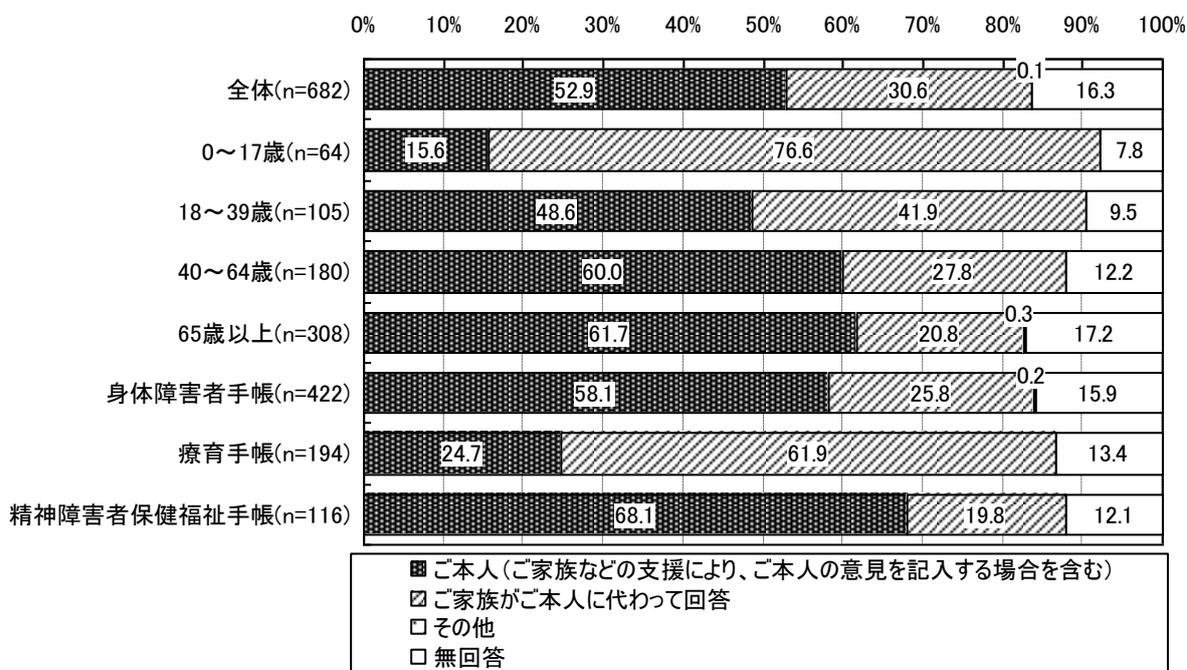
本計画の策定にあたっては、伊丹市内在住の障害者手帳所持者の方 1,500 人及び発達に支援が必要な児童の保護者 343 人に対して「伊丹市障害福祉計画策定のためのアンケート」調査を実施し、障がいのある人や発達に支援が必要な児童及びそのご家族の皆様の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向などについて把握しました。

	1. 手帳所持者へのアンケート	2. 発達に支援が必要な児童の保護者へのアンケート
● 調査期間	令和 2 年（2020 年）6 月実施	令和 2 年（2020 年）7 月実施
● 調査対象	伊丹市内在住の 1,500 人（無作為抽出） （内訳） 身体障害者手帳所持者 800 人 療育手帳所持者 500 人 精神障害者保健福祉手帳所持者 200 人 回収数：682 件 回収率：45.4%	伊丹市在住の発達に支援が必要な児童の保護者 343 人 （内訳） 就学前 82人 就学児童 261人 回収数：274件 回収率：79.8%
● 調査方法	郵送配布・郵送回収	市立こども発達支援センター、 学校経由で配布・回収
● 調査区域	伊丹市全域	

# 1. 手帳所持者へのアンケート結果

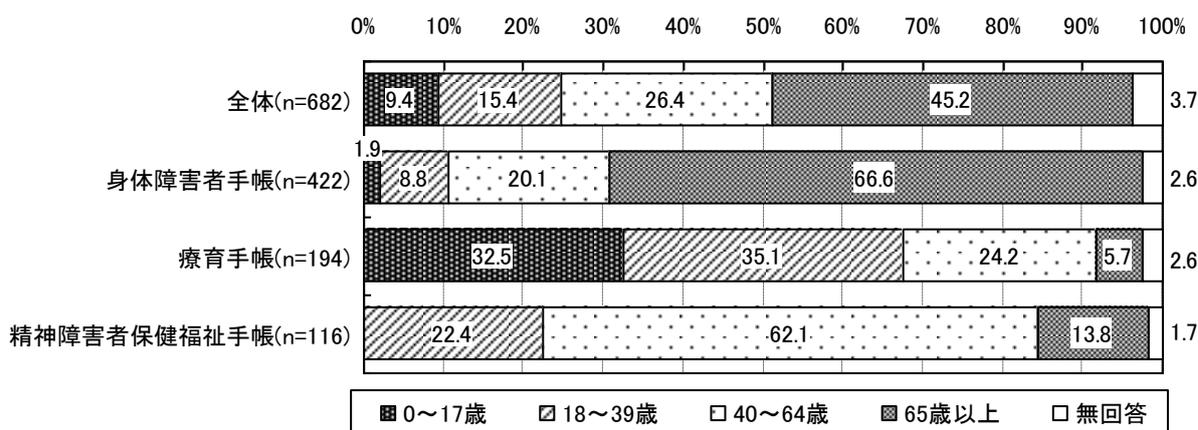
## 1 回答者（対象者本人）の属性

◆アンケートに回答するのはどなたですか。（1つに○印）



・本人による回答が52.9%を占めていますが、療育手帳の所持者や18歳未満の人では家族による回答が多くを占めています。

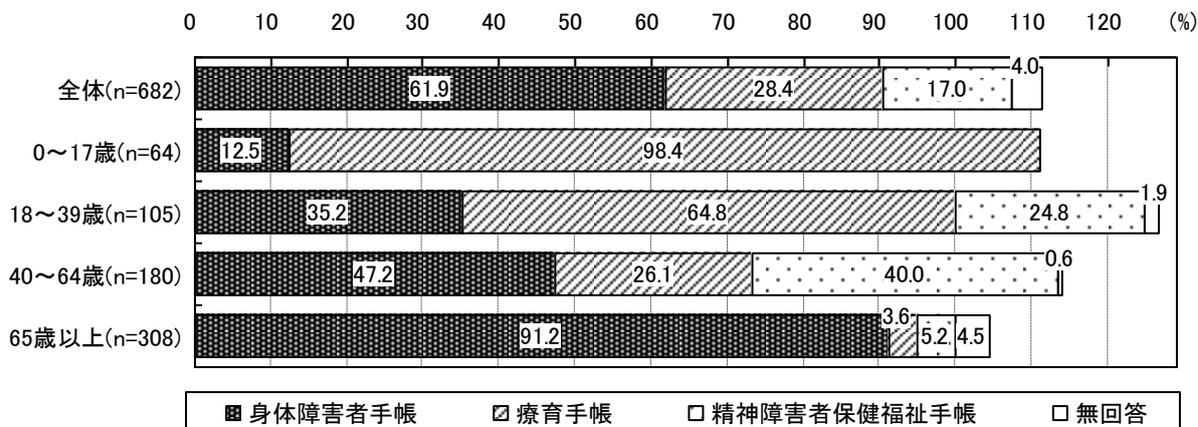
◆「あなた」の年齢を教えてください。（令和2年4月1日現在）



・65歳以上が45.2%、なかでも身体障害者手帳の所持者では66.6%を占めています。  
 ・療育手帳の所持者では、18～39歳が35.1%、0～17歳が32.5%となっています。

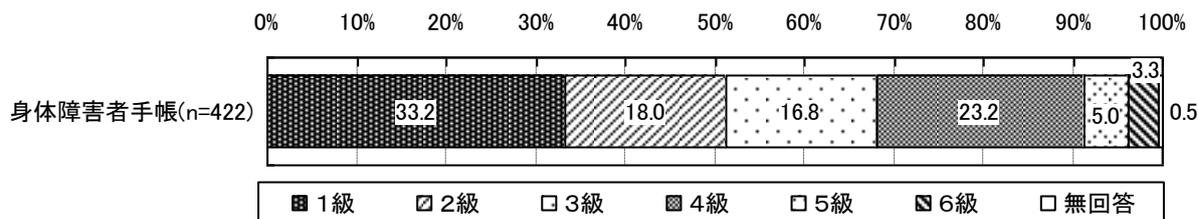
◆「あなた」の持っている手帳の種類、等級をお答えください。（あてはまるものすべてに○印）

### 障害者手帳の所持状況

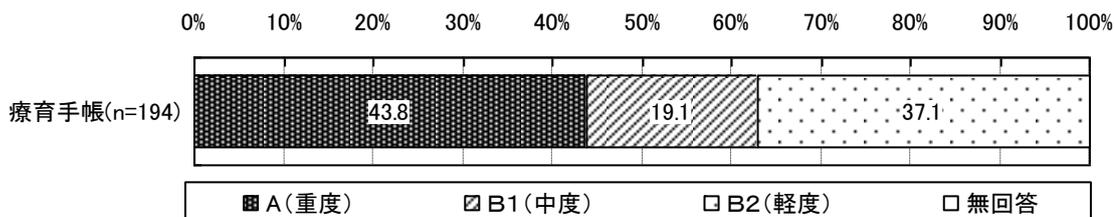


・各手帳の所持状況は、身体障害者手帳が61.9%、療育手帳が28.4%、精神障害者保健福祉手帳が17.0%となっています。

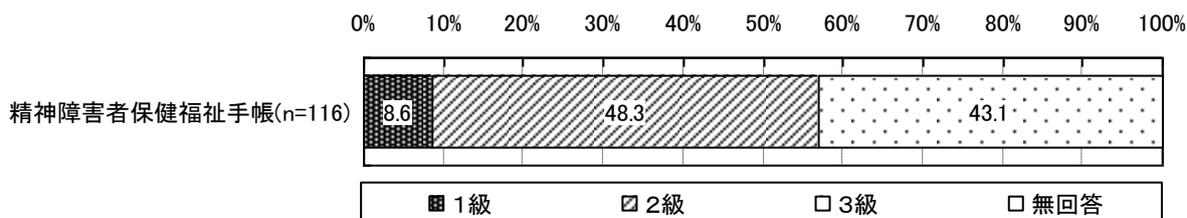
### 身体障害者手帳の等級



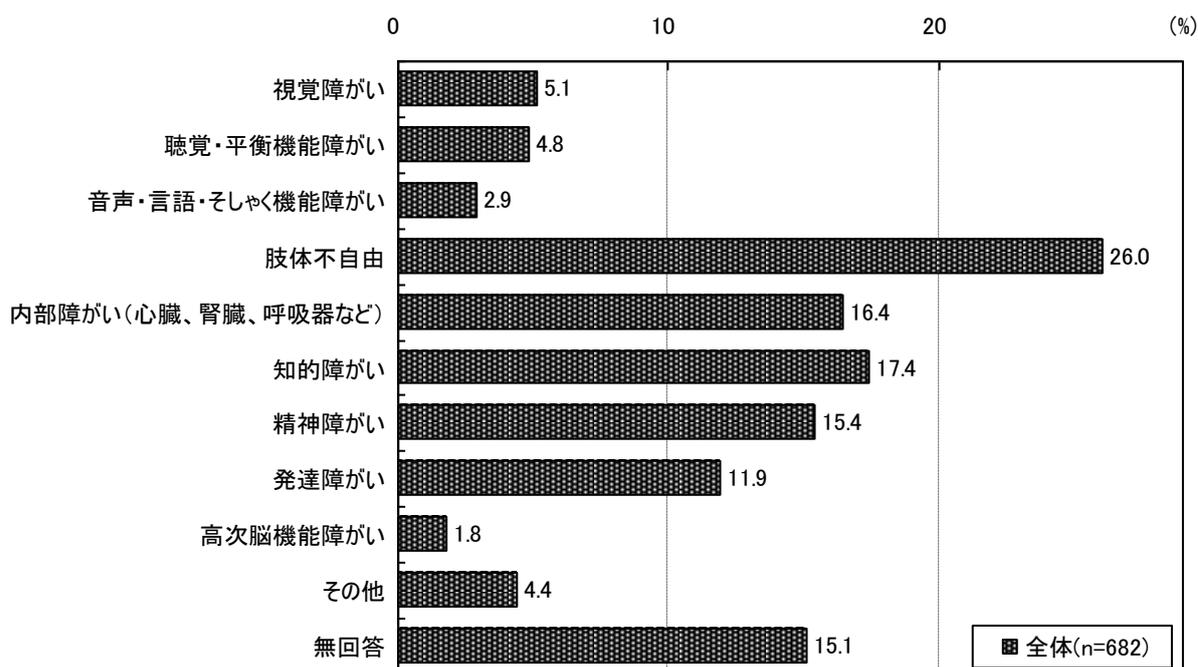
### 療育手帳の等級



### 精神障害者保健福祉手帳の等級

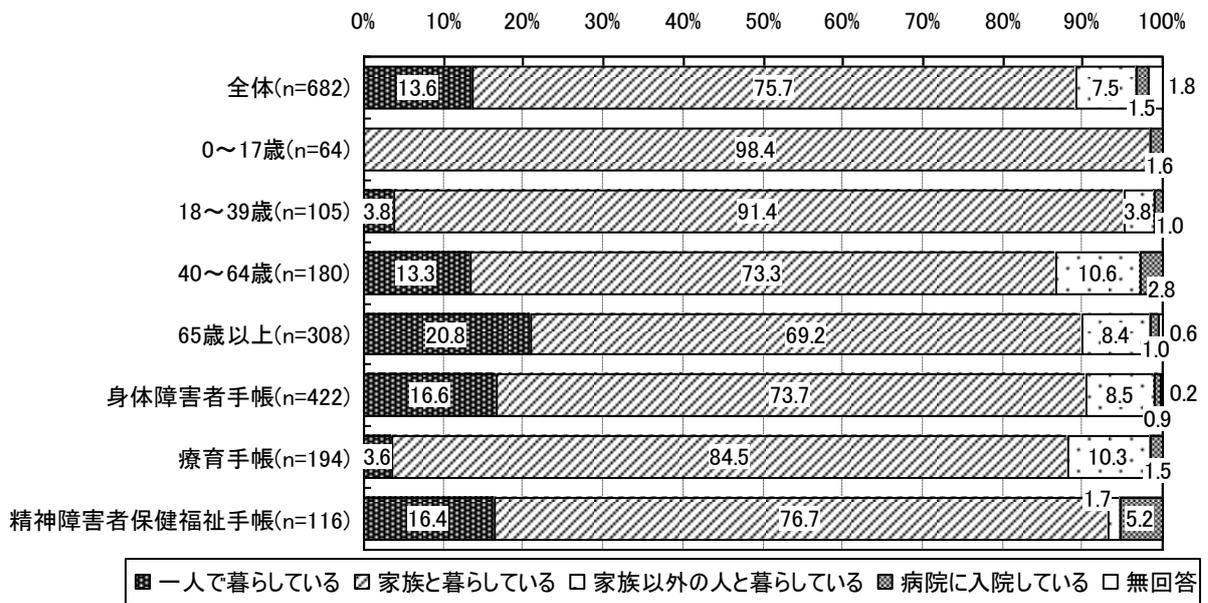


## 障害の種類



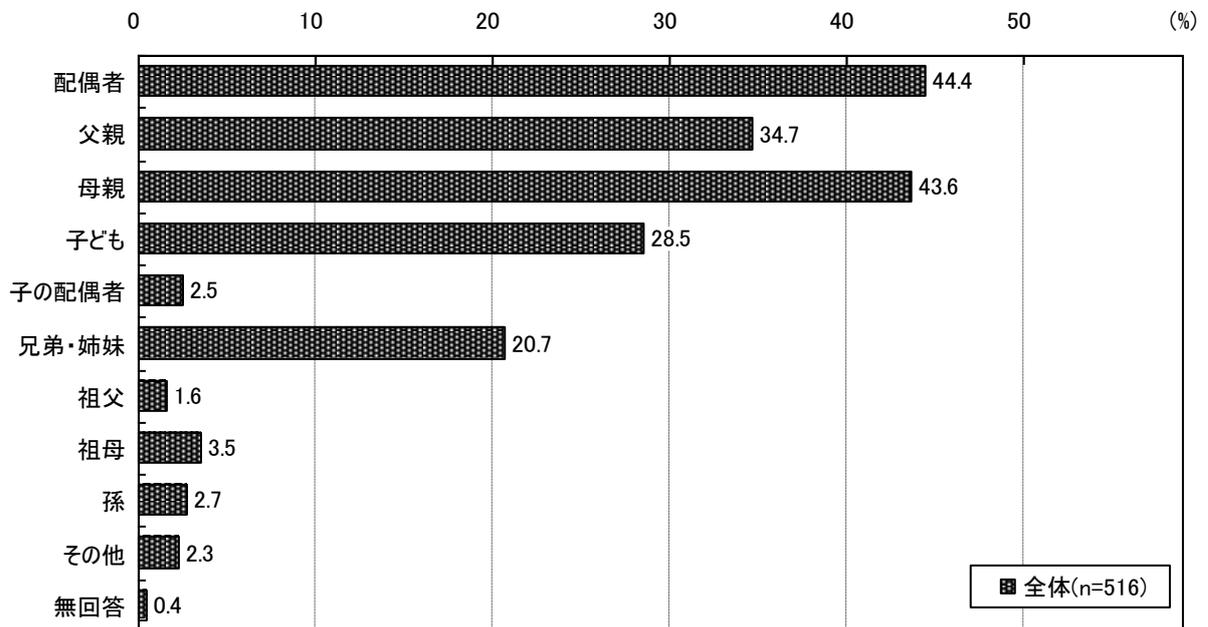
- 肢体不自由が26.0%と最も多く、以下、知的障がい、内部障がい、精神障がい、発達障がいの順となっています。

◆「あなた」は現在、だれと一緒に暮らしていますか。（1つに○印）

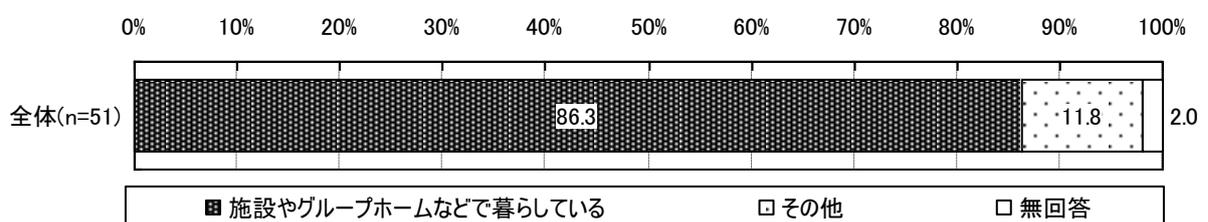


・家族と暮らしている人が75.7%、一人で暮らしている人が13.6%となっています。

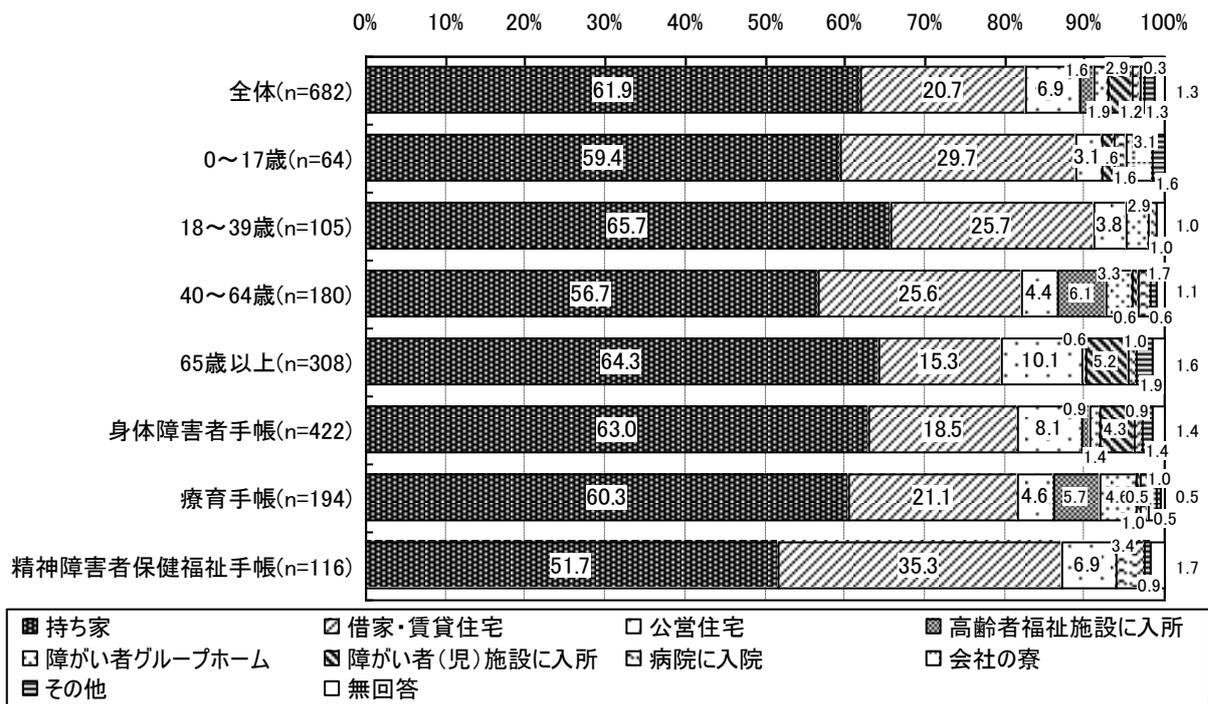
同居家族



施設等の入居状況



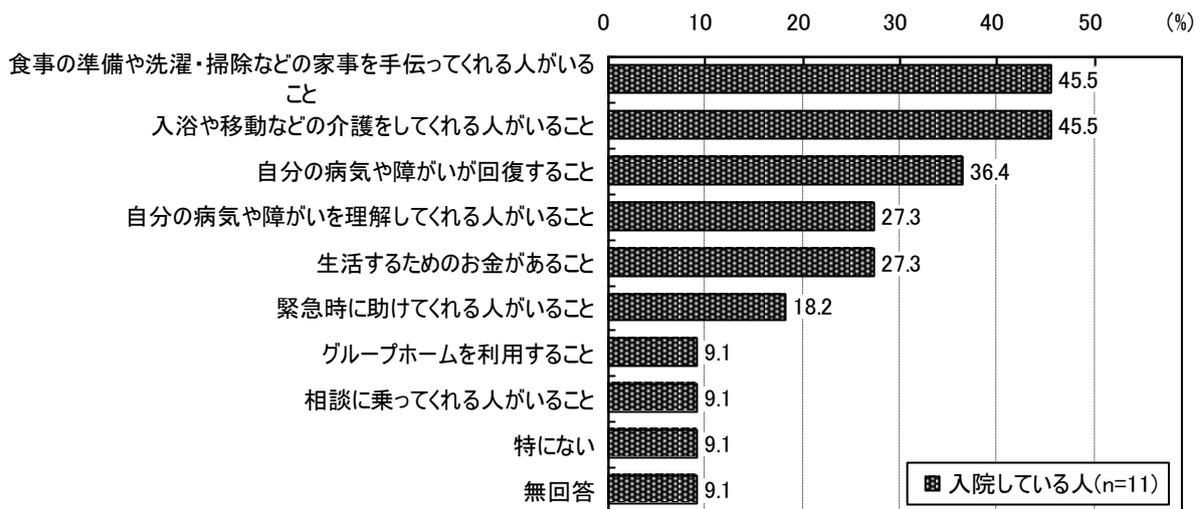
◆「あなた」の現在の住まい、あるいは暮らしているのはどこですか。（1つに○印）



・持ち家が61.9%、借家・賃貸住宅が20.7%となっています。

## 2 入院している人の地域移行に向けた意識

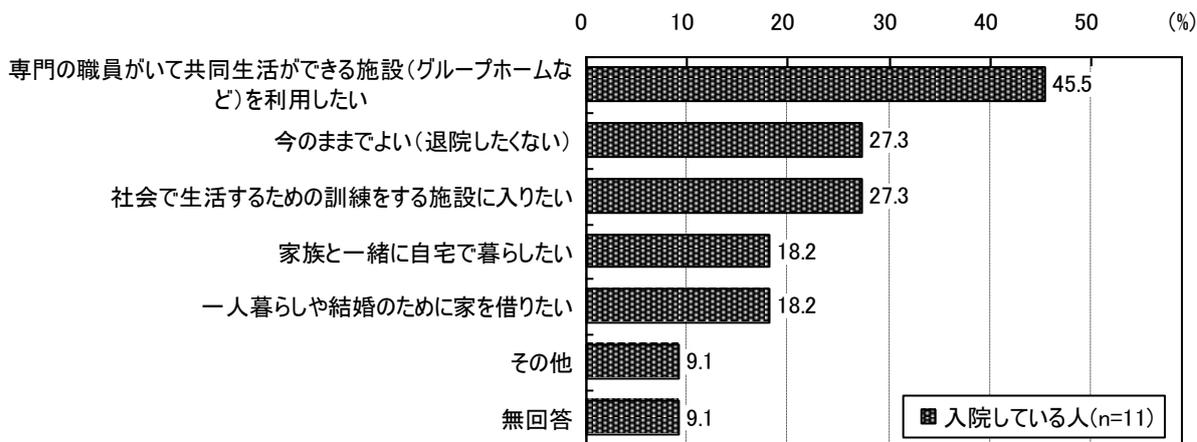
◆現在、病院に入院中の方のみお答えください。今後、「あなた」が退院して地域で暮らすためにどのようなことが必要だと思いますか。（必要と思うもの3つまでに○印）



※回答のなかった選択肢は割愛しています。

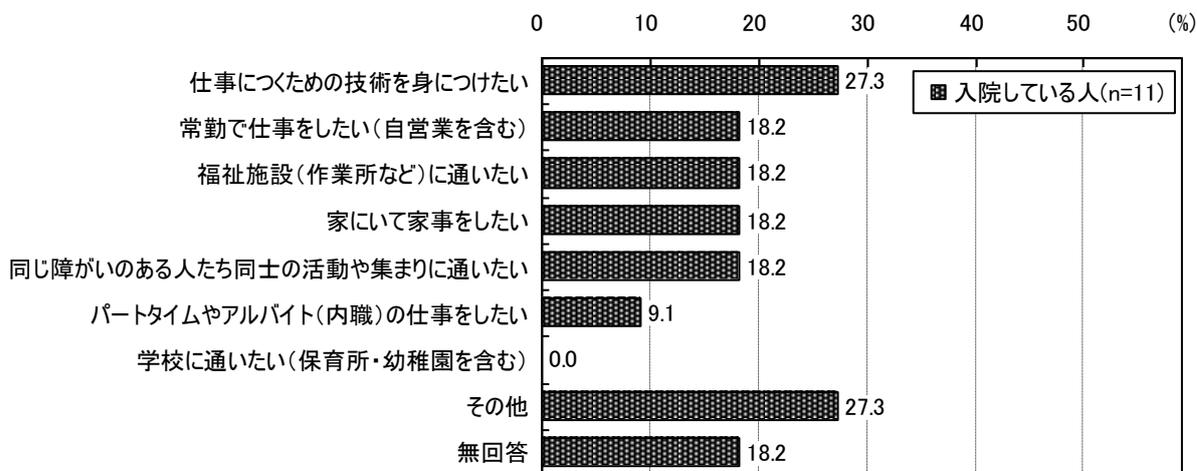
・「食事の準備や洗濯・掃除などの家事を手伝ってくれる人がいること」と「入浴や移動などの介護をしてくれる人がいること」がともに45.5%と最も多くなっています。

◆今後、「あなた」が暮らしてみたい環境や利用してみたい施設はどれですか。  
 (希望するもの3つまでに○印)



•「専門の職員がいて共同生活ができる施設(グループホームなど)を利用したい」が45.5%と最も多くなっています。

◆「あなた」は今後、退院したら日中はどのようなことをしていきたいですか。  
 (あてはまるもの3つまでに○印)

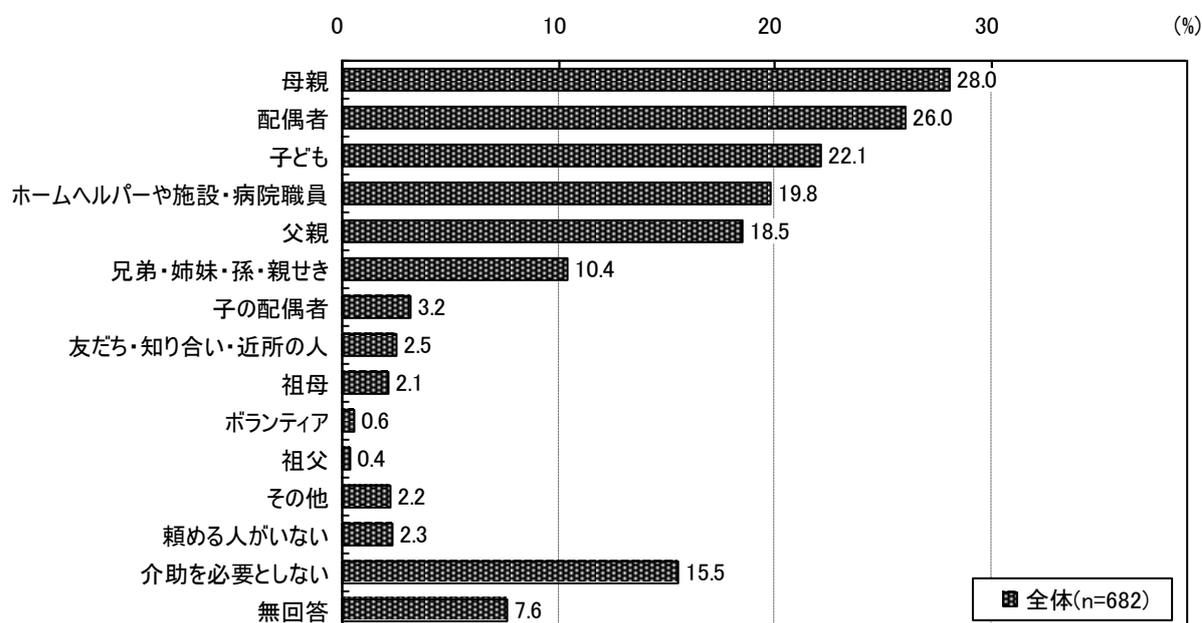


•「仕事につくための技術を身につけたい」が27.3%と最も多くなっています。

### 3 介助・支援の状況

◆「あなた」の主な介助者（日常生活の支援をしてくれる方）はだれですか。

（あてはまるもの3つまでに○印）



・母親、配偶者、子ども、ホームヘルパーや施設・病院職員、父親の順となっています。

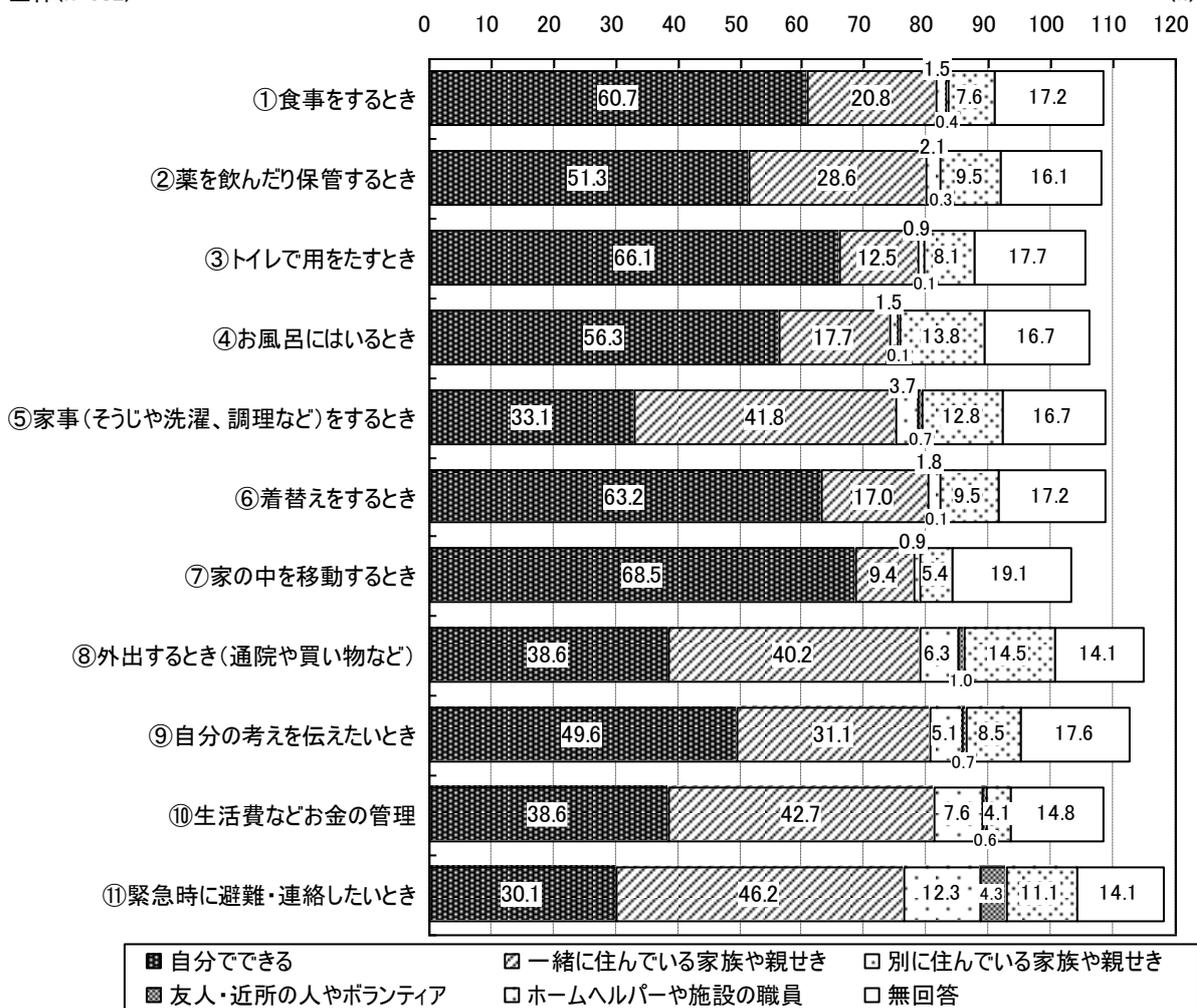
単位：%	全体 (n=682)	0~17歳 (n=64)	18~39歳 (n=105)	40~64歳 (n=180)	65歳以上 (n=308)	身体障害者手帳 (n=422)	療育手帳 (n=194)	精神障害者 保健福祉手帳 (n=116)
母親	28.0	76.6	73.3	31.7	0.6	12.6	73.7	33.6
配偶者	26.0	0.0	1.0	21.1	42.2	35.3	3.6	20.7
子ども	22.1	0.0	1.0	9.4	41.2	32.7	2.6	6.9
ホームヘルパーや施設・病院職員	19.8	10.9	17.1	21.1	21.8	22.0	24.2	14.7
父親	18.5	60.9	48.6	17.8	0.0	8.5	52.6	14.7
兄弟・姉妹・孫・親せき	10.4	26.6	12.4	8.3	7.8	6.4	18.6	10.3
子の配偶者	3.2	0.0	1.0	0.6	6.2	4.7	0.5	0.0
友だち・知り合い・近所の人	2.5	0.0	1.9	2.2	3.6	2.8	0.0	4.3
祖母	2.1	14.1	3.8	0.0	0.0	0.7	7.2	0.0
ボランティア	0.6	0.0	0.0	1.1	0.3	0.7	0.5	0.0
祖父	0.4	3.1	1.0	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0
その他	2.2	1.6	1.9	1.1	2.9	1.9	2.6	2.6
頼める人がいない	2.3	0.0	1.9	3.9	2.3	1.9	0.5	5.2
介助を必要としない	15.5	12.5	12.4	19.4	15.3	17.3	7.7	14.7
無回答	7.6	6.3	7.6	10.0	6.5	7.1	4.6	13.8

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

◆「あなた」は、どんなとき、だれの支援が必要ですか。(あてはまるものすべてに○印)

全体(n=682)

(%)

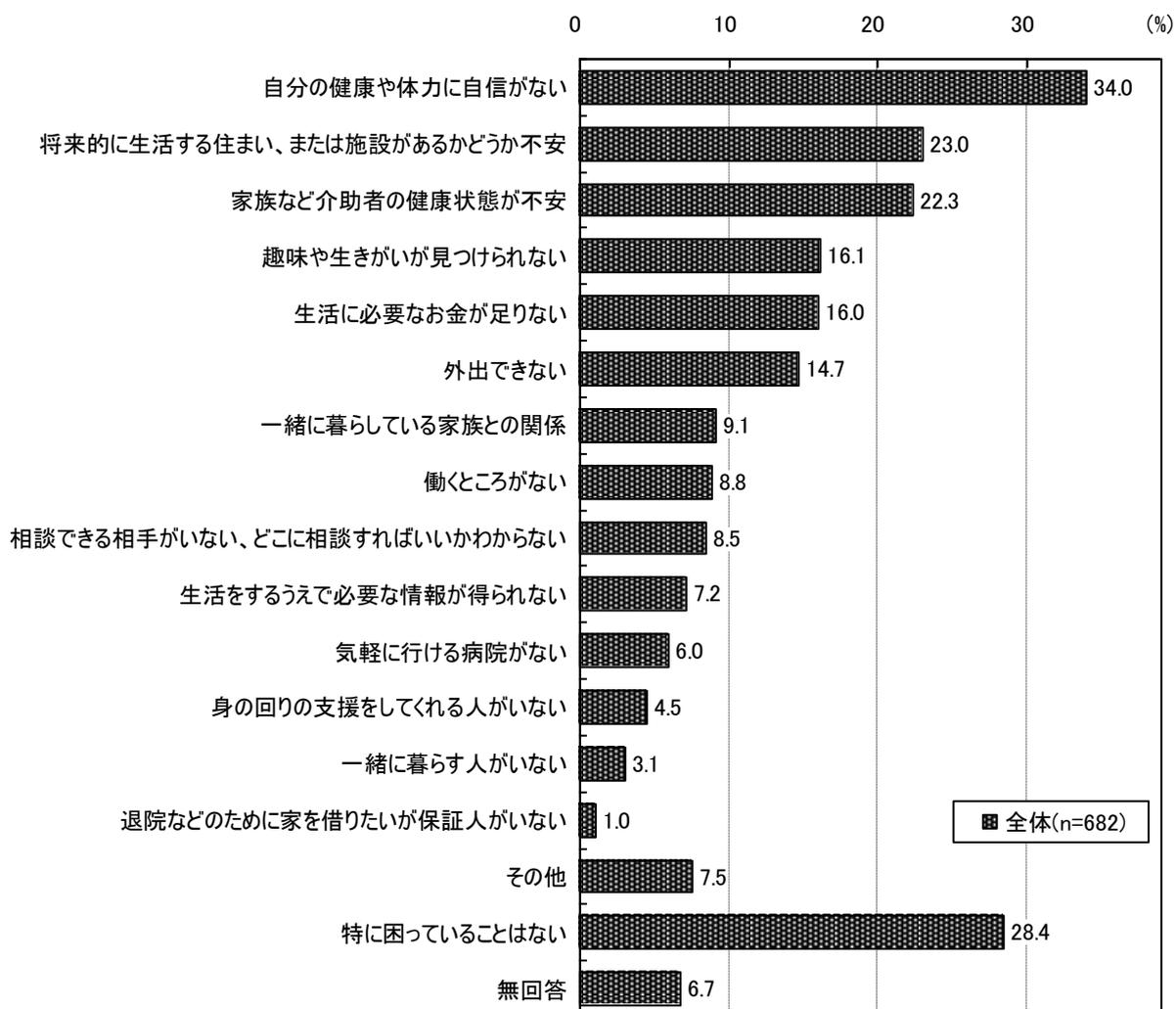


・「自分でできる」が少なく、だれかの支援が必要なものは順に、⑪緊急時に避難・連絡したいとき、⑤家事(そうじや洗濯、調理など)をするとき、⑧外出するとき(通院や買い物など)、⑩生活費などお金の管理などとなっています。

#### 4 生活上の困りごと・不安と相談の状況

◆「あなた」は現在の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。

(あてはまるものすべてに○印)

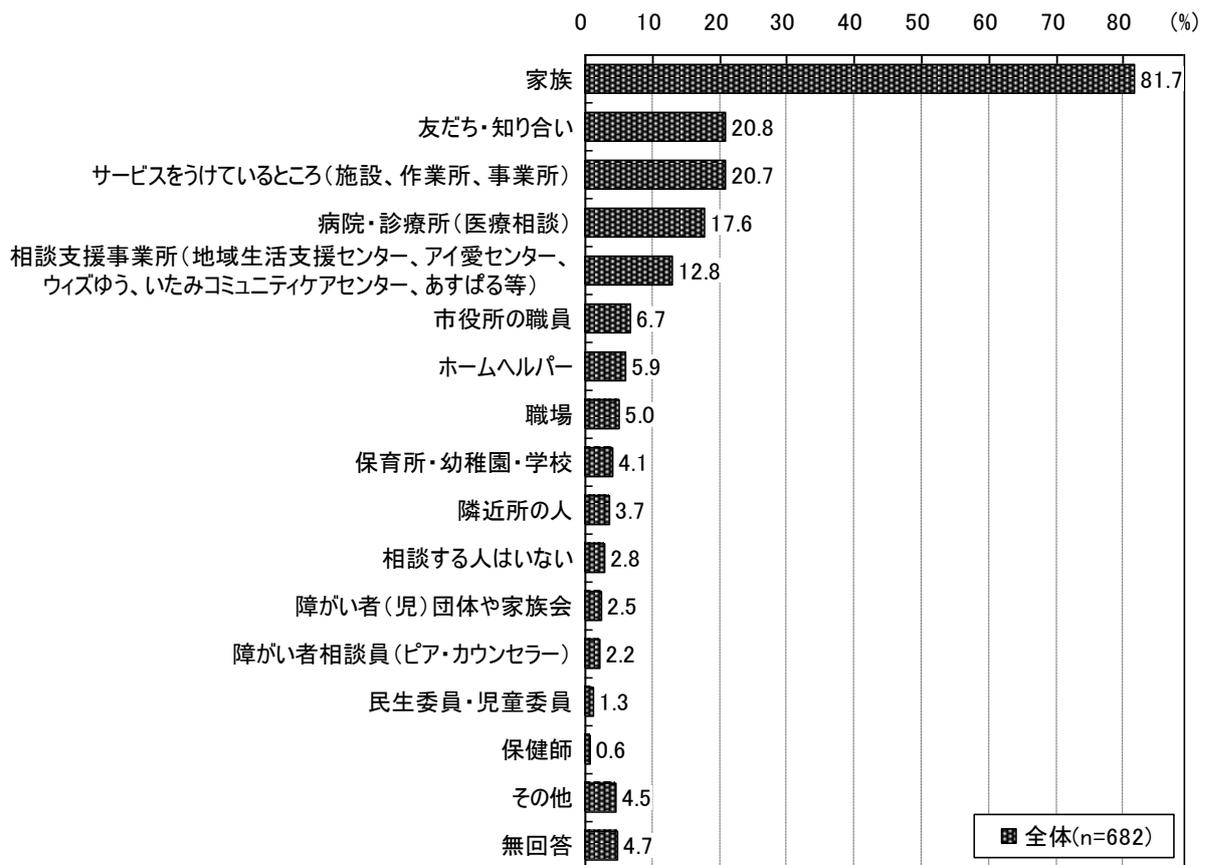


- 「特に困っていることはない」と無回答を除いて64.8%の人が何らかの困っていることや不安に思っていることをあげています。
- 内容別には、「自分の健康や体力に自信がない」が34.0%と最も多く、次いで「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が23.0%、「家族など介助者の健康状態が不安」が22.3%などとなっています。

単位：%	全体 (n=682)	0~17 歳 (n=64)	18~39 歳 (n=105)	40~64 歳 (n=180)	65歳 以上 (n=308)	身体障害 者手帳 (n=422)	療育手帳 (n=194)	精神障害者 保健福祉手帳 (n=116)
自分の健康や体力に自信がない	34.0	7.8	27.6	42.8	36.4	34.4	18.6	53.4
将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安	23.0	32.8	45.7	28.9	10.4	14.5	40.7	31.9
家族など介助者の健康状態が不安	22.3	10.9	26.7	28.9	19.5	22.0	25.8	28.4
趣味や生きがいが見つけれない	16.1	4.7	24.8	22.8	11.7	11.4	14.9	36.2
生活に必要なお金が足りない	16.0	0.0	14.3	30.0	11.7	15.6	8.2	31.9
外出できない	14.7	12.5	11.4	13.9	16.9	14.9	10.3	20.7
一緒に暮らしている家族との関係	9.1	4.7	14.3	15.0	5.2	5.7	7.2	23.3
働くところがない	8.8	1.6	16.2	18.3	2.9	6.4	6.2	25.9
相談できる相手がいない、どこに相談すればいいかわからない	8.5	7.8	13.3	13.9	3.9	4.7	9.8	19.0
生活をするうえで必要な情報が得られない	7.2	4.7	12.4	11.1	3.9	5.0	6.7	16.4
気軽に行ける病院がない	6.0	3.1	7.6	9.4	4.2	4.3	7.2	12.1
身の回りの支援をしてくれる人がいない	4.5	0.0	3.8	5.0	4.9	4.5	2.1	6.9
一緒に暮らす人がいない	3.1	0.0	0.0	4.4	3.9	3.1	2.1	3.4
退院などのために家を借りたいが保証人がいない	1.0	0.0	2.9	1.7	0.3	0.9	0.5	2.6
その他	7.5	3.1	8.6	10.0	6.8	7.3	7.2	9.5
特に困っていることはない	28.4	45.3	23.8	18.9	32.5	30.8	29.4	12.1
無回答	6.7	9.4	6.7	6.7	6.2	7.1	8.2	8.6

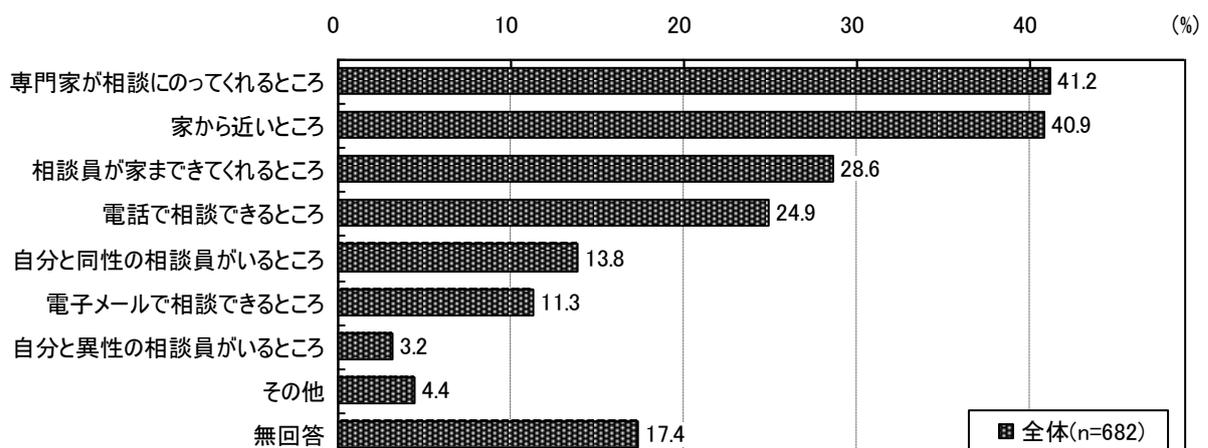
※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

◆「あなた」が悩みや困ったことを相談するのはだれですか。（あてはまるものすべてに○印）



・家族が81.7%を占めています。

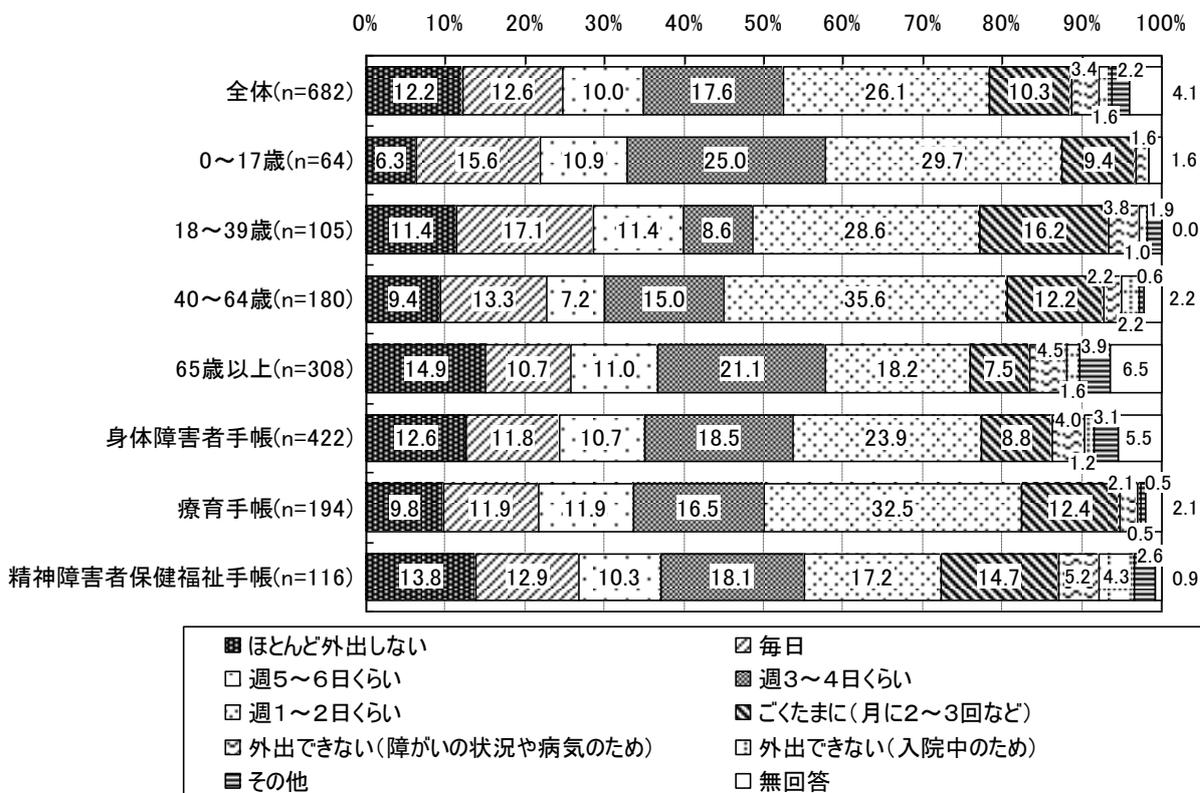
◆家族や友人・近所の人以外の相談機関について、どういう人や場所なら相談しやすいと思いますか。（あてはまるものすべてに○印）



・「専門家が相談にのってくれるところ」が41.2%と最も多く、次いで「家から近いところ」が40.9%、「相談員が家まできてくれるところ」が28.6%、「電話で相談できるところ」が24.9%となっています。

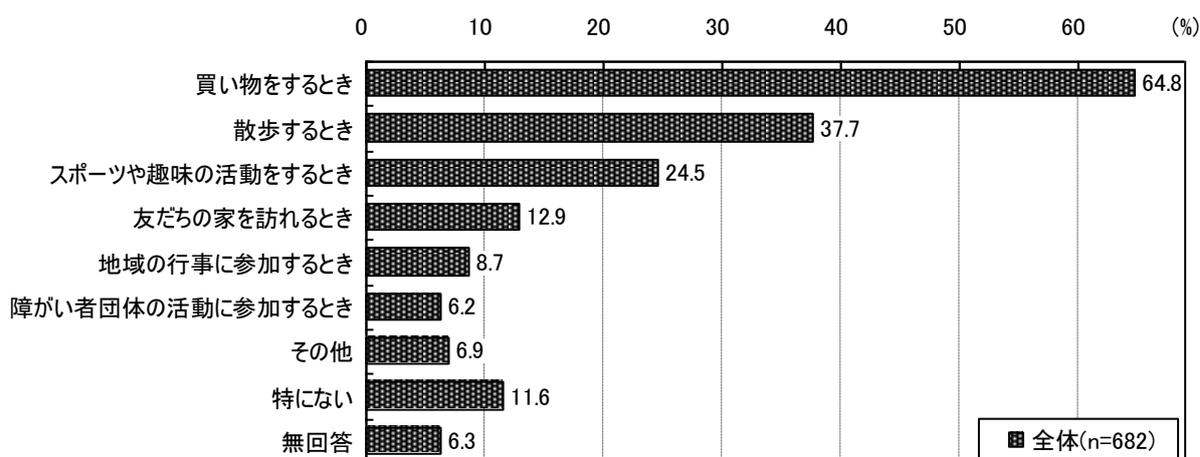
## 5 外出の状況

◆「あなた」は現在通勤・通学・通院を除き、どのくらいの回数で外出していますか。（1つに○印）



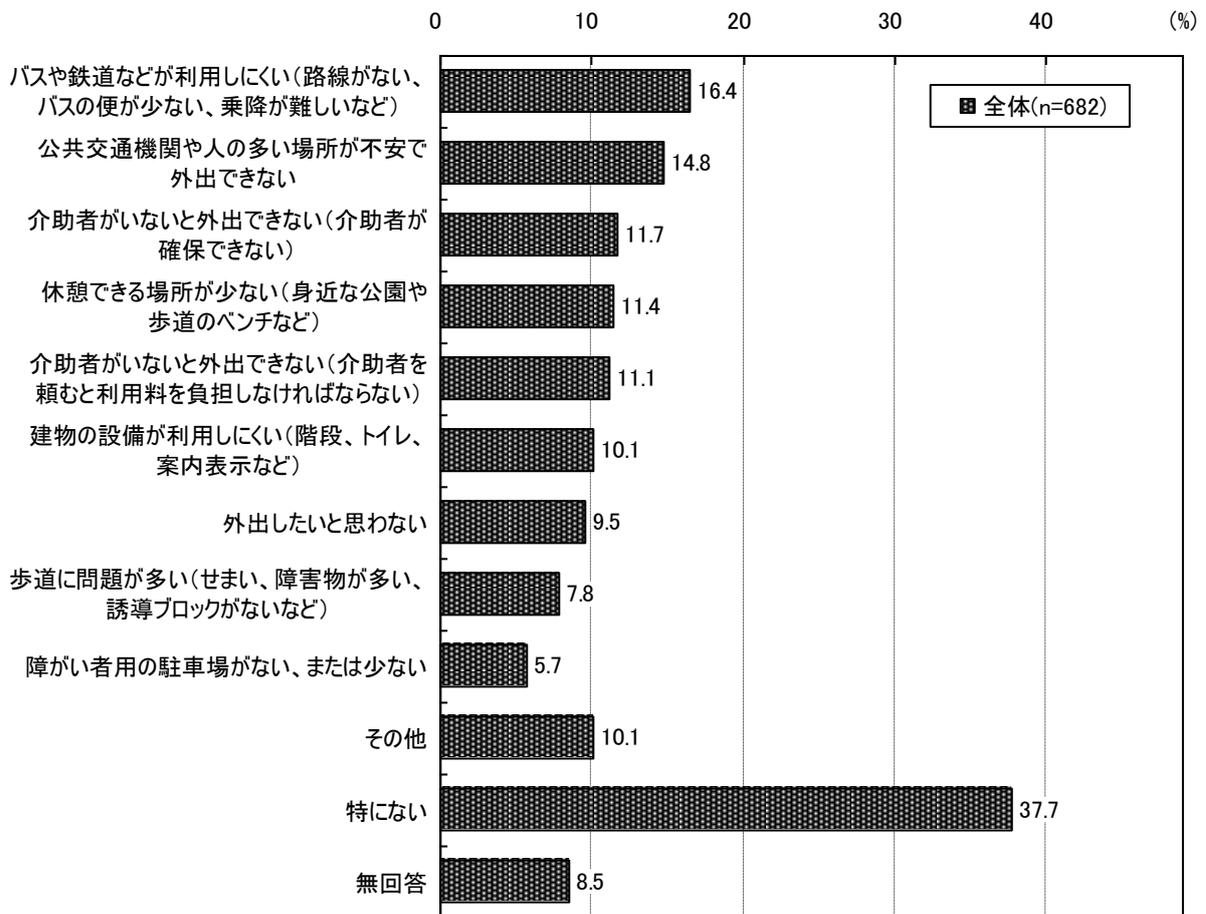
・「週1~2日くらい」という人が26.1%と最も多くなっています。

◆「あなた」が通勤や通学、通院以外で外出したいと思うのはどのようなときですか。（あてはまるもの3つまでに○印）



・「買い物をするとき」が64.8%と最も多く、以下、「散歩するとき」が37.7%、「スポーツや趣味の活動をするとき」が24.5%となっています。

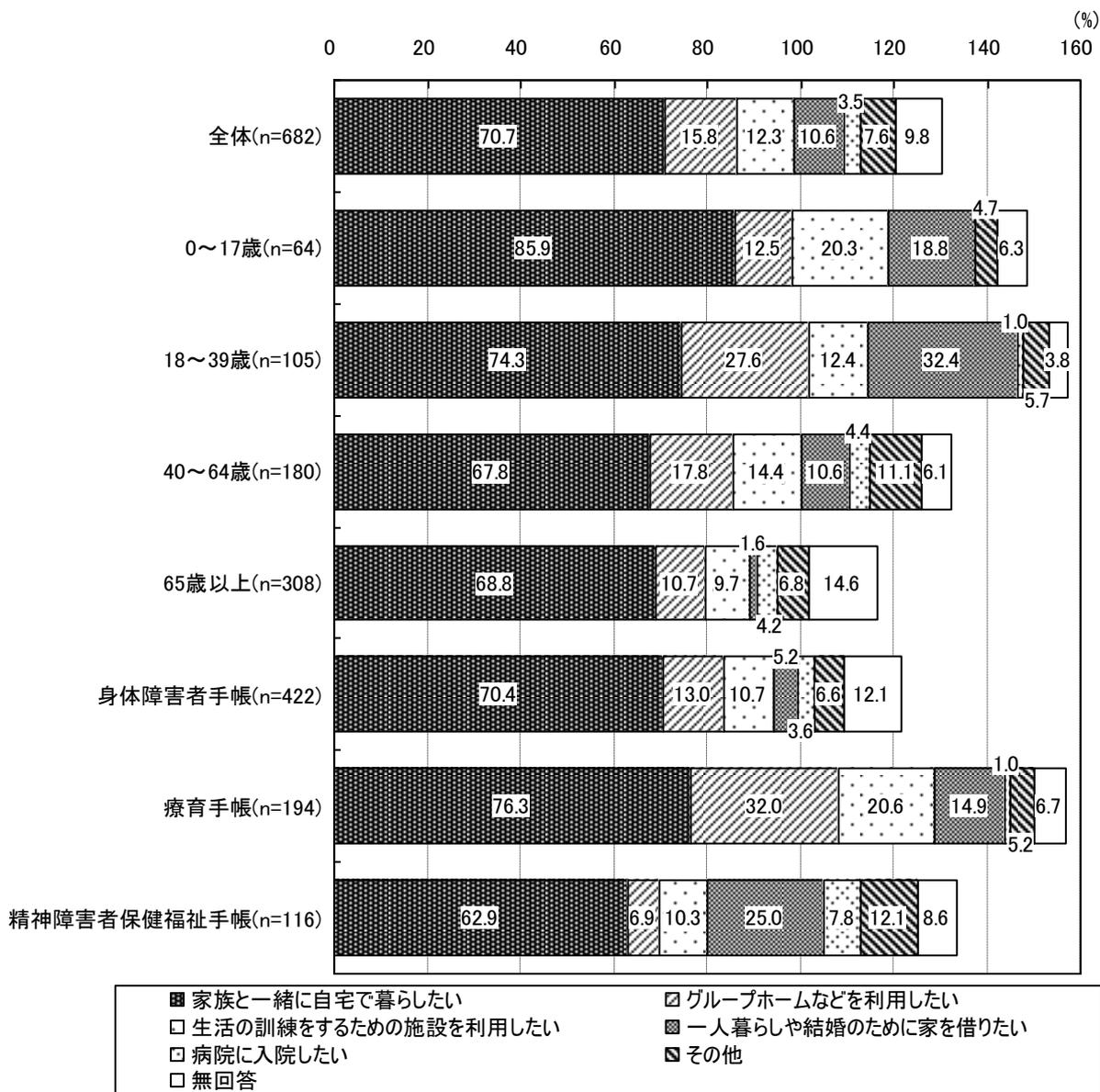
◆「あなた」は外出のときに困ったり、外出しようと思ったときにとりやめたりすることはありますか。それはどのようなときですか。（あてはまるものすべてに○印）



- 「特にない」と無回答を除いて53.8%の人が外出時に困ったり、やめたりした経験を持っています。
- 内容別には、「バスや鉄道などが利用しにくい（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」が16.4%と最も多く、次いで「公共交通機関や人の多い場所が不安で外出できない」が14.8%となっています。

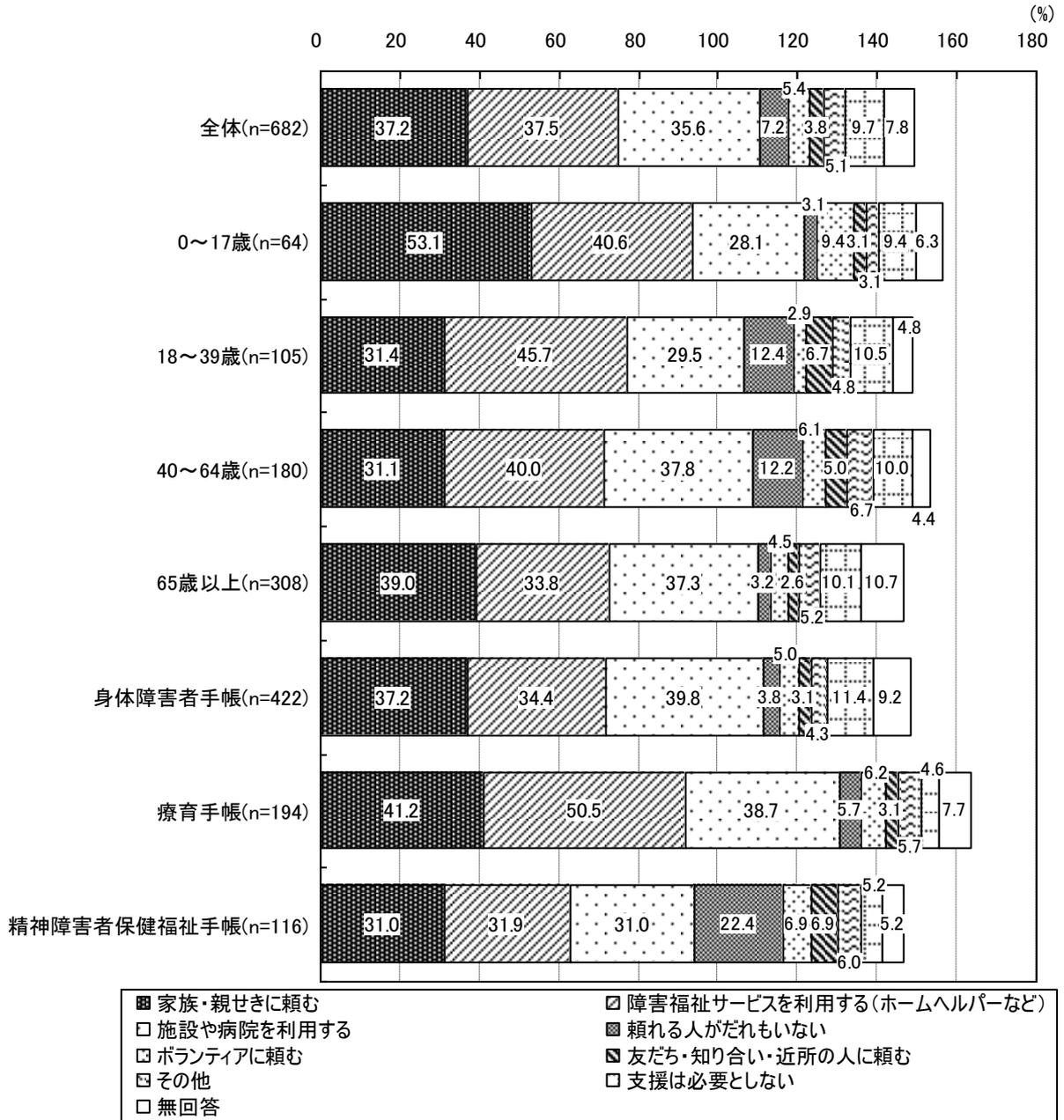
## 6 今後の生活に対する考え方

◆次のうち、「あなた」は今後どのように暮らしたいと思いますか。（希望するもの3つまでに○印）



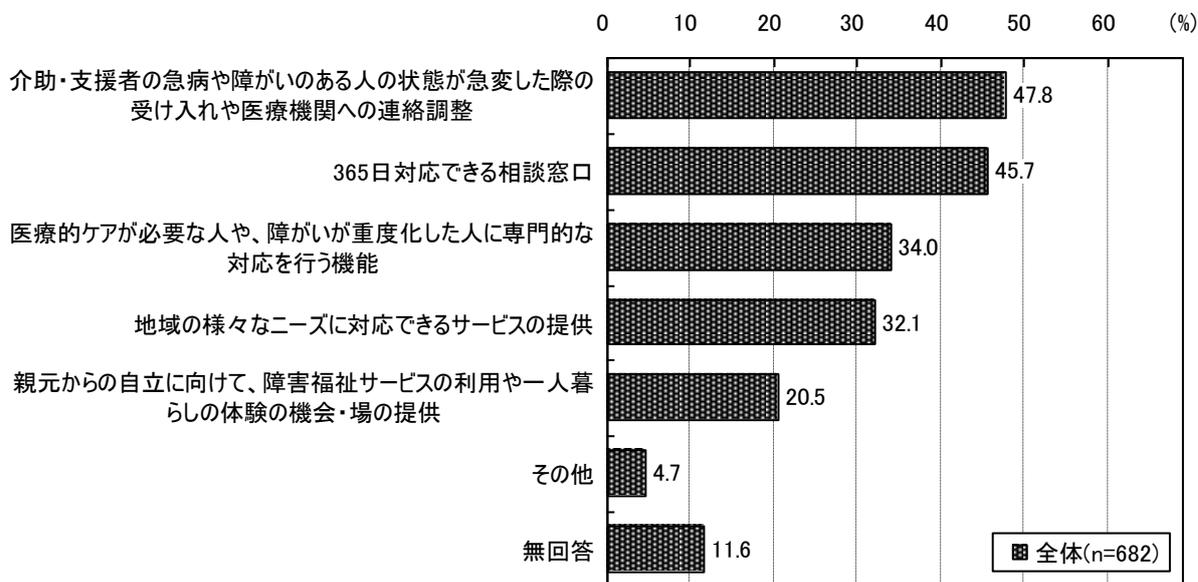
•「家族と一緒に自宅で暮らしたい」という人が70.7%を占めています。

◆もしも、今の介助者に支援してもらえなくなった場合、「あなた」はどのようにしたいと思いますか。（あてはまるもの3つまでに○印）



•「家族・親せきに頼む」が37.2%、「障害福祉サービスを利用する(ホームヘルパーなど)」が37.5%、「施設や病院を利用する」が35.6%と、回答傾向が分かれています。

◆住み慣れた地域で安心した生活が送れるように、あなたがぜひ必要だと思われるものはどれですか。（あてはまるものすべてに○印）

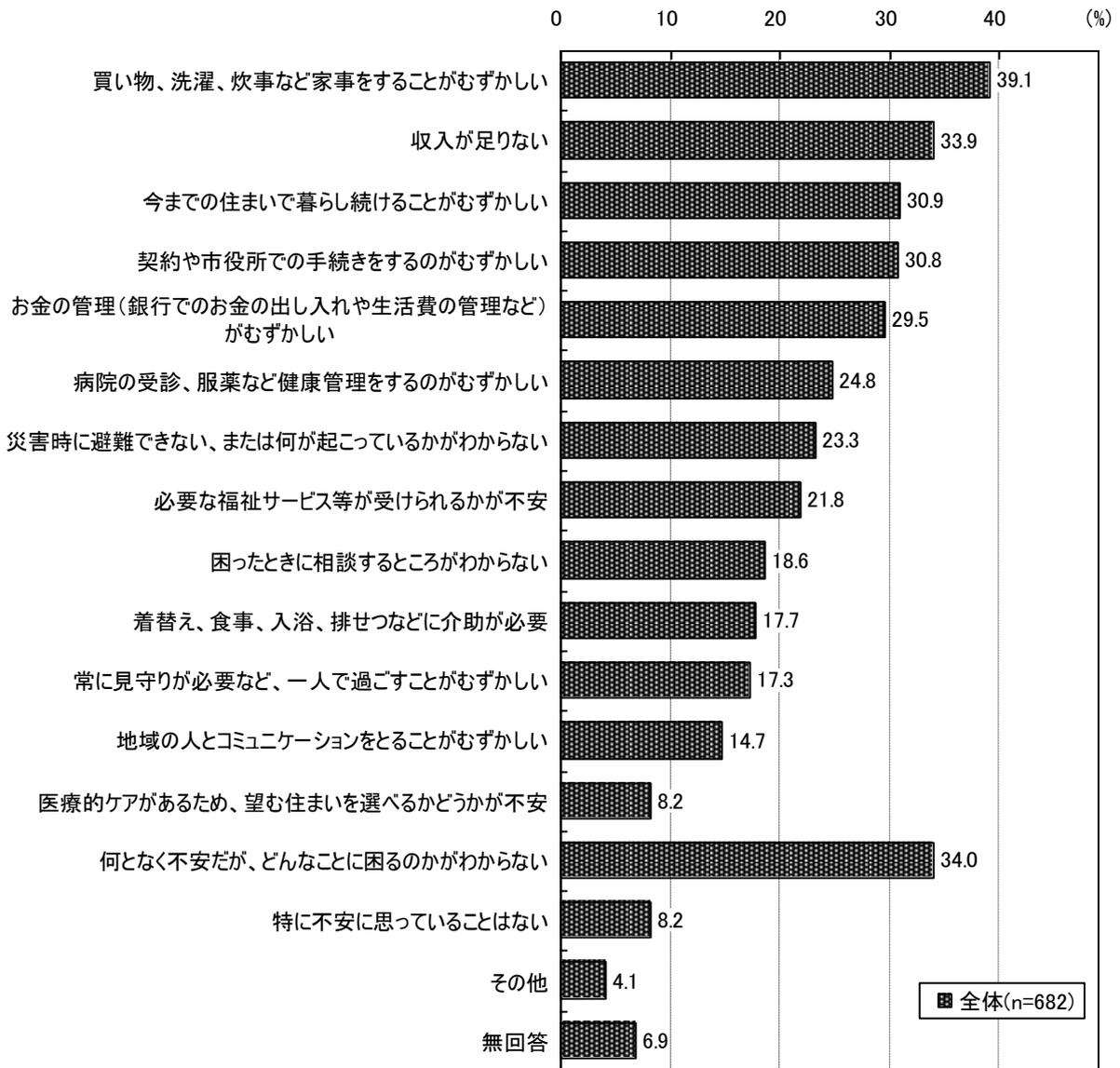


・「介助・支援者の急病や障がいのある人の状態が急変した際の受け入れや医療機関への連絡調整」が47.8%と最も多く、次いで「365日対応できる相談窓口」が45.7%、「医療的ケアが必要な人や、障がいが重度化した人に専門的な対応を行う機能」が34.0%、「地域の様々なニーズに対応できるサービスの提供」が32.1%となっています。

単位：%	全体 (n=682)	0~17歳 (n=64)	18~39歳 (n=105)	40~64歳 (n=180)	65歳以上 (n=308)	身体障害者手帳 (n=422)	療育手帳 (n=194)	精神障害者 保健福祉手帳 (n=116)
介助・支援者の急病や障がいのある人の状態が急変した際の受け入れや医療機関への連絡調整	47.8	48.4	44.8	50.6	47.7	50.2	50.5	40.5
365日対応できる相談窓口	45.7	48.4	46.7	51.7	43.2	43.4	46.4	50.0
医療的ケアが必要な人や、障がいが重度化した人に専門的な対応を行う機能	34.0	31.3	30.5	36.1	35.4	38.4	34.5	31.9
地域の様々なニーズに対応できるサービスの提供	32.1	34.4	43.8	34.4	26.9	29.4	41.2	35.3
親元からの自立に向けて、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場の提供	20.5	60.9	43.8	22.8	2.9	10.0	50.0	20.7
その他	4.7	3.1	7.6	6.7	2.9	3.1	5.2	10.3
無回答	11.6	7.8	5.7	6.1	16.9	13.7	7.2	10.3

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

◆現在一緒に暮らしている人と、将来、離れなくてはならなくなったときや一緒に暮らしている人の支援が受けられなくなったときに、不安なことはありますか。また、現在一人暮らしをしている人は、将来、不安なことはありますか。（あてはまるもの5つまでに○印）



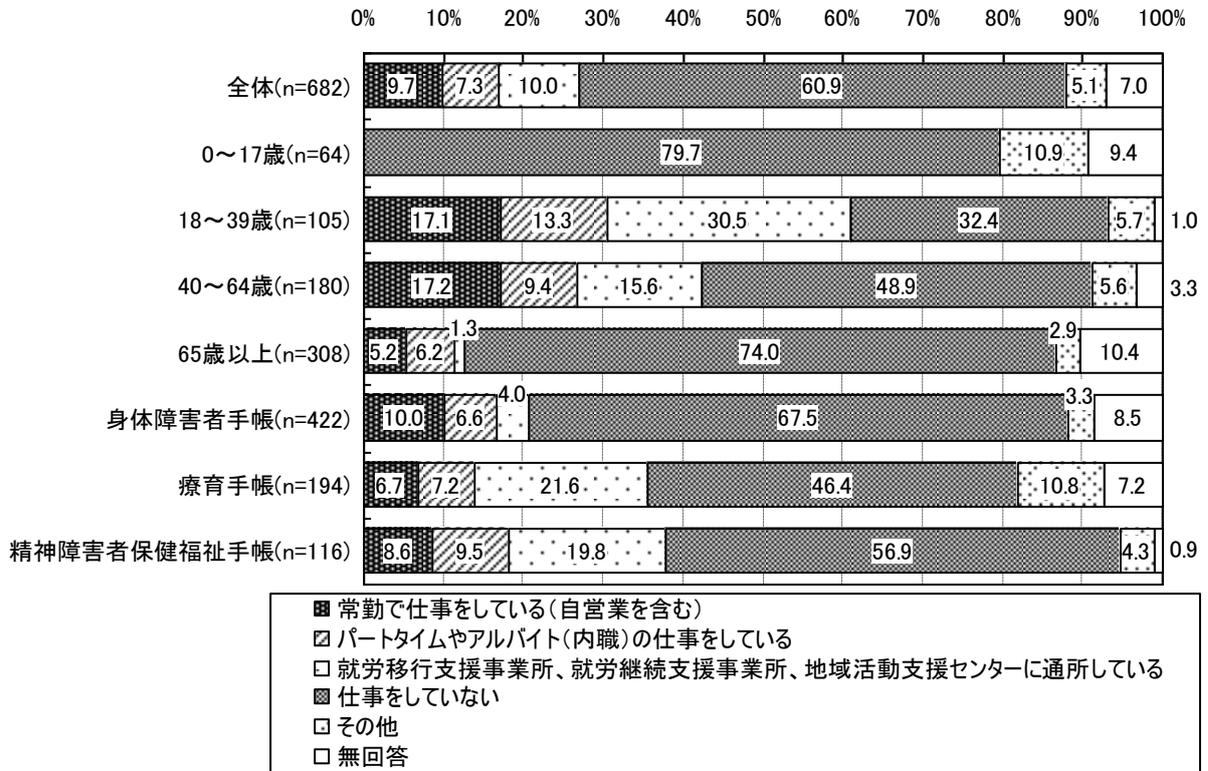
- 「何となく不安だが、どんなことに困るのがわからない」「特に不安に思っていることはない」と無回答を除いて50.9%の人が将来について何らかの不安を持っています。
- 内容別には、「買い物、洗濯、炊事など家事をすることがむずかしい」が39.1%と最も多く、次いで「収入が足りない」が33.9%、「今までの住まいで暮らし続けることがむずかしい」が30.9%、「契約や市役所での手続きをするのがむずかしい」が30.8%、「お金の管理（銀行でのお金の出し入れや生活費の管理など）がむずかしい」が29.5%などの順となっています。

単位：%	全体 (n=682)	0~17歳 (n=64)	18~39歳 (n=105)	40~64歳 (n=180)	65歳以上 (n=308)	身体障害者手帳 (n=422)	療育手帳 (n=194)	精神障害者 保健福祉手帳 (n=116)
買い物、洗濯、炊事など家事をすることがむずかしい	39.1	51.6	49.5	39.4	34.4	34.8	53.1	44.0
収入が足りない	33.9	40.6	52.4	42.8	21.4	26.1	38.7	57.8
今までの住まいで暮らし続けることがむずかしい	30.9	26.6	42.9	35.6	25.3	27.5	38.7	38.8
契約や市役所での手続きをするのがむずかしい	30.8	45.3	44.8	30.6	23.1	23.5	50.0	34.5
お金の管理（銀行でのお金の出し入れや生活費の管理など）がむずかしい	29.5	50.0	55.2	31.1	16.2	19.2	60.3	31.0
病院の受診、服薬など健康管理をするのがむずかしい	24.8	34.4	40.0	21.7	19.2	19.7	43.3	28.4
災害時に避難できない、または何が起きているかがわからない	23.3	31.3	31.4	22.2	20.5	21.1	35.6	18.1
必要な福祉サービス等が受けられるかが不安	21.8	25.0	19.0	20.0	23.1	21.3	23.2	23.3
困ったときに相談するところがわからない	18.6	32.8	28.6	19.4	12.0	13.0	26.8	24.1
着替え、食事、入浴、排せつなどに介助が必要	17.7	20.3	23.8	10.6	19.2	22.3	23.7	12.1
常に見守りが必要など、一人で過ごすことがむずかしい	17.3	32.8	26.7	15.6	12.3	14.9	36.1	12.9
地域の人とコミュニケーションをとることがむずかしい	14.7	26.6	28.6	15.6	7.8	8.3	23.7	26.7
医療的ケアがあるため、望む住まいを選べるかどうか不安	8.2	6.3	7.6	9.4	7.8	9.7	8.8	9.5
その他	4.1	9.4	6.7	1.1	3.6	3.8	6.7	3.4
何となく不安だが、どんなことに困るのかわからない	34.0	42.2	30.5	39.4	31.2	31.5	28.9	44.8
特に不安に思っていることはない	8.2	1.6	1.9	8.9	10.7	10.4	1.0	2.6
無回答	6.9	3.1	2.9	6.1	9.7	9.0	5.7	2.6

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

## 7 仕事の状況と意識

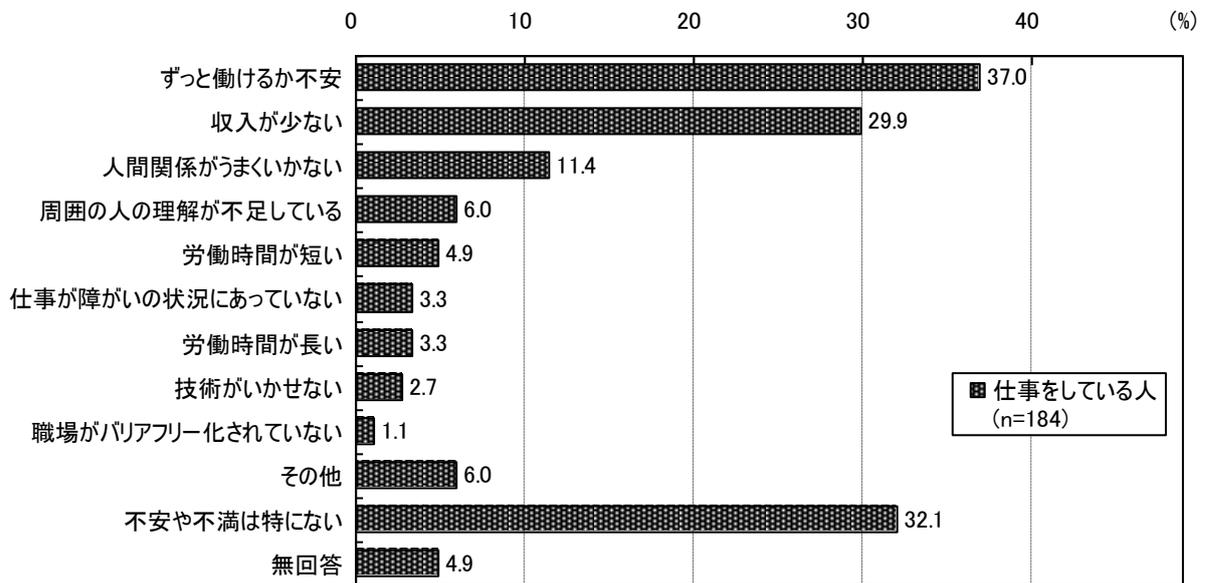
◆「あなた」は現在仕事をしていますか。（1つに○印）



- 「常勤で仕事をしている（自営業を含む）」「パートタイムやアルバイト（内職）の仕事をしている」「就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センターに通所している」を合わせて、何らかの仕事をしている人は27.0%となっています。

◆現在仕事（障害者就労施設に通っている人も含む）をしている方におたずねします。「あなた」は現在の仕事に不安や不満はありますか。また、その内容は何ですか。

（あてはまるものすべてに○印）



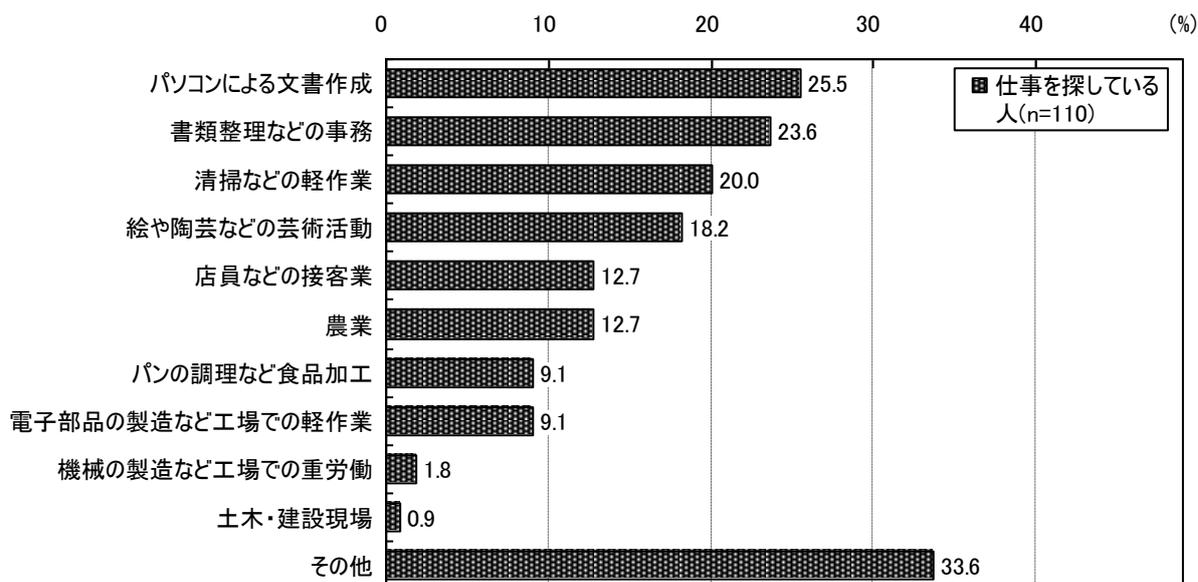
・「ずっと働けるか不安」が37.0%と最も多く、次いで「収入が少ない」が29.9%となっています。

単位：%	全体 (n=184)	18~39 歳 (n=64)	40~64 歳 (n=76)	65歳 以上 (n=39)	身体障害 者手帳 (n=87)	療育手帳 (n=69)	精神障害者 保健福祉手帳 (n=44)
ずっと働けるか不安	37.0	32.8	48.7	25.6	31.0	31.9	50.0
収入が少ない	29.9	34.4	34.2	17.9	27.6	29.0	38.6
人間関係がうまくいかない	11.4	12.5	14.5	2.6	5.7	14.5	20.5
周囲の人の理解が不足している	6.0	7.8	7.9	0.0	3.4	8.7	6.8
労働時間が短い	4.9	1.6	7.9	5.1	4.6	2.9	13.6
仕事が障がいの状況にあっていない	3.3	4.7	3.9	0.0	2.3	2.9	6.8
労働時間が長い	3.3	1.6	5.3	0.0	2.3	0.0	6.8
技術がいかせない	2.7	0.0	5.3	2.6	4.6	0.0	4.5
職場がバリアフリー化されていない	1.1	0.0	2.6	0.0	2.3	0.0	0.0
その他	6.0	7.8	2.6	10.3	3.4	8.7	4.5
不安や不満は特にない	32.1	32.8	23.7	43.6	36.8	34.8	15.9
無回答	4.9	4.7	5.3	5.1	5.7	5.8	11.4

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

◆現在仕事を探している方におたずねします。

今後、仕事をするなら、「あなた」はどんな仕事をしたいですか。(あてはまるもの3つまでに○印)

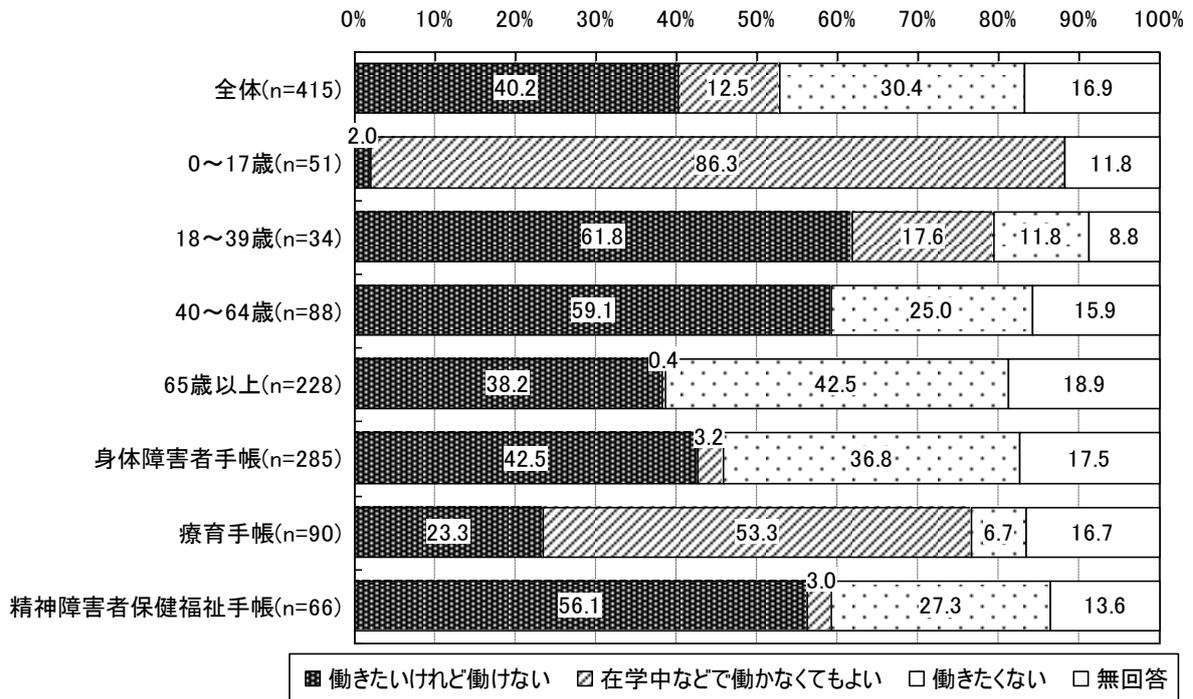


・「パソコンによる文書作成」が25.5%、「書類整理などの事務」が23.6%、「清掃などの軽作業」が20.0%、「絵や陶芸などの芸術活動」が18.2%の順となっています。

単位：%	全体 (n=110)	0~17 歳 (n=4)	18~39 歳 (n=31)	40~64 歳 (n=42)	65歳 以上 (n=29)	身体障害 者手帳 (n=52)	療育手帳 (n=27)	精神障害者 保健福祉手帳 (n=40)
パソコンによる文書作成	25.5	50.0	35.5	23.8	13.8	25.0	22.2	30.0
書類整理などの事務	23.6	0.0	25.8	28.6	17.2	25.0	7.4	32.5
清掃などの軽作業	20.0	25.0	16.1	31.0	6.9	7.7	33.3	27.5
絵や陶芸などの芸術活動	18.2	25.0	19.4	19.0	13.8	13.5	11.1	27.5
農業	12.7	0.0	16.1	7.1	17.2	17.3	7.4	12.5
店員などの接客業	12.7	0.0	6.5	16.7	17.2	13.5	11.1	17.5
パンの調理など食品加工	9.1	0.0	9.7	14.3	3.4	1.9	11.1	15.0
電子部品の製造など工場での軽作業	9.1	0.0	16.1	9.5	3.4	1.9	22.2	7.5
機械の製造など工場での重労働	1.8	0.0	3.2	0.0	3.4	1.9	3.7	0.0
土木・建設現場	0.9	0.0	0.0	2.4	0.0	1.9	0.0	0.0
その他	33.6	50.0	29.0	31.0	37.9	36.5	40.7	25.0

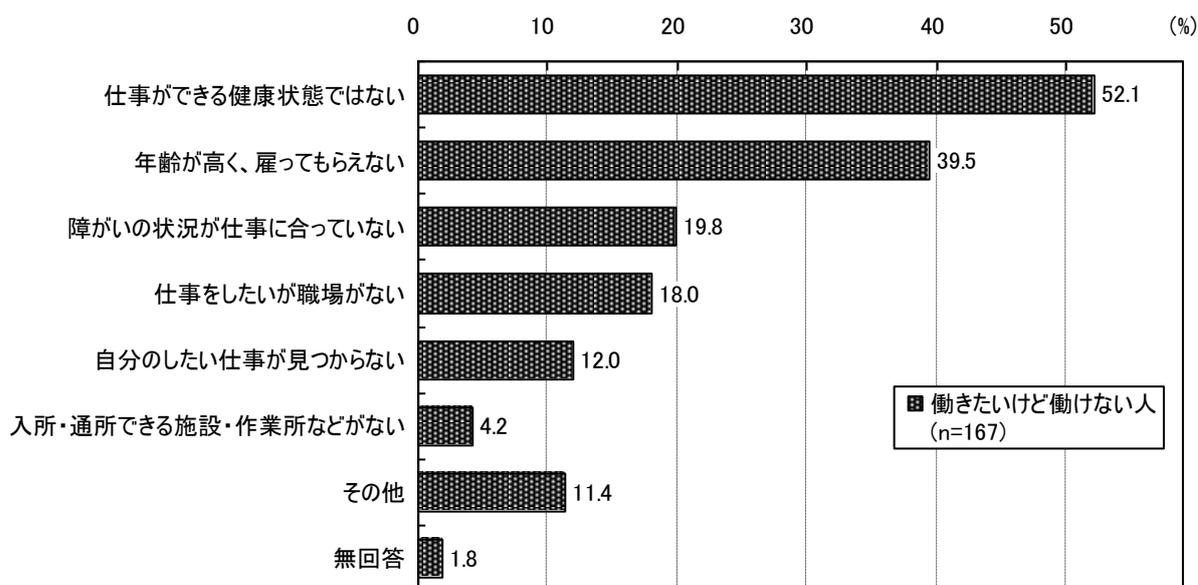
※無回答を除いた割合、網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

◆現在仕事をしていない方におたずねします。「あなた」が仕事をしていない理由は何ですか。  
(1つに○印)



•「働きたいけど働けない」が40.2%、「働きたくない」が30.4%となっています。

## 働きたいけど働けない理由

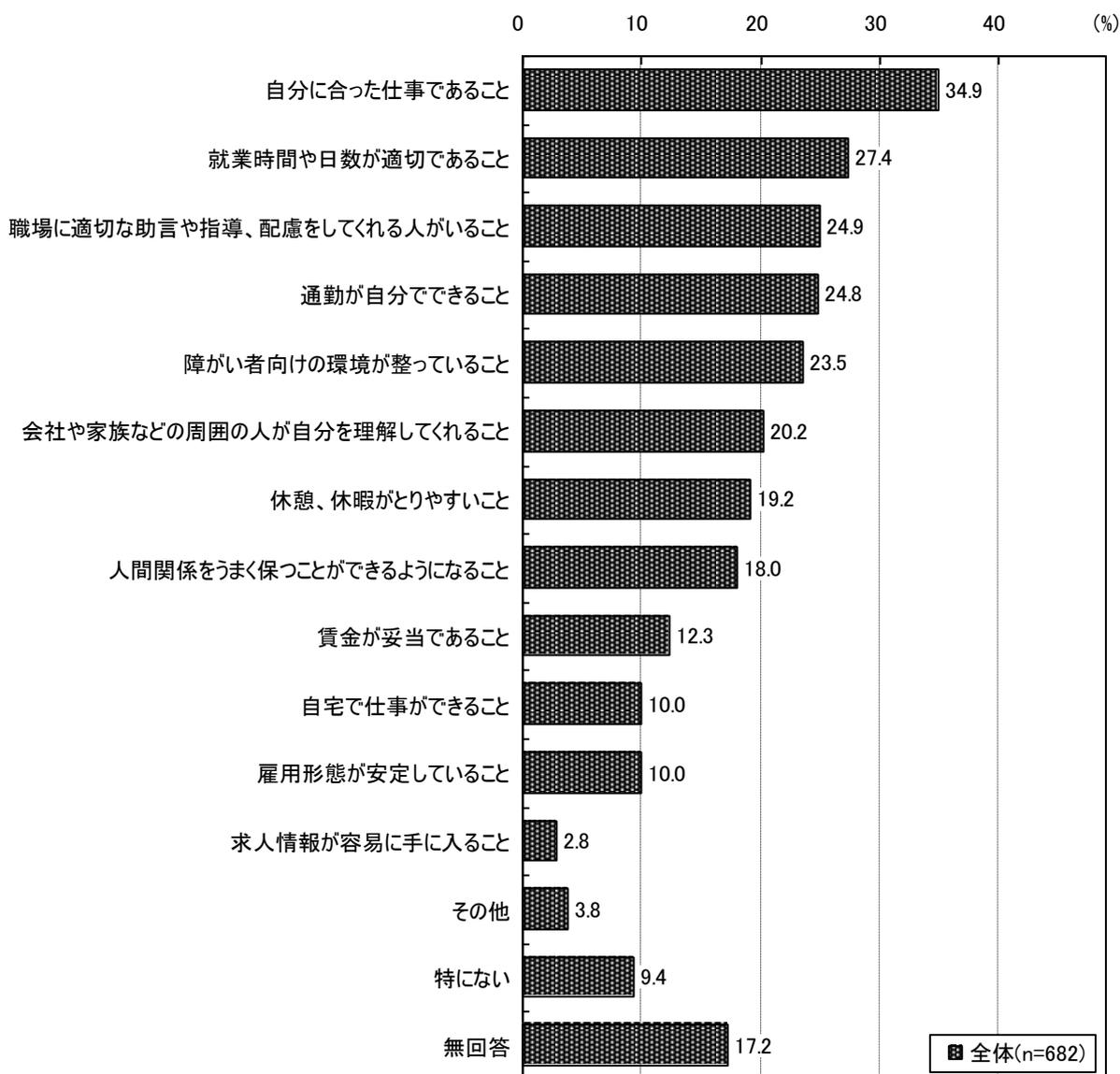


・「仕事ができる健康状態ではない」が52.1%と最も多く、次いで「年齢が高く、雇ってもらえない」が39.5%となっています。

単位：%	全体 (n=167)	0~17歳 (n=1)	18~39歳 (n=21)	40~64歳 (n=52)	65歳以上 (n=87)	身体障害者手帳 (n=121)	療育手帳 (n=21)	精神障害者 保健福祉手帳 (n=37)
仕事ができる健康状態ではない	52.1	0.0	38.1	55.8	55.2	50.4	28.6	70.3
年齢が高く、雇ってもらえない	39.5	0.0	4.8	28.8	52.9	45.5	19.0	18.9
障がいの状況が仕事に合っていない	19.8	0.0	38.1	32.7	9.2	19.0	42.9	35.1
仕事をしたいが職場がない	18.0	0.0	23.8	28.8	11.5	15.7	23.8	27.0
自分のしたい仕事が見つからない	12.0	0.0	19.0	26.9	2.3	6.6	19.0	29.7
入所・通所できる施設・作業所などがない	4.2	0.0	19.0	3.8	0.0	2.5	14.3	5.4
その他	11.4	100.0	23.8	9.6	9.2	8.3	23.8	13.5
無回答	1.8	0.0	0.0	1.9	2.3	1.7	0.0	2.7

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

◆すべての方におたずねします。あなたが働くとするば（または働き続けるとすれば）、どのようなことが必要だと思われますか。（あてはまるもの3つに○印）



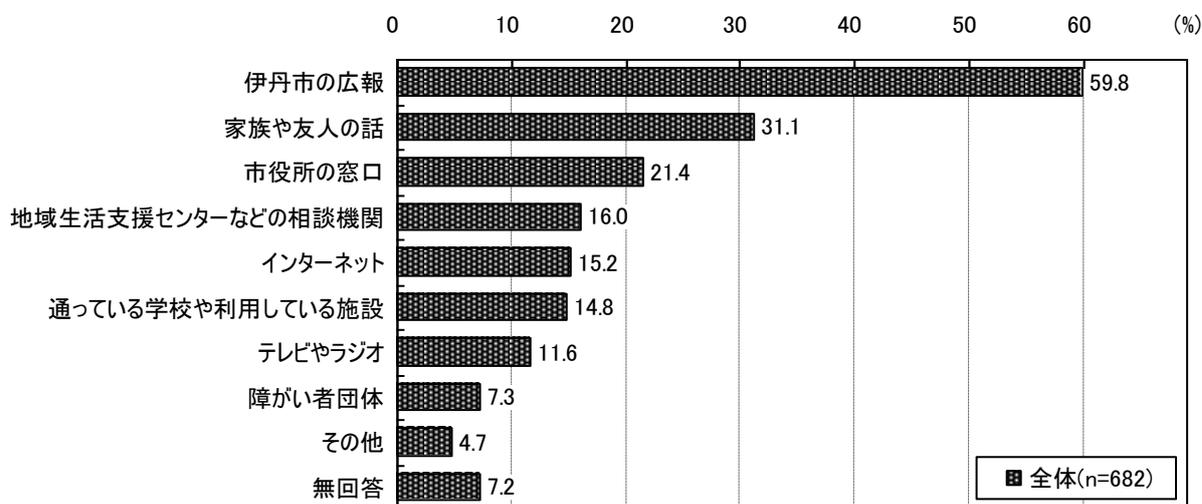
•「自分に合った仕事であること」が34.9%と最も多く、次いで「就業時間や日数が適切であること」が27.4%、「職場に適切な助言や指導、配慮をしてくれる人がいること」が24.9%、「通勤が自分でできること」が24.8%、「障がい者向けの環境が整っていること」が23.5%の順となっています。

単位：%	全体 (n=682)	0～17 歳 (n=64)	18～39 歳 (n=105)	40～64 歳 (n=180)	65歳 以上 (n=308)	身体障害 者手帳 (n=422)	療育手帳 (n=194)	精神障害者 保健福祉手帳 (n=116)
自分に合った仕事であること	34.9	45.3	50.5	39.4	24.7	29.1	43.8	44.8
就業時間や日数が適切であること	27.4	28.1	32.4	35.0	21.1	24.2	26.3	38.8
職場に適切な助言や指導、配慮をしてくれる人がいること	24.9	48.4	53.3	28.3	8.1	14.0	45.4	35.3
通勤が自分でできること	24.8	37.5	24.8	30.6	19.2	21.3	32.5	25.0
障がい者向けの環境が整っていること	23.5	35.9	36.2	27.8	14.9	20.1	36.6	27.6
会社や家族などの周囲の人が自分を理解してくれること	20.2	37.5	42.9	20.6	9.4	12.1	36.1	31.0
休憩、休暇がとりやすいこと	19.2	23.4	28.6	30.0	9.1	14.5	21.1	34.5
人間関係をうまく保つことができるようになること	18.0	21.9	32.4	26.7	7.1	11.6	24.7	31.9
賃金が妥当であること	12.3	18.8	22.9	17.8	4.2	9.0	12.9	22.4
自宅で仕事ができること	10.0	4.7	6.7	11.1	11.4	11.1	4.1	9.5
雇用形態が安定していること	10.0	15.6	17.1	15.6	3.9	7.8	11.9	13.8
求人情報が容易に手に入ること	2.8	6.3	2.9	4.4	1.0	1.9	4.6	5.2
その他	3.8	0.0	2.9	3.3	5.2	4.7	2.6	6.0
特にない	9.4	0.0	2.9	2.8	17.9	13.7	3.1	0.9
無回答	17.2	7.8	3.8	8.9	26.9	22.3	11.9	4.3

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

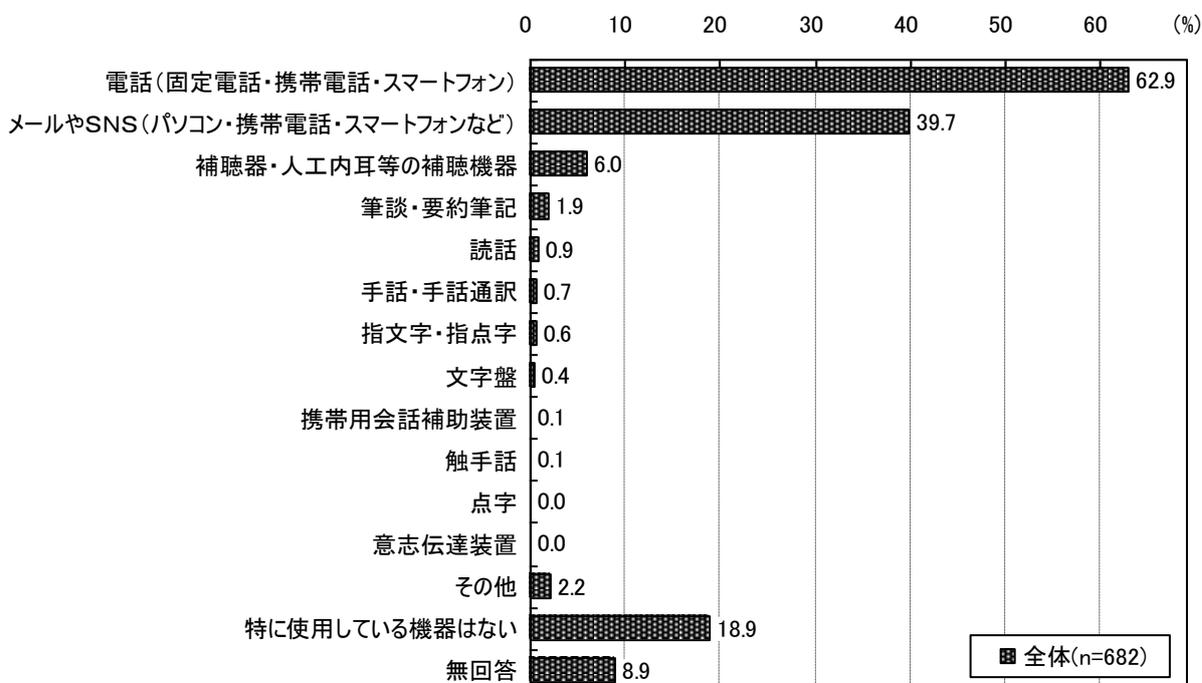
## 8 情報の入手やコミュニケーションの状況

- ◆「あなた」は、伊丹市の福祉の制度やサービスについての情報をどのような方法で手に入れていますか。（あてはまるものすべてに○印）



- ・「伊丹市の広報」が59.8%と最も多く、次いで「家族や友人の話」が31.1%、「市役所の窓口」が21.4%となっています。

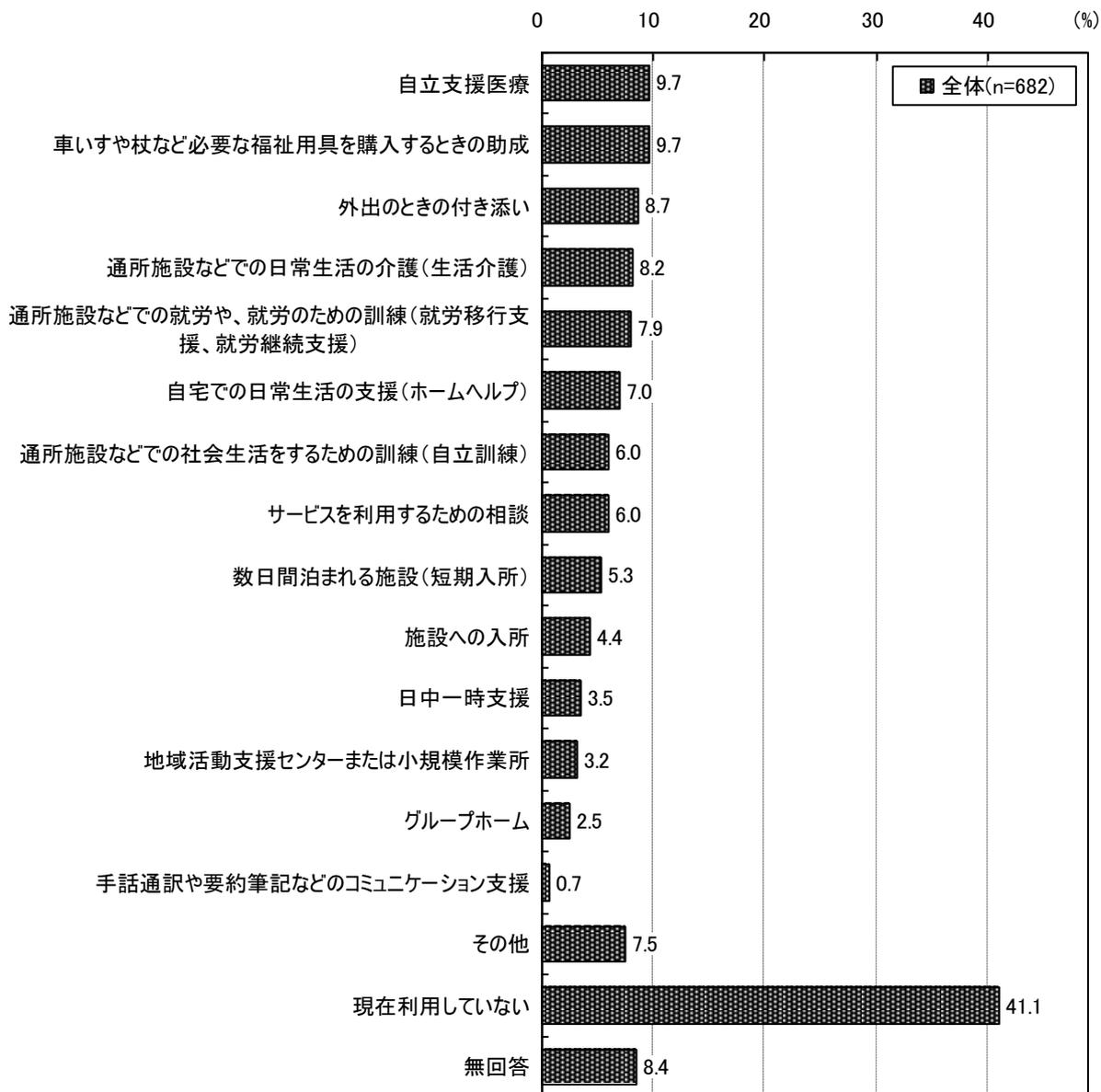
- ◆ふだん周囲の人とのコミュニケーションのために、どのような手段や機器等を利用していますか。（あてはまるものすべてに○印）



- ・「電話（固定電話・携帯電話・スマートフォン）」が62.9%、「メールやSNS（パソコン・携帯電話・スマートフォンなど）」が39.7%となっています。

## 9 福祉サービスの利用状況と今後の意向

◆「あなた」が現在利用しているサービスは、次のどれですか。（あてはまるものすべてに○印）

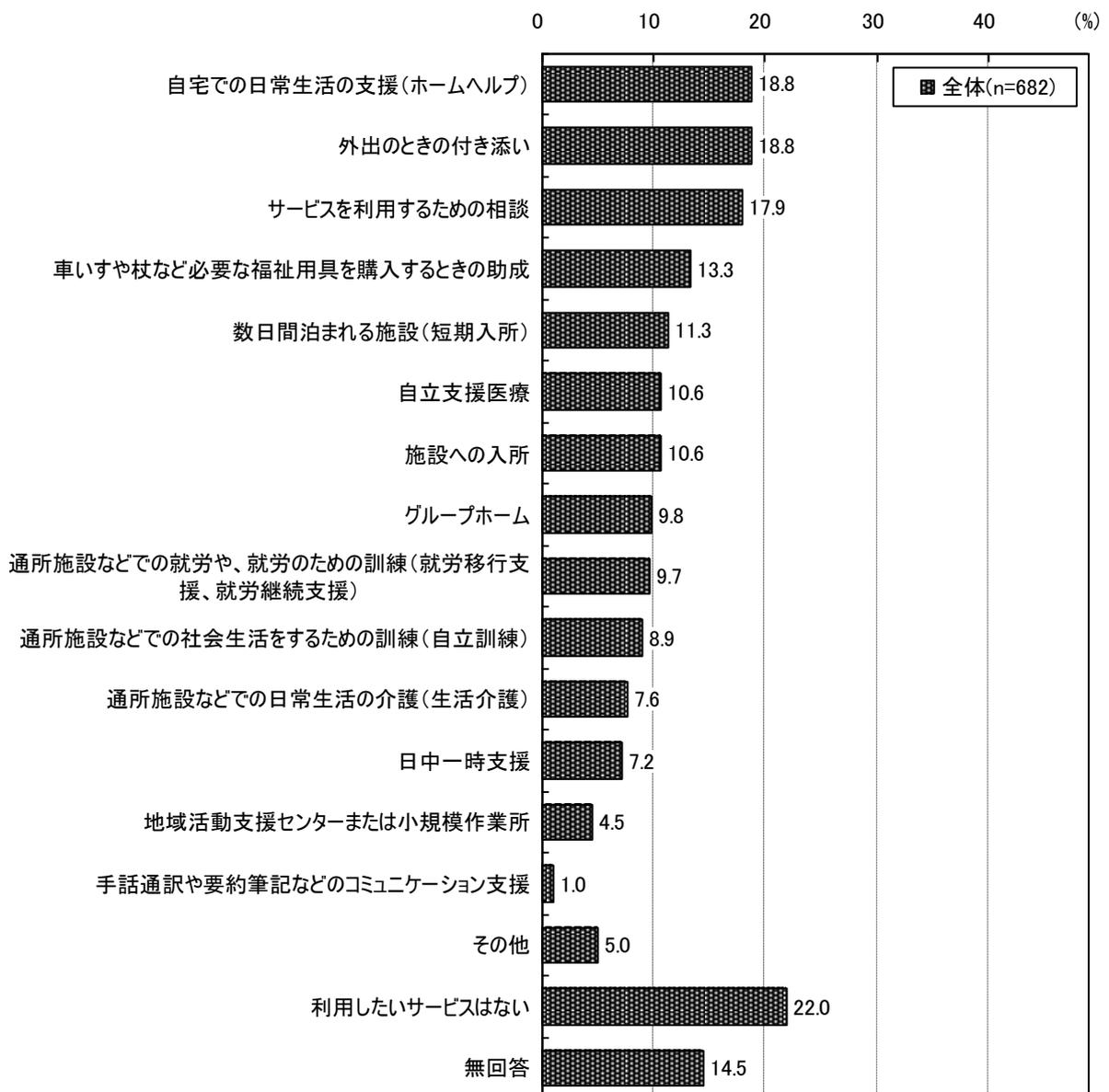


- 「現在利用していない」と無回答を除いて50.6%の人が何らかのサービスを利用しています。
- 内容別には、「自立支援医療」「車いすや杖など必要な福祉用具を購入するときの助成」「外出のときの付き添い」「通所施設などでの日常生活の介護（生活介護）」「通所施設などでの就労や、就労のための訓練（就労移行支援、就労継続支援）」などの順となっています。

単位：%	全体 (n=682)	0~17 歳 (n=64)	18~39 歳 (n=105)	40~64 歳 (n=180)	65歳 以上 (n=308)	身体障害 者手帳 (n=422)	療育手帳 (n=194)	精神障害者 保健福祉手帳 (n=116)
自立支援医療	9.7	1.6	15.2	22.8	2.3	3.3	5.2	44.8
車いすや杖など必要な福祉 用具を購入するときの助成	9.7	3.1	10.5	6.1	12.7	14.9	8.8	1.7
外出のときの付き添い	8.7	6.3	24.8	10.0	2.9	8.1	20.6	6.0
通所施設などでの日常 生活の介護（生活介護）	8.2	3.1	14.3	7.2	8.1	10.7	14.9	4.3
通所施設などでの就労 や、就労のための訓練 （就労移行支援、就労継 続支援）	7.9	0.0	24.8	12.8	1.3	3.1	17.0	17.2
自宅での日常生活の支 援（ホームヘルプ）	7.0	3.1	3.8	7.2	9.1	8.5	6.2	5.2
通所施設などでの社会生活 をするための訓練（自立訓 練）	6.0	10.9	4.8	5.0	5.8	5.7	10.3	1.7
サービスを利用するた めの相談	6.0	4.7	9.5	8.9	3.6	5.2	11.3	6.9
数日間泊まれる施設（短 期入所）	5.3	0.0	15.2	4.4	3.2	4.7	11.3	2.6
施設への入所	4.4	0.0	0.0	7.2	5.2	5.2	5.7	0.9
日中一時支援	3.5	9.4	10.5	1.7	1.0	2.4	8.2	1.7
地域活動支援センター または小規模作業所	3.2	0.0	3.8	7.2	1.0	1.4	3.6	8.6
グループホーム	2.5	0.0	2.9	5.0	1.0	1.9	5.7	0.9
手話通訳や要約筆記などの コミュニケーション支援	0.7	0.0	1.0	1.1	0.3	0.9	0.5	0.9
その他	7.5	26.6	3.8	2.8	7.8	6.9	10.8	2.6
現在利用していない	41.1	35.9	30.5	35.6	48.7	47.4	27.3	27.6
無回答	8.4	7.8	4.8	3.9	11.4	9.2	4.1	7.8

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

◆「あなた」が今後利用したいサービスは、次のどれですか。（あてはまるものすべてに○印）

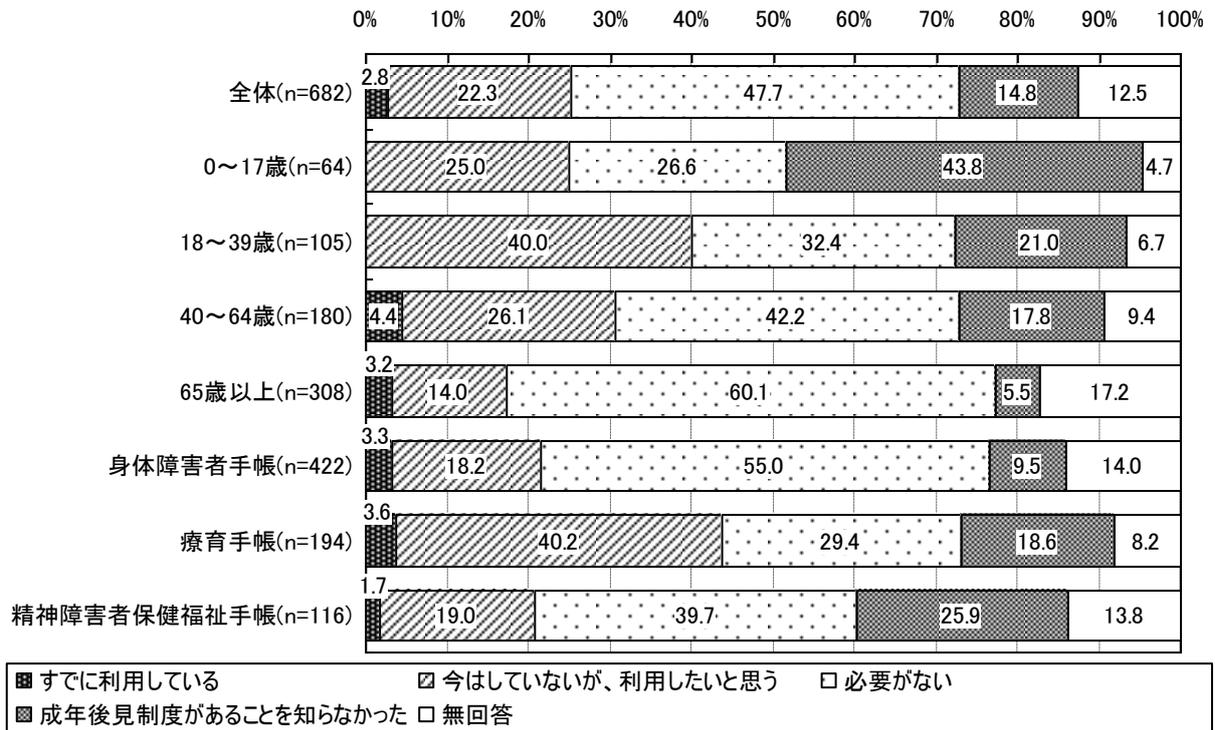


- 「現在利用したいサービスはない」と無回答を除いて63.5%の人が何らかのサービスへの利用意向を示しています。
- 内容別には、「自宅での日常生活の支援(ホームヘルプ)」と「外出のときの付き添い」が18.8%、「サービスを利用するための相談」が17.9%など、多くのサービスで現在の利用状況を上回っています。

単位：%	全体 (n=682)	0~17 歳 (n=64)	18~39 歳 (n=105)	40~64 歳 (n=180)	65歳 以上 (n=308)	身体障害 者手帳 (n=422)	療育手帳 (n=194)	精神障害者 保健福祉手帳 (n=116)
自宅での日常生活の支援（ホームヘルプ）	18.8	7.8	10.5	17.2	24.4	21.8	13.9	15.5
外出のときの付き添い	18.8	29.7	27.6	17.8	14.0	17.1	32.5	13.8
サービスを利用するための相談	17.9	20.3	18.1	20.6	15.3	16.8	22.7	20.7
車いすや杖など必要な福祉用具を購入するときの助成	13.3	3.1	7.6	13.3	17.2	19.9	7.7	5.2
数日間泊まれる施設（短期入所）	11.3	17.2	20.0	11.1	7.1	10.0	23.7	6.9
自立支援医療	10.6	6.3	9.5	21.7	5.5	5.2	9.3	38.8
施設への入所	10.6	4.7	2.9	15.6	12.0	10.9	12.4	11.2
グループホーム	9.8	14.1	21.9	11.7	3.2	5.9	24.7	6.9
通所施設などでの就労や、就労のための訓練（就労移行支援、就労継続支援）	9.7	34.4	17.1	12.8	0.3	3.1	20.1	19.8
通所施設などでの社会生活をするための訓練（自立訓練）	8.9	28.1	5.7	5.6	7.5	7.8	16.5	4.3
通所施設などでの日常生活の介護（生活介護）	7.6	12.5	9.5	4.4	7.5	9.2	13.4	3.4
日中一時支援	7.2	14.1	14.3	3.3	5.5	6.4	12.4	2.6
地域活動支援センターまたは小規模作業所	4.5	14.1	4.8	6.1	1.3	1.7	9.3	6.9
手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援	1.0	1.6	1.9	1.1	0.3	1.2	1.5	1.7
その他	5.0	6.3	6.7	3.9	4.9	4.7	4.1	6.0
利用したいサービスはない	22.0	20.3	23.8	22.8	21.8	23.7	16.0	18.1
無回答	14.5	12.5	11.4	10.0	18.2	15.9	12.4	11.2

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

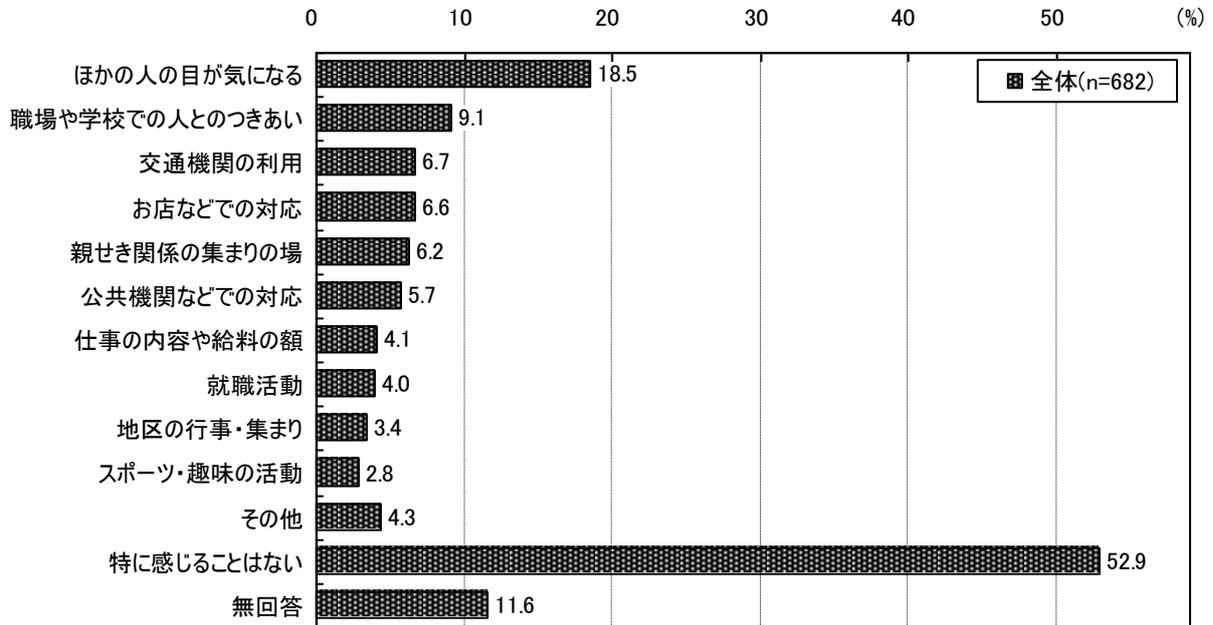
- ◆「あなた」は成年後見制度（自分の財産や権利を守ってくれるサービス）を利用していますか。  
（1つに○印）



- 「すでに利用している」が2.8%、「今はしていないが、利用したいと思う」が22.3%と、合わせて25.1%の人が今後の利用意向を占めています。

## 10 差別や偏見等を受けた状況と対応

- ◆「あなた」は日常生活において、障がいがあるために差別や偏見を受けたり、嫌がらせをされたり、仲間はずれにされたと感じることがありますか。また、どのようなときにそれを感じましたか。  
(あてはまるものすべてに○印)

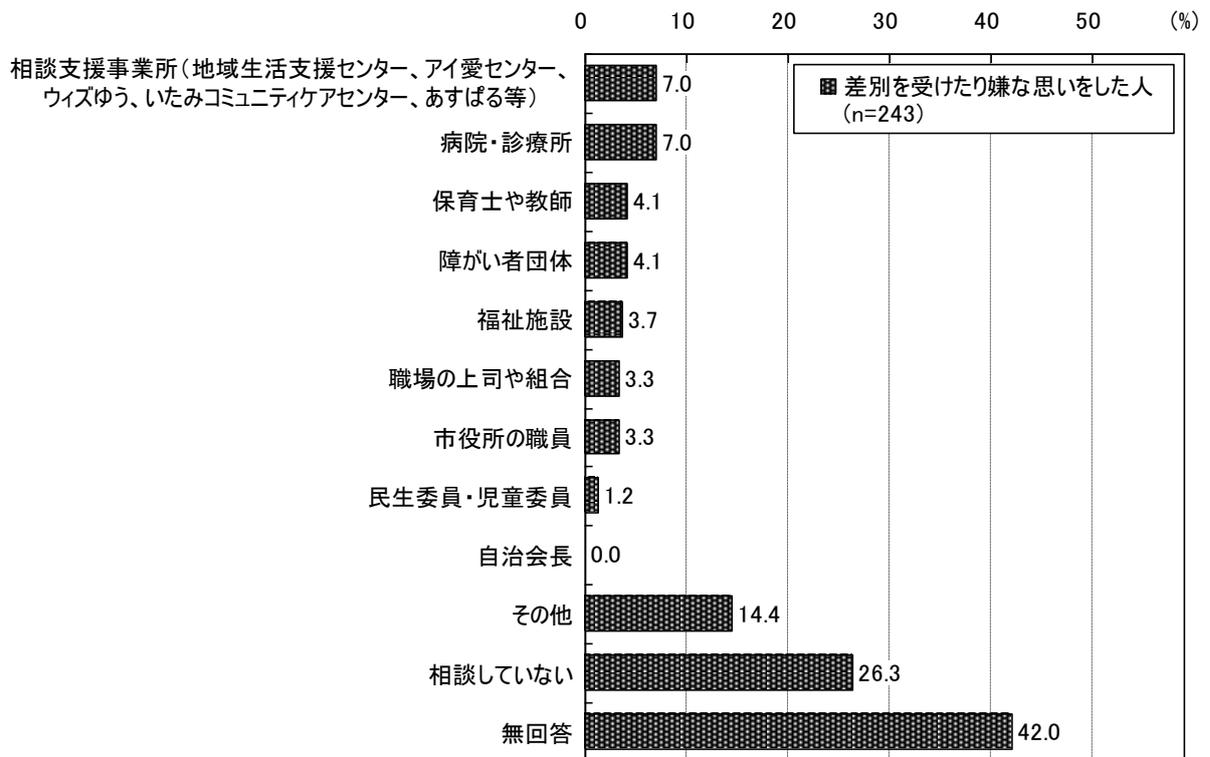


- ・「特に感じることはない」と無回答を除いて35.5%の人が差別や偏見等を受けた経験を持っており、内容別には「ほかの人の目が気になる」が18.5%と最も多くなっています。

単位：%	全体 (n=682)	0~17歳 (n=64)	18~39歳 (n=105)	40~64歳 (n=180)	65歳以上 (n=308)	身体障害者手帳 (n=422)	療育手帳 (n=194)	精神障害者保健福祉手帳 (n=116)
ほかの人の目が気になる	18.5	29.7	28.6	29.4	6.2	11.6	29.9	31.0
職場や学校での人とのつきあい	9.1	28.1	14.3	12.8	0.6	4.3	17.0	15.5
交通機関の利用	6.7	4.7	13.3	7.8	4.5	7.6	7.7	5.2
お店などでの対応	6.6	12.5	7.6	10.0	3.6	5.9	10.8	5.2
親せき関係の集まりの場	6.2	4.7	11.4	10.0	2.9	3.3	6.7	13.8
公共機関などでの対応	5.7	7.8	9.5	8.9	2.3	5.2	8.2	7.8
仕事の内容や給料の額	4.1	1.6	7.6	8.9	0.6	2.8	3.6	12.1
就職活動	4.0	3.1	6.7	10.0	0.0	2.1	3.6	14.7
地区の行事・集まり	3.4	6.3	4.8	5.0	1.6	2.4	5.7	3.4
スポーツ・趣味の活動	2.8	7.8	1.9	3.3	1.9	1.9	3.6	3.4
その他	4.3	4.7	9.5	3.3	2.9	2.4	3.6	11.2
特に感じることはない	52.9	43.8	41.9	41.1	65.6	61.8	44.8	29.3
無回答	11.6	7.8	2.9	9.4	16.6	12.3	9.3	9.5

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

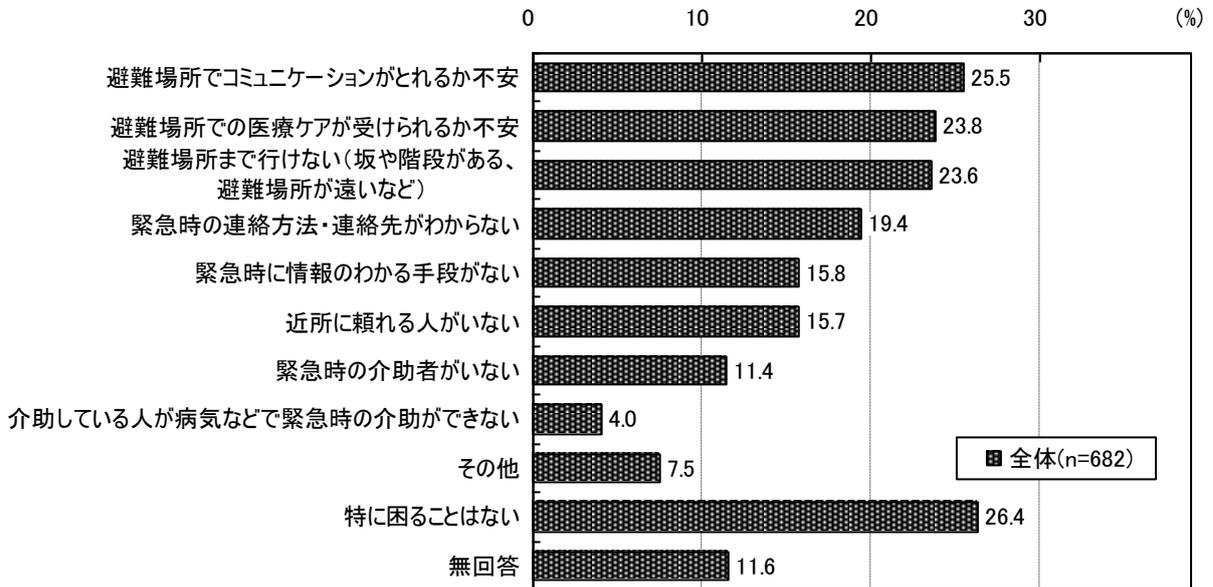
◆あなたは、障がいがあることで差別を受けたり、嫌な思いをした際にどなたに相談しましたか。  
 (あてはまるものすべてに○印)



・「相談していない」という人が26.3%となっています。

## 11 災害時の状況

◆「あなた」が地震など災害のときに困ることは何ですか。



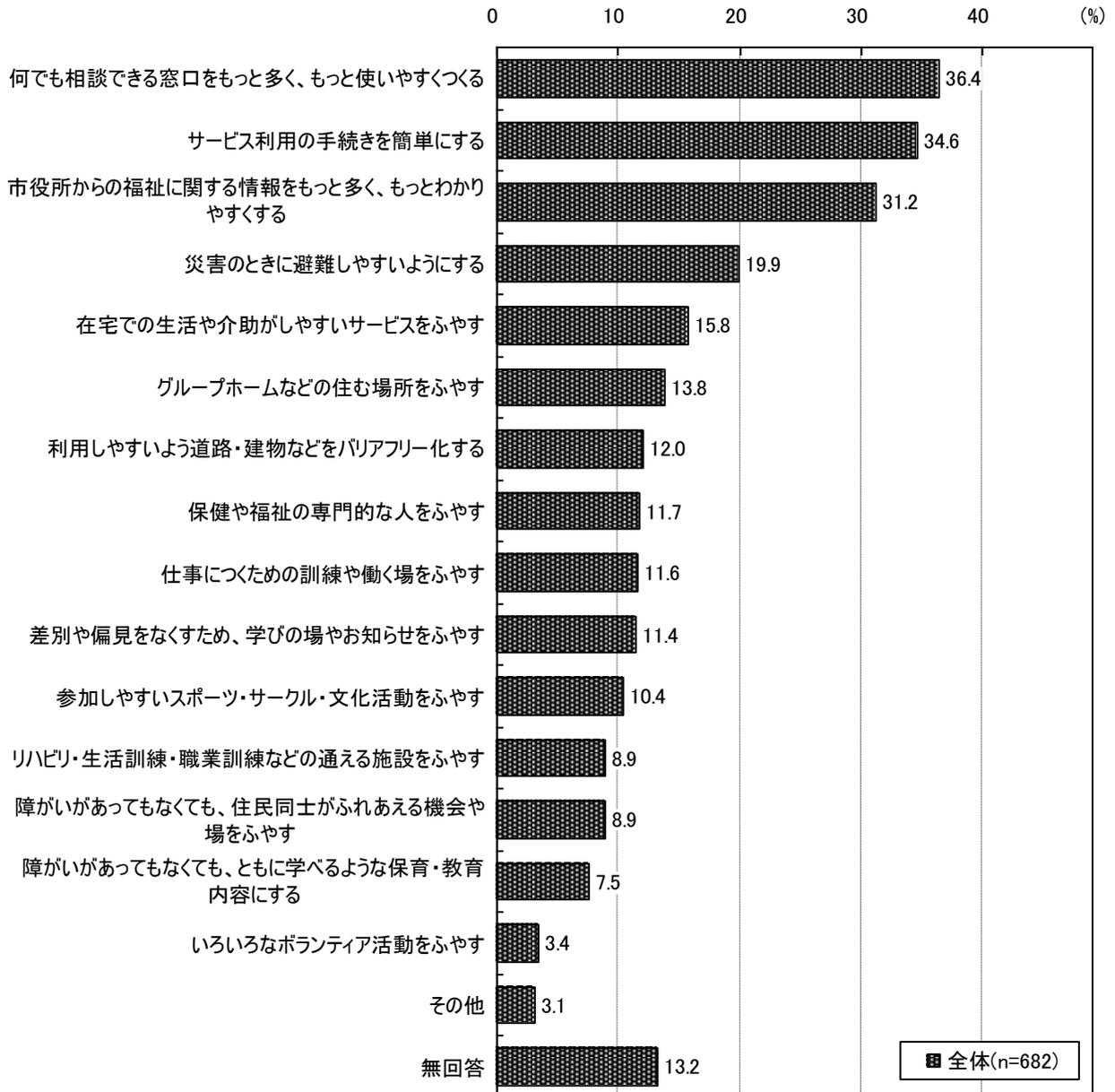
・「避難場所でコミュニケーションがとれるか不安」が25.5%、「避難場所での医療ケアが受けられるか不安」が23.8%「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が23.6%などとなっています。

単位：%	全体 (n=682)	0~17歳 (n=64)	18~39歳 (n=105)	40~64歳 (n=180)	65歳以上 (n=308)	身体障害者手帳 (n=422)	療育手帳 (n=194)	精神障害者 保健福祉手帳 (n=116)
避難場所でコミュニケーションがとれるか不安	25.5	39.1	46.7	30.0	13.0	16.4	44.3	37.1
避難場所での医療ケアが受けられるか不安	23.8	17.2	26.7	27.2	21.8	25.8	18.0	33.6
避難場所まで行けない (坂や階段がある、避難場所が遠いなど)	23.6	14.1	23.8	21.1	26.0	28.9	22.7	16.4
緊急時の連絡方法・連絡先がわからない	19.4	32.8	24.8	22.2	13.0	15.6	28.9	24.1
緊急時に情報のわかる手段がない	15.8	25.0	20.0	18.3	11.4	12.8	23.7	18.1
近所に頼れる人がいない	15.7	17.2	20.0	20.0	12.0	12.6	19.6	26.7
緊急時の介助者がいない	11.4	6.3	10.5	8.9	14.9	14.0	9.8	6.9
介助している人が病気などで緊急時の介助ができない	4.0	1.6	2.9	3.9	4.5	5.5	3.6	1.7
その他	7.5	9.4	16.2	6.7	4.9	6.4	10.8	9.5
特に困ることはない	26.4	21.9	21.0	27.8	27.9	28.7	18.0	23.3
無回答	11.6	6.3	5.7	5.6	18.2	12.8	8.8	6.0

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

## 12 障害福祉施策の方向性

- ◆「あなた」が住みなれたまちで、よりよく暮らすためには、どのようなことが必要だと考えますか。  
 (必要と思うもの3つまでに○印)



- ・「何でも相談できる窓口をもっと多く、もっと使いやすにつくる」が36.4%と最も多く、次いで「サービス利用の手続きを簡単にする」が34.6%、「市役所からの福祉に関する情報をもっと多く、もっとわかりやすくする」が31.2%となっています。

単位：%	全体 (n=682)	0~17歳 (n=64)	18~39歳 (n=105)	40~64歳 (n=180)	65歳以上 (n=308)	身体障害者手帳 (n=422)	療育手帳 (n=194)	精神障害者 保健福祉手帳 (n=116)
何でも相談できる窓口をもっと多く、もっと使いやすくつくる	36.4	37.5	39.0	36.1	35.4	33.9	35.1	45.7
サービス利用の手続きを簡単にする	34.6	35.9	38.1	41.1	29.9	33.9	37.1	41.4
市役所からの福祉に関する情報をもっと多く、もっとわかりやすくする	31.2	23.4	28.6	40.0	28.9	29.9	29.9	39.7
災害のときに避難しやすいようにする	19.9	15.6	21.0	19.4	20.1	21.8	21.6	11.2
在宅での生活や介助がしやすいサービスをふやす	15.8	9.4	16.2	8.9	21.8	20.9	12.9	11.2
グループホームなどの住む場所をふやす	13.8	17.2	29.5	13.9	7.1	10.7	32.0	6.0
利用しやすいよう道路・建物などをバリアフリー化する	12.0	7.8	6.7	13.9	13.6	15.9	6.2	5.2
保健や福祉の専門的な人をふやす	11.7	26.6	11.4	11.7	9.4	8.5	14.4	21.6
仕事につくための訓練や働く場をふやす	11.6	29.7	19.0	16.7	2.6	6.2	17.0	25.0
差別や偏見をなくすため、学びの場やお知らせをふやす	11.4	23.4	18.1	15.6	3.6	6.4	17.5	16.4
参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動をふやす	10.4	17.2	13.3	7.2	10.1	10.0	16.0	4.3
リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通える施設をふやす	8.9	18.8	11.4	7.2	7.5	10.2	10.8	6.0
障がいがあってもなくても、住民同士がふれあえる機会や場をふやす	8.9	15.6	7.6	11.1	6.8	8.5	10.8	8.6
障がいがあってもなくても、ともに学べるような保育・教育内容にする	7.5	28.1	7.6	7.8	2.9	5.5	17.0	6.9
いろいろなボランティア活動をふやす	3.4	1.6	1.9	3.3	4.2	3.8	2.1	4.3
その他	3.1	1.6	5.7	2.8	2.9	2.6	1.5	7.8
無回答	13.2	6.3	6.7	8.3	19.2	15.2	9.3	8.6

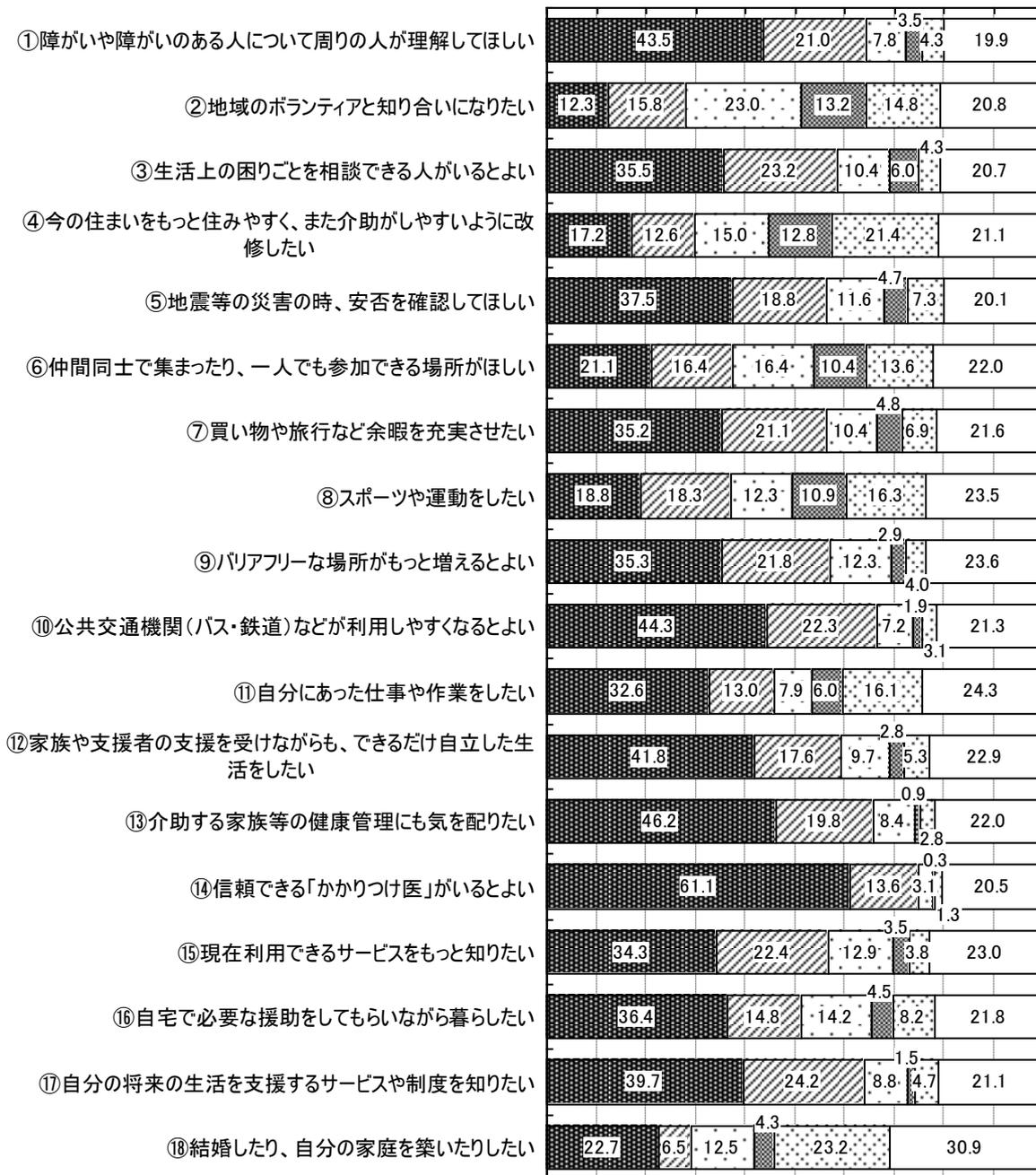
※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

◆下記①～⑱の各生活場面において、あなたの希望の程度、実現の程度について次の中で当てはまるものにそれぞれ○をつけてください。

### 希望の程度

全体(n=682)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



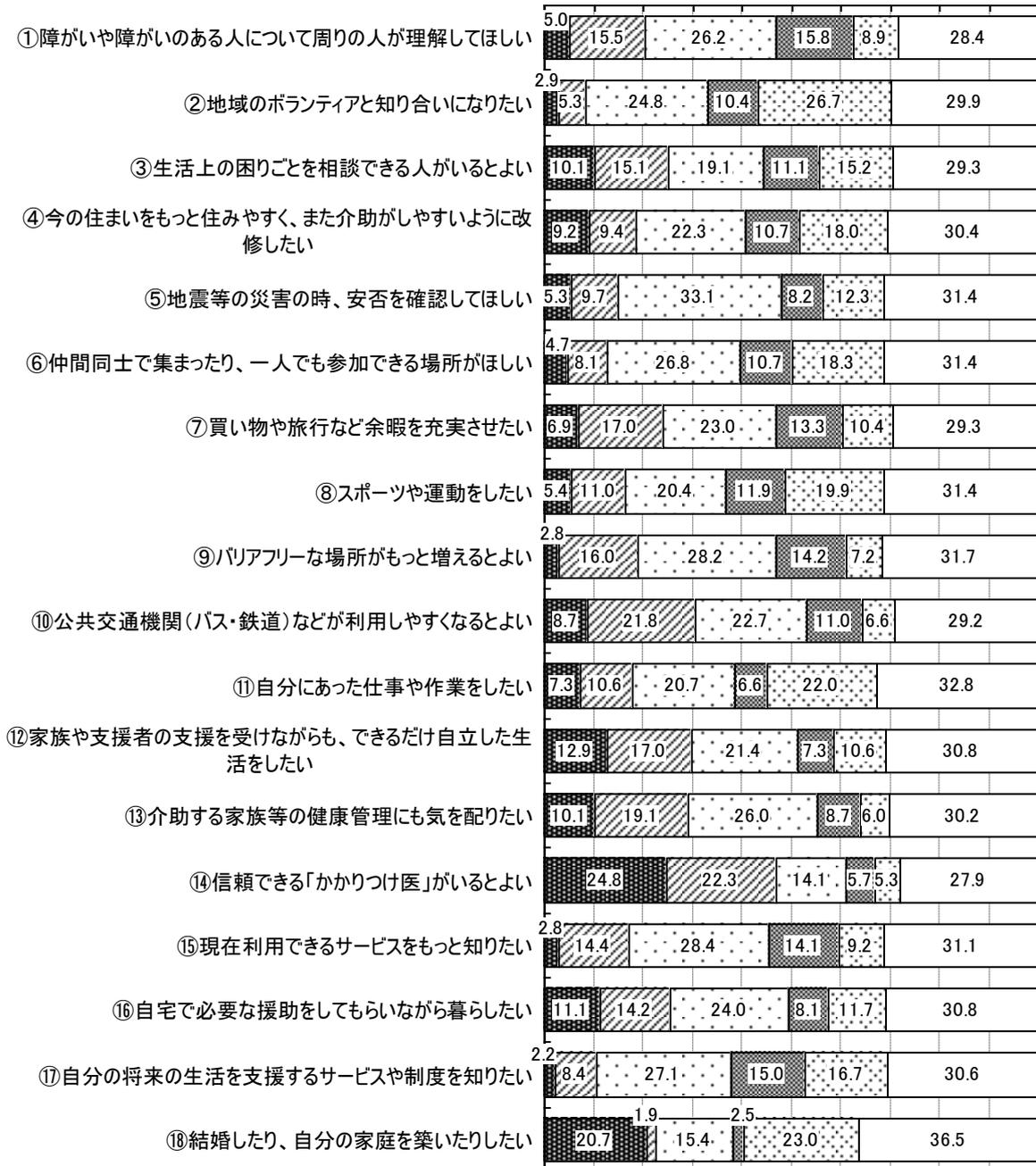
■ そう思う    □ まあそう思う    □ どちらともいえない    ■ あまり思わない    □ 思わない    □ 無回答

・「そう思う」「まあそう思う」を合わせて希望する人が多い項目は順に、「⑭信頼できる「かかりつけ医」がいるとよい」「⑩公共交通機関(バス・鉄道)などが利用しやすくなるとよい」「⑬介助する家族等の健康管理にも気を配りたい」「①障がいや障がいのある人について周りの人が理解してほしい」「⑰自分の将来の生活を支援するサービスや制度を知りたい」などとなっています。

実現の程度

全体(n=682)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



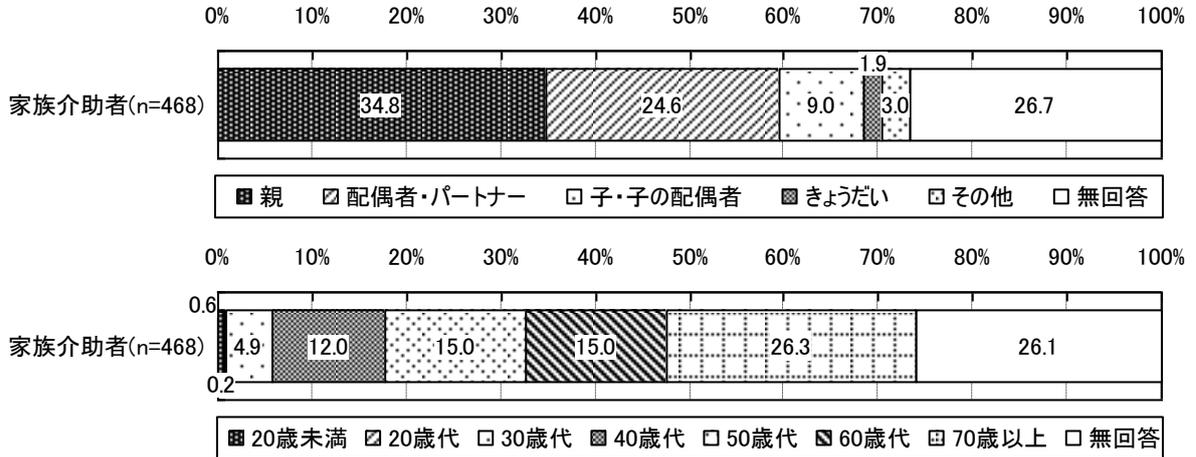
■すでに実現している □やや実現している □どちらともいえない ■あまり実現していない □実現していない □無回答

・「すでに実現している」「やや実現している」を合わせて実現している人が多い項目は順に、「⑭信頼できる「かかりつけ医」がいるとよい」「⑩公共交通機関(バス・鉄道)などが利用しやすくなるとよい」「⑫家族や支援者の支援を受けながらも、できるだけ自立した生活をしたい」「⑬介助する家族等の健康管理にも気を配りたい」「⑯自宅で必要な援助をしてもらいながら暮らしたい」「③生活上の困りごとを相談できる人がいるとよい」などとなっています。

### 13 介助者の状況と意識

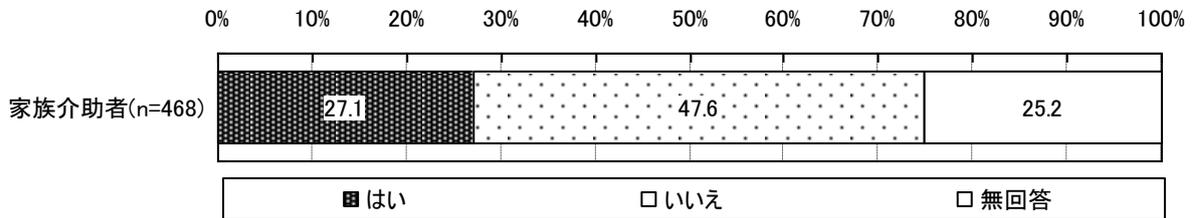
※主な介助者が家族・親せき（配偶者、父親、母親、子ども、子の配偶者、祖父、祖母、兄弟・姉妹・孫・親せき）である場合に限って集計

◆ご本人とあなたの続き柄、あなたの年齢を教えてください。（令和2年4月1日現在）



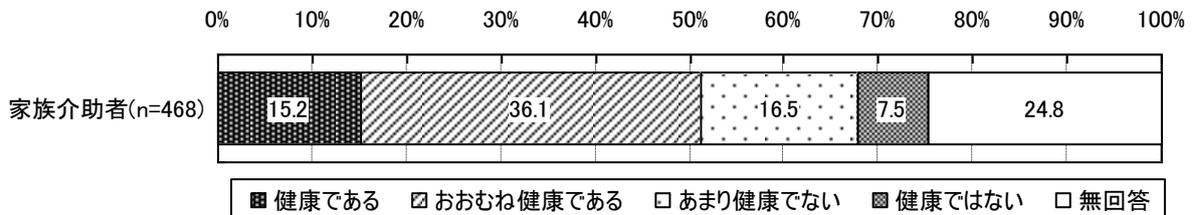
・続き柄については、親と配偶者・パートナーが多く、年齢については70歳以上が最も多くなっています。

◆あなたは現在、働いていますか。



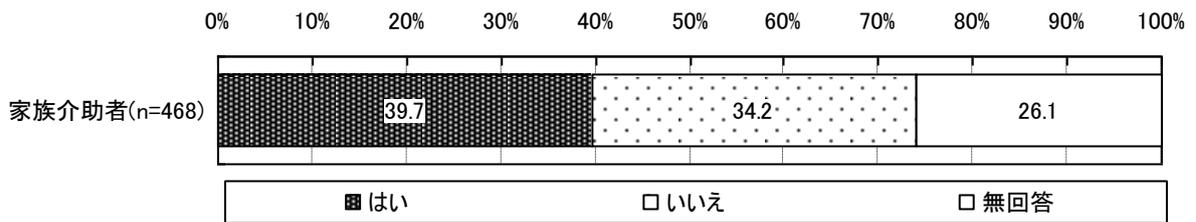
・働いている介助者は27.1%となっています。

◆あなたの健康状態はいかがですか。



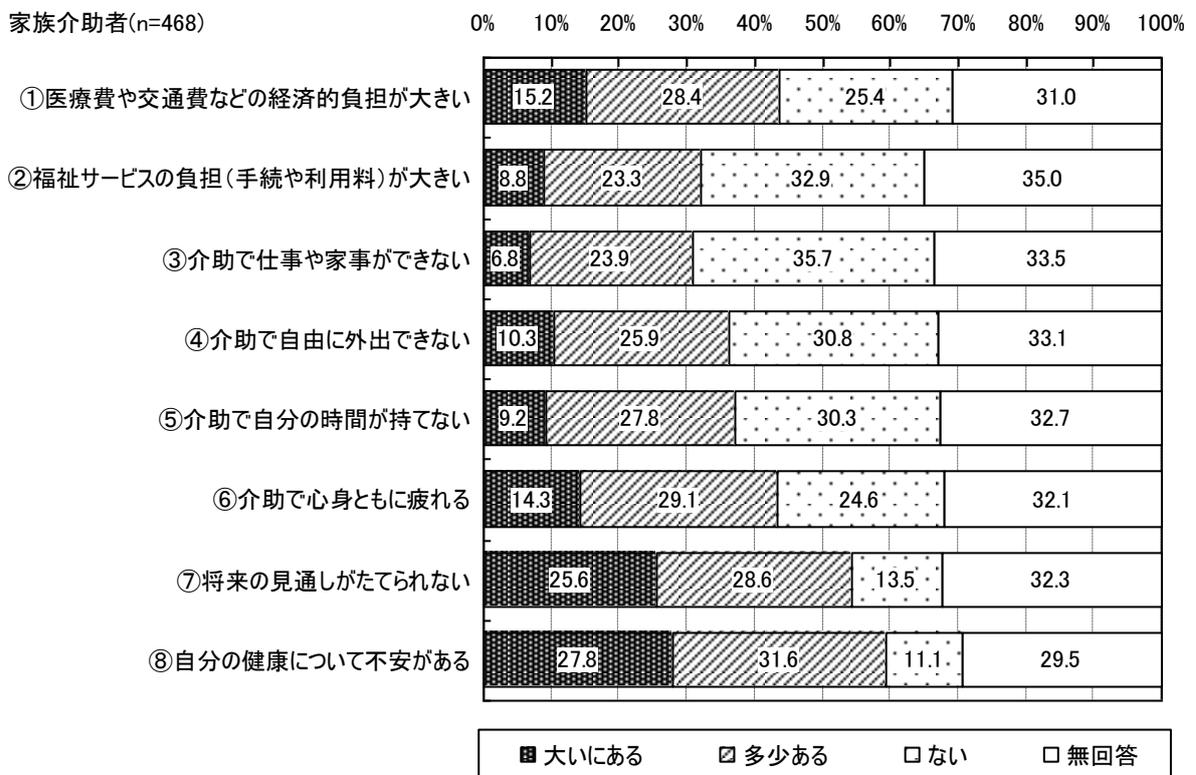
・「健康である」「おおむね健康である」を合わせて介助者の51.3%が健康と答えています。

◆あなた以外に、ご本人を介助する方はいますか。



・主な介助者以外に介助者がいる人は39.7%となっています。

◆介助者として、次のうちあてはまるものは何ですか。

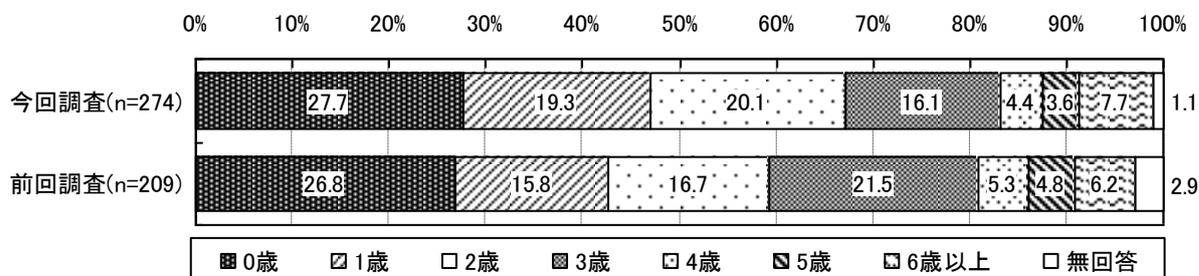


・「大いにある」「多少ある」を合わせて、あてはまる人が多いものは順に、「⑧自分の健康について不安がある」「⑦将来の見通しがたてられない」「①医療費や交通費などの経済的負担が大きい」「⑥介助で心身ともに疲れる」などとなっています。

## 2. 発達に支援が必要な児童の保護者へのアンケート結果

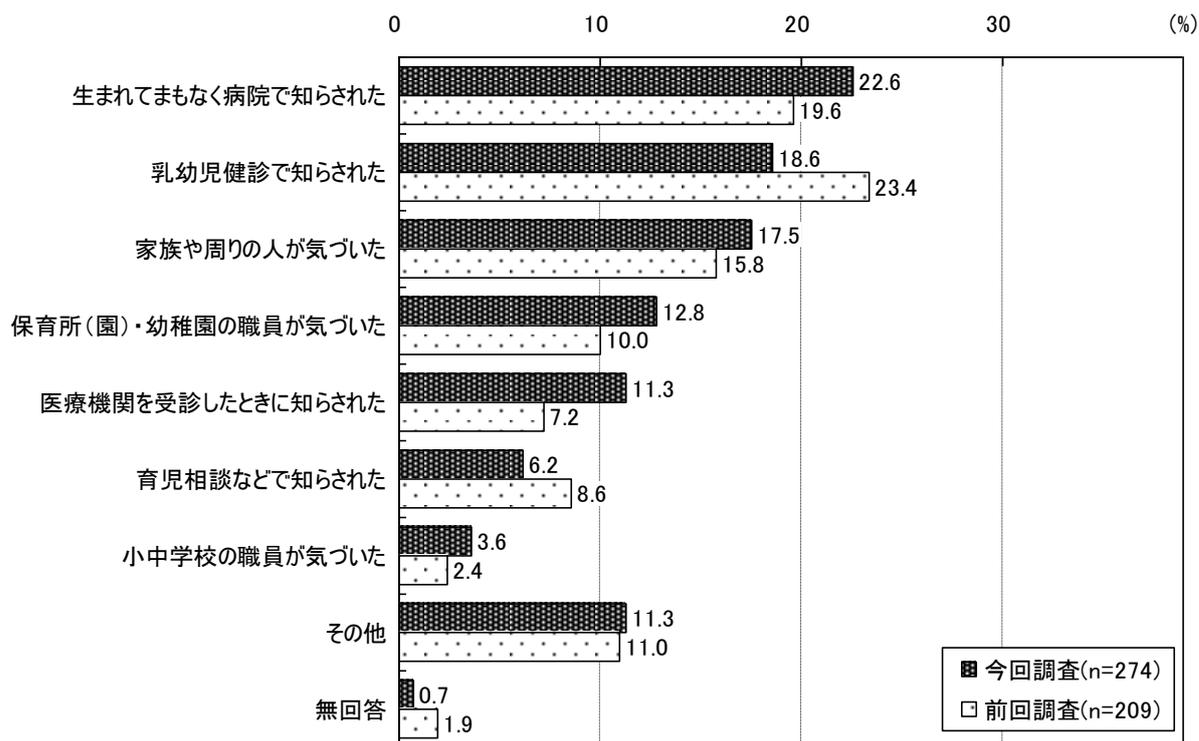
### 1 対象児童の属性と支援の必要な状況について

◆お子さんの発達に支援が必要だと気づいた時期はいつ頃ですか。



・0歳が27.7%と最も多く、次いで2歳が20.1%、1歳が19.3%、3歳が16.1%となっています。

◆お子さんの発達に支援が必要だと気づいたのは、どういうきっかけでしたか。（1つに○印）

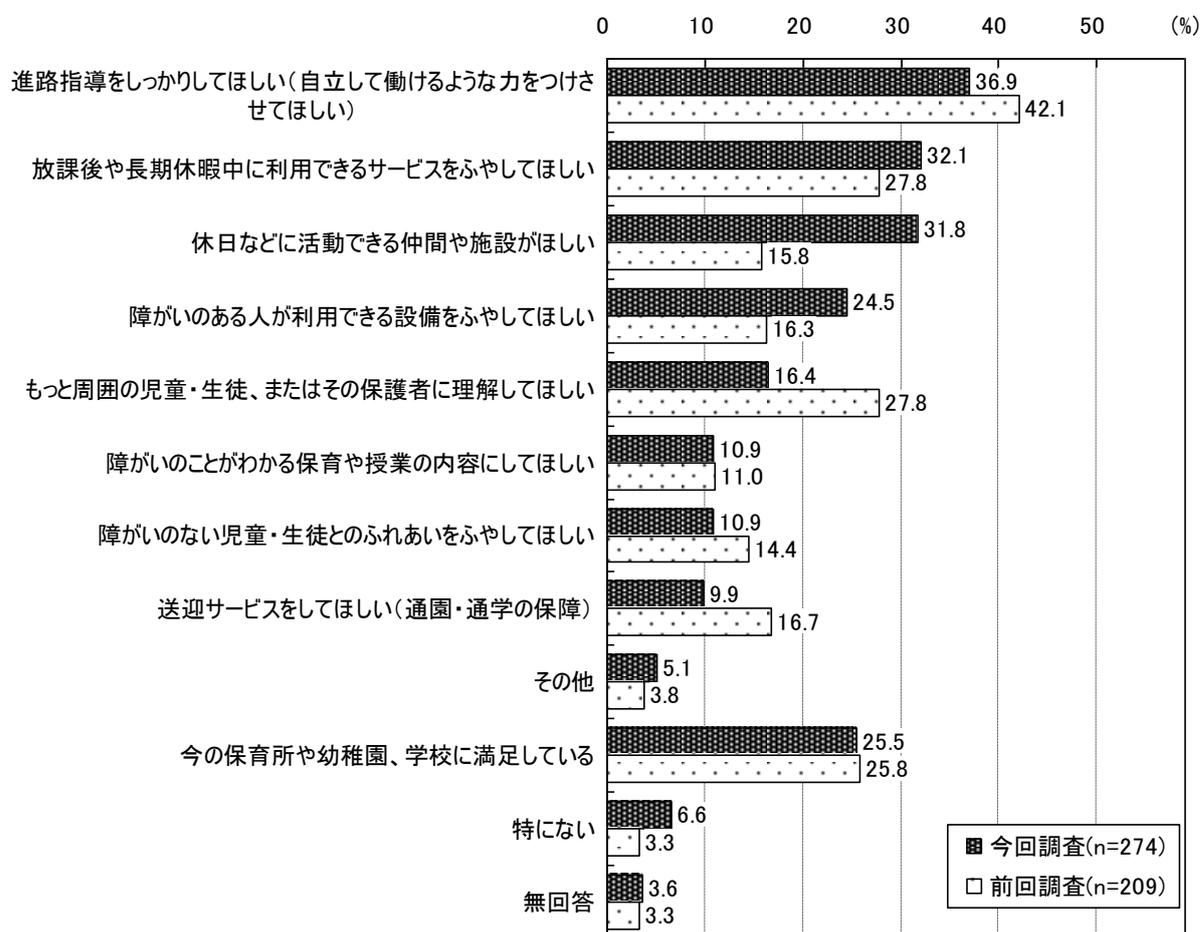


・「生まれてまもなく病院で知らされた」が22.6%と最も多く、次いで「乳幼児健診で知らされた」が18.6%、「家族や周りの人が気づいた」が17.5%などとなっています。

## 2 保育・教育について

◆お子さんの保育や教育について今後、どのようなことが必要だと思えますか。

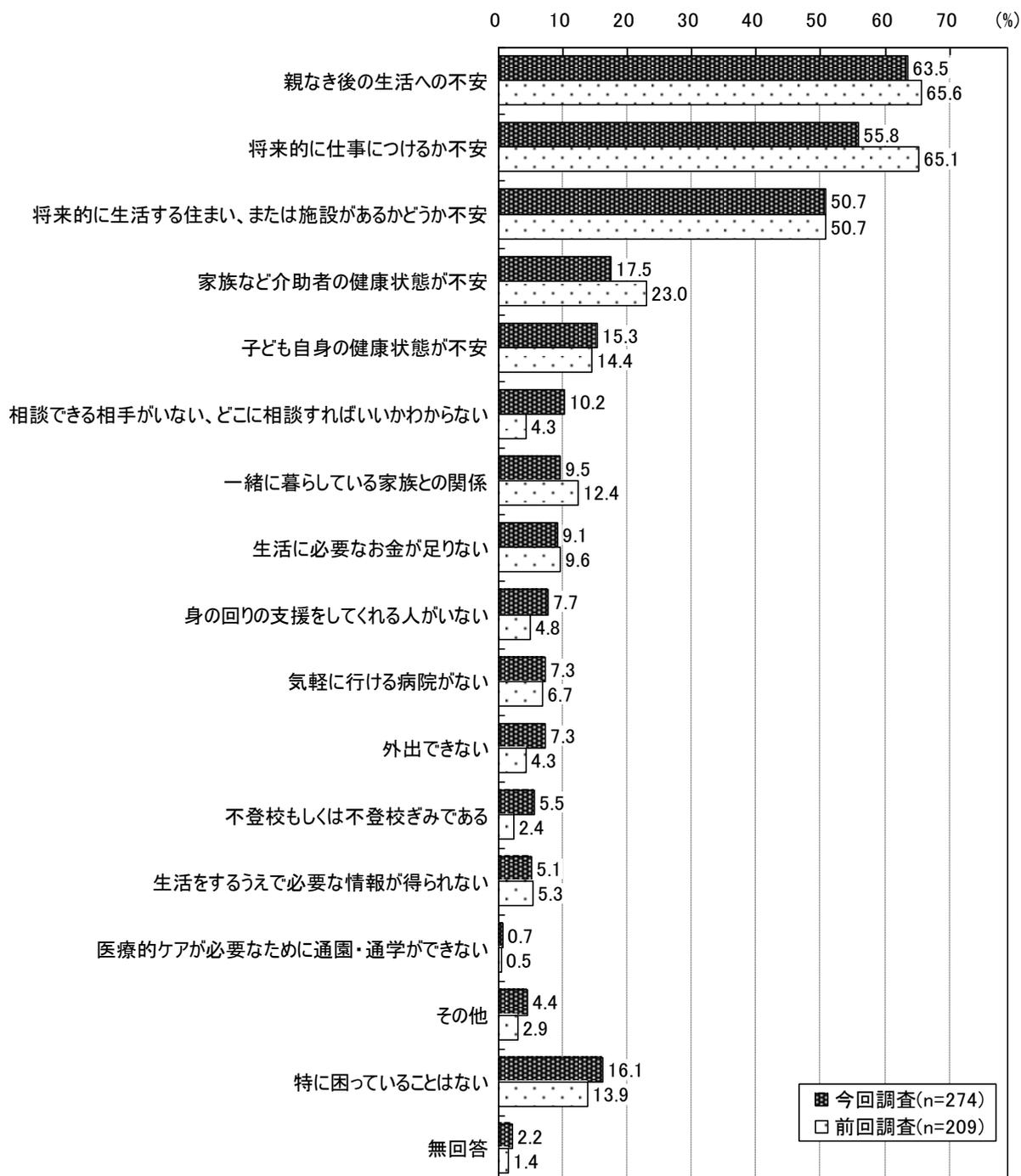
(あてはまるもの3つまでに○印)



・「進路指導をしっかりしてほしい(自立して働けるような力をつけさせてほしい)」が36.9%と最も多く、次いで「放課後や長期休暇中に利用できるサービスをふやしてほしい」が32.1%、「休日などに活動できる仲間や施設がほしい」が31.8%、「障がいのある人が利用できる設備をふやしてほしい」が24.5%などとなっています。

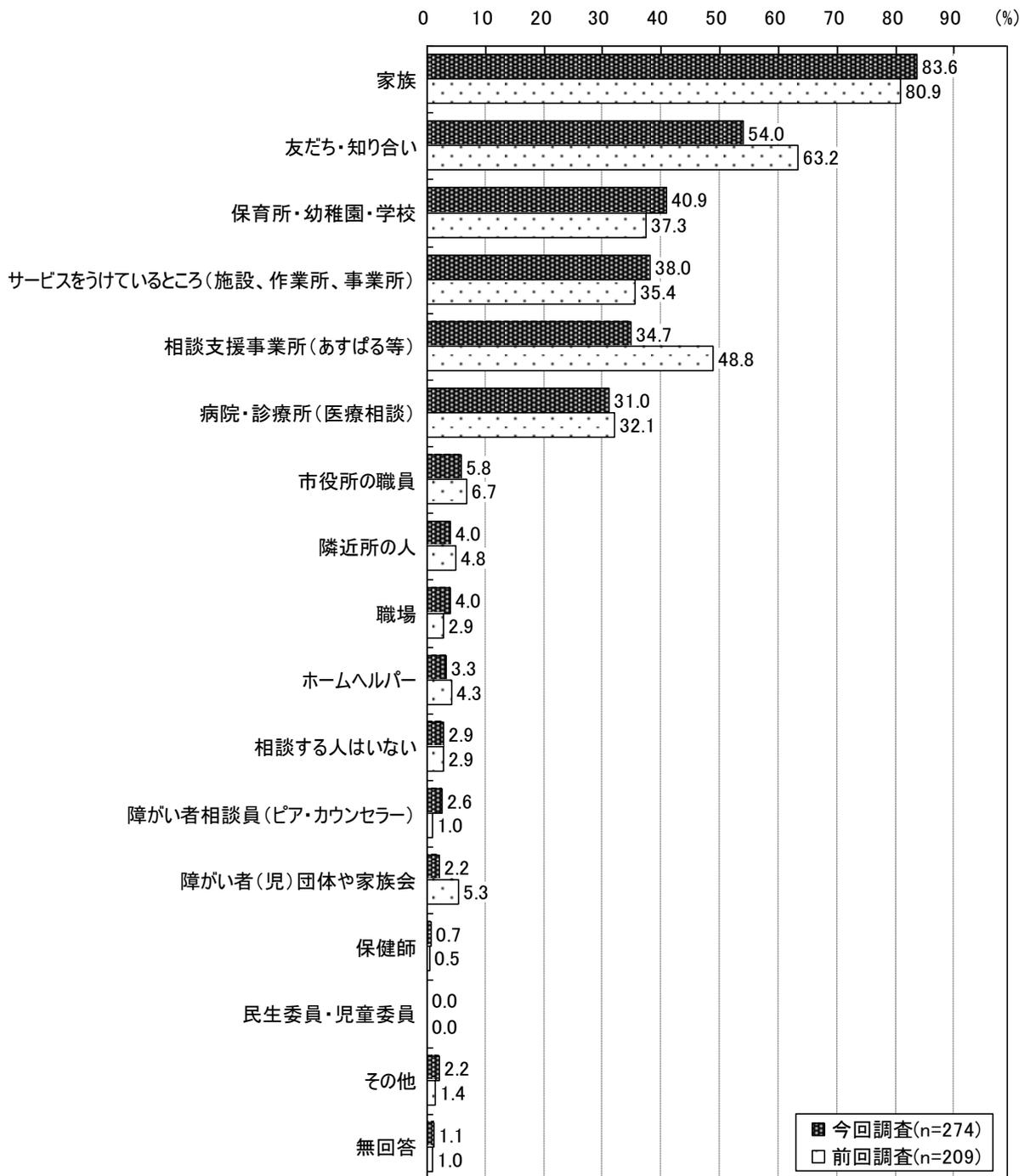
### 3 生活全般について

◆お子さんのことで、現在の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。（あてはまるものすべてに○印）



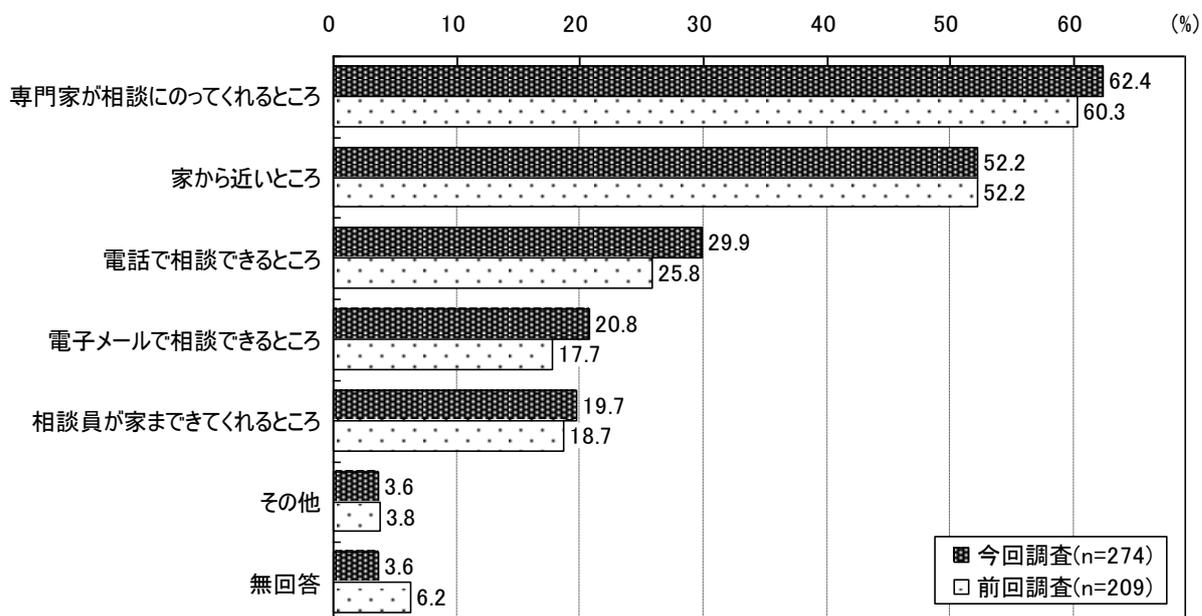
・「親なき後の生活への不安」が63.5%と最も多く、次いで「将来的に仕事につけるか不安」が55.8%、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が50.7%、「家族など介助者の健康状態が不安」17.5%などとなっています。

◆お子さんのことで悩みや困ったことを相談するのはだれですか。（あてはまるものすべてに○印）



・「家族」が83.6%と最も多く、次いで「友だち・知り合い」が54.0%、「保育所・幼稚園・学校」が40.9%「サービスを受けているところ」が38.0%、「相談支援事業所」が34.7%、「病院・診療所(医療相談)」が31.0%の順となっています。

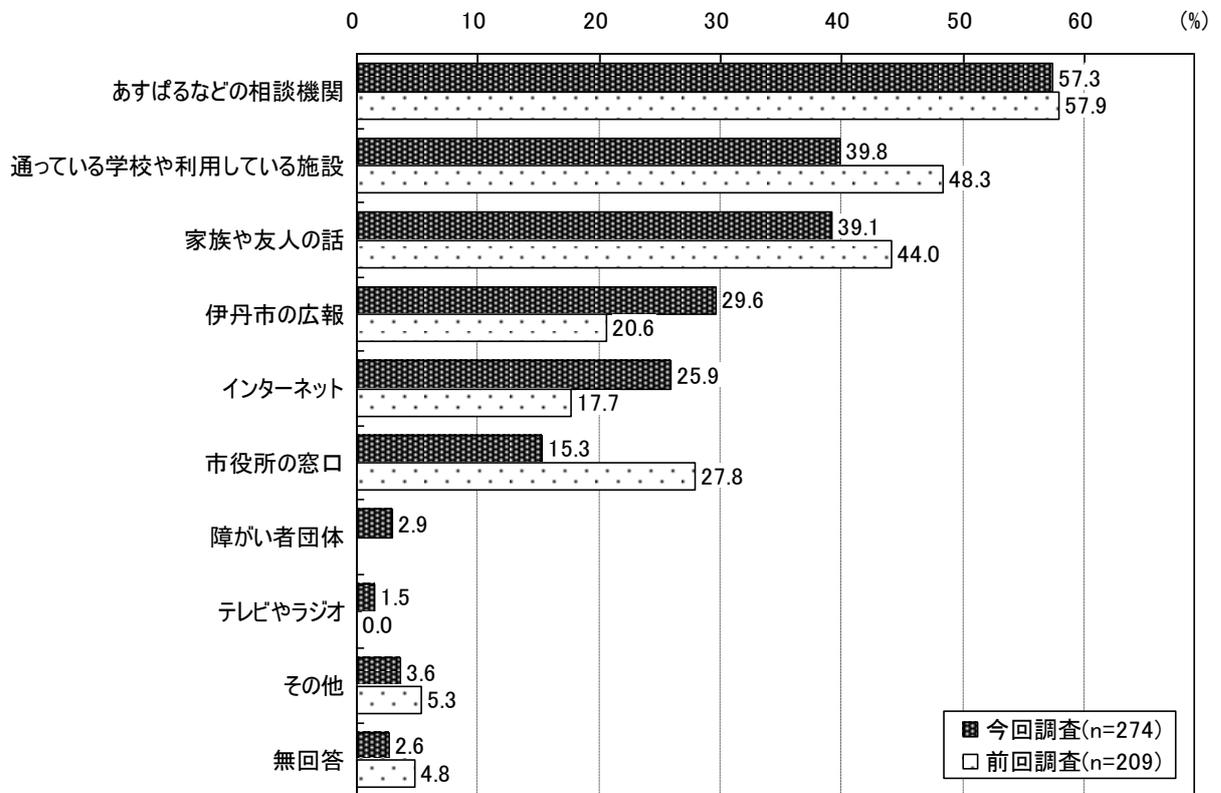
◆家族や友人・近所の人以外の相談機関について、どういう人や場所なら相談しやすいと思いますか。  
 (あてはまるものすべてに○印)



•「専門家が相談にのってくれるところ」が62.4%と最も多く、次いで「家から近いところ」が52.2%、「電話で相談できるところ」が29.9%、「電子メールで相談できるところ」が20.8%、「相談員が家まできてくれるところ」が19.7%の順となっています。

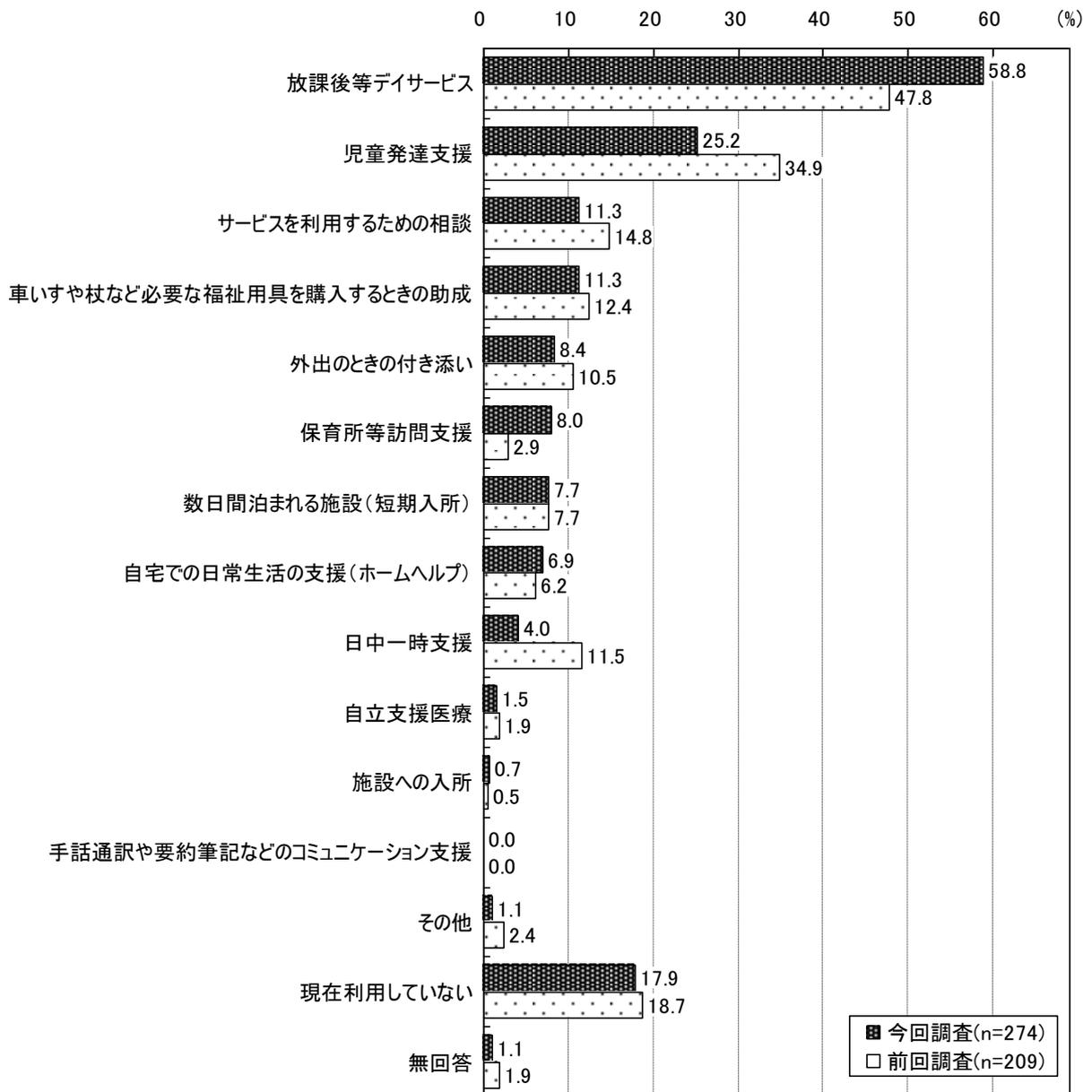
## 4 福祉サービスについて

◆お子さんのために伊丹市の福祉の制度やサービスについての情報をどのような方法で手に入れていますか。（あてはまるものすべてに○印）



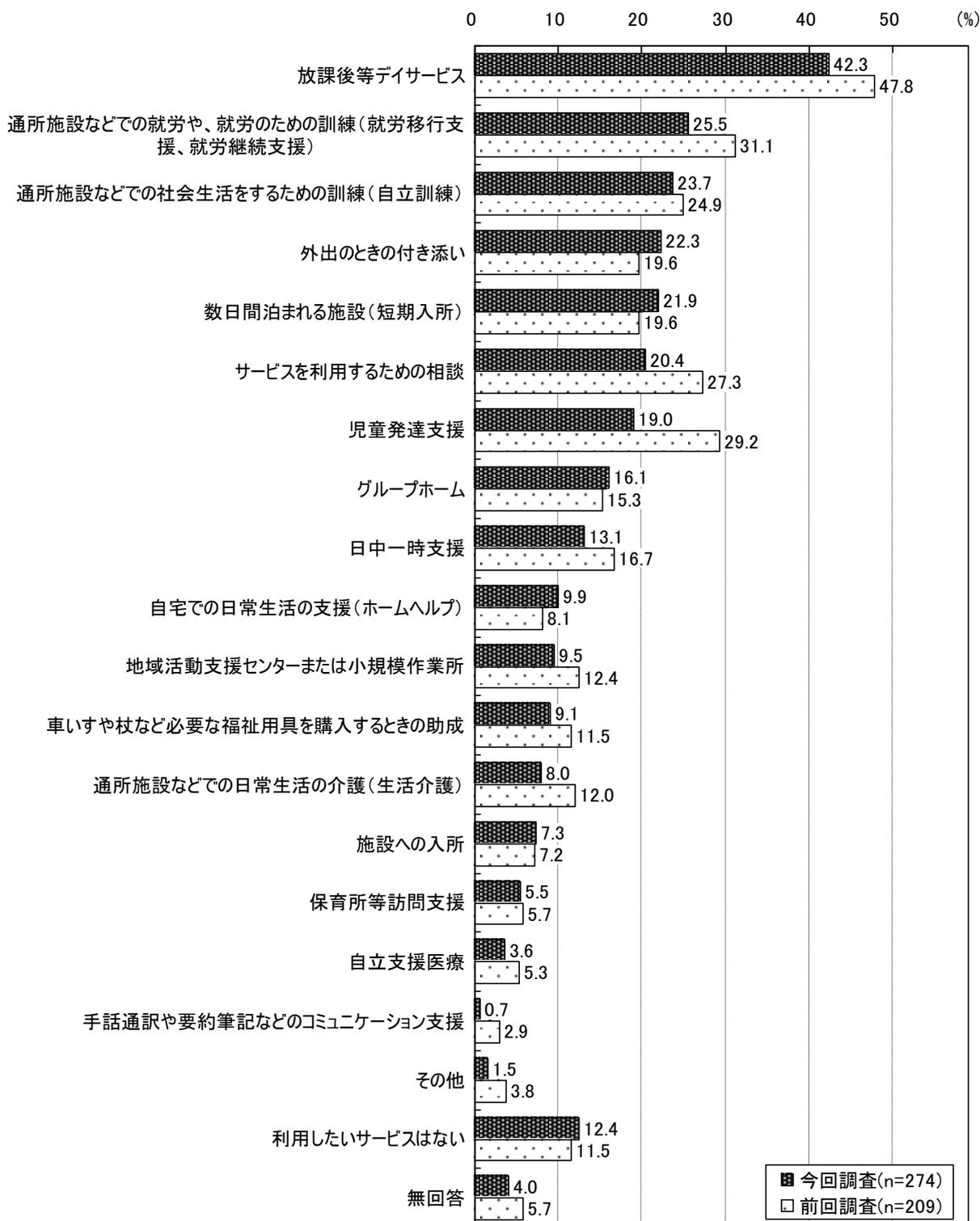
- 福祉制度・サービスについての情報源として、「あすばるなどの相談機関」が57.3%と最も多く、次いで「通っている学校や利用している施設」が39.8%、「家族や友人の話」が39.1%、「伊丹市の広報」が29.6%、「インターネット」が25.9%の順となっています。

◆お子さんが現在利用しているサービスは、次のどれですか。（あてはまるものすべてに○印）（問22）



・現在利用しているサービスは、「放課後等デイサービス」が58.8%と最も多く、次いで「児童発達支援」が25.2%、「サービスを利用するための相談」と「車いすや杖など必要な福祉用具を購入するときの助成」がそれぞれ11.3%となっています。

◆お子さんのために今後利用したいサービスは、次のどれですか。（あてはまるものすべてに○印）  
（問23）

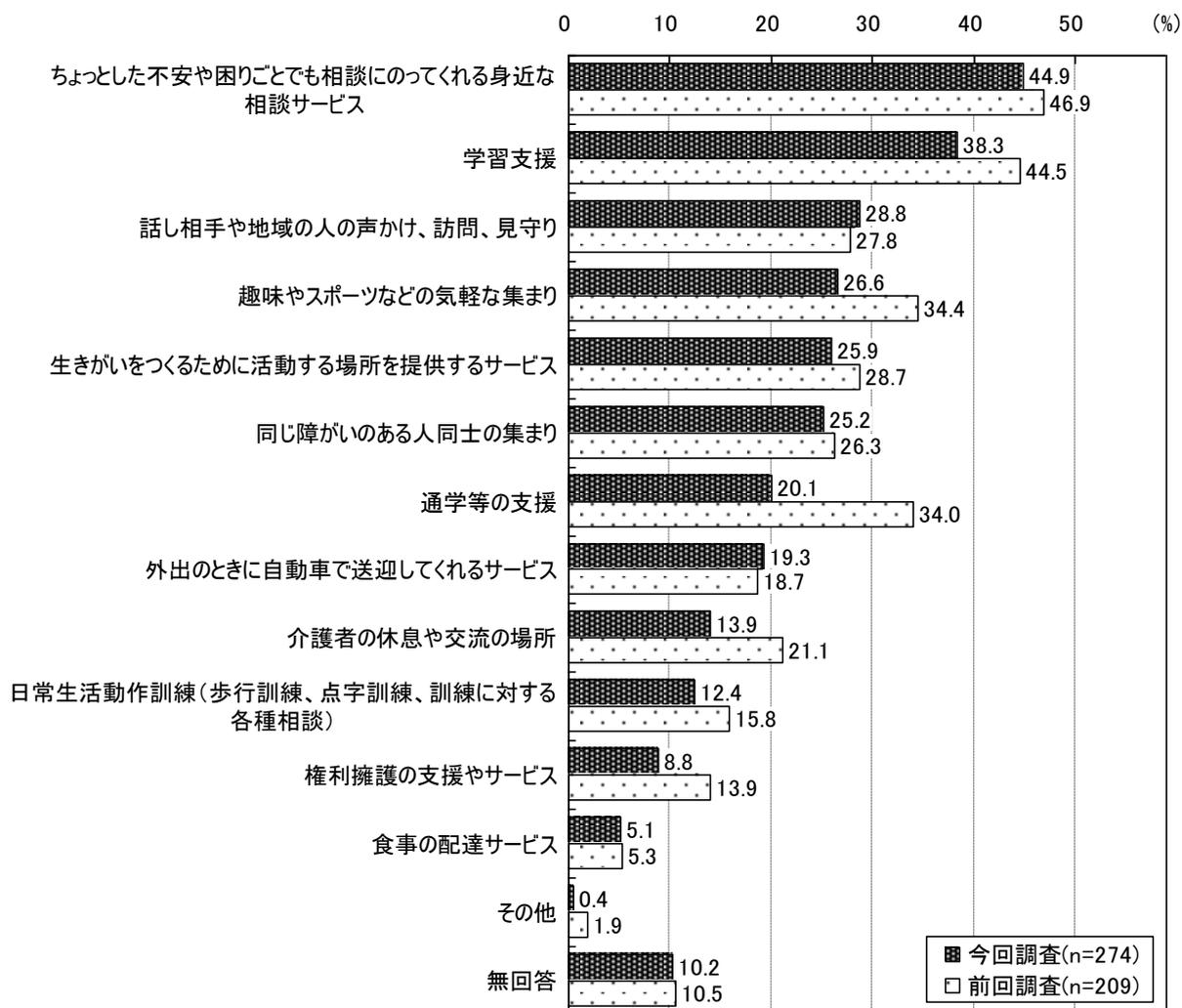


・今

後利用したいサービスとして、「放課後等デイサービス」が42.3%と最も多く、次いで「通所施設などでの就労や、就労のための訓練」が25.5%、「通所施設などでの社会生活をするための訓練」が23.7%、「外出のときの付き添い」が22.3%、「数日間泊まれる施設」が31.9%、「サービスを利用するための相談」が20.4%などとなっています。

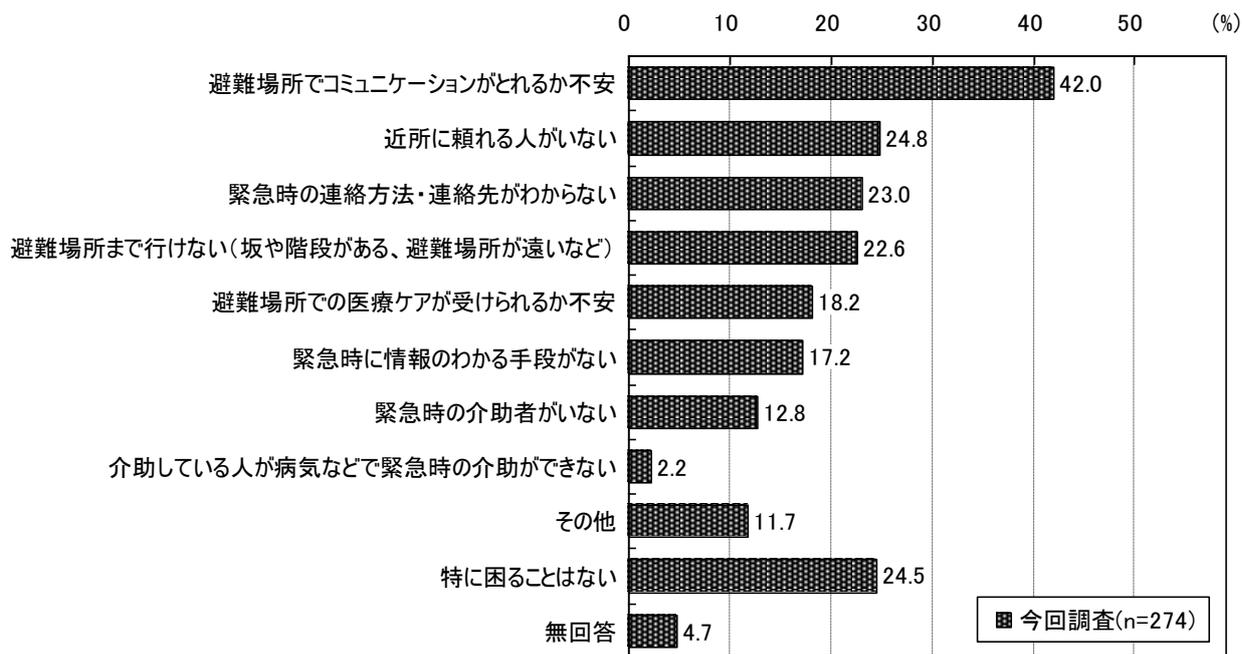
◆問22や問23にあげたサービス以外で、お子さんのために特にどのような支援が必要だと思います

か。(必要と思うものすべてに○印)



- 「ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス」が44.9%と最も多く、次いで「学習支援」が38.3%、「話し相手や地域の人声かけ、訪問、見守り」が28.8%、「趣味やスポーツなどの気軽な集まり」が26.6%、「生きがいをつくるために活動する場所を提供するサービス」が25.9%、「同じ障がいのある人同士の集まり」が25.2%などとなっています。

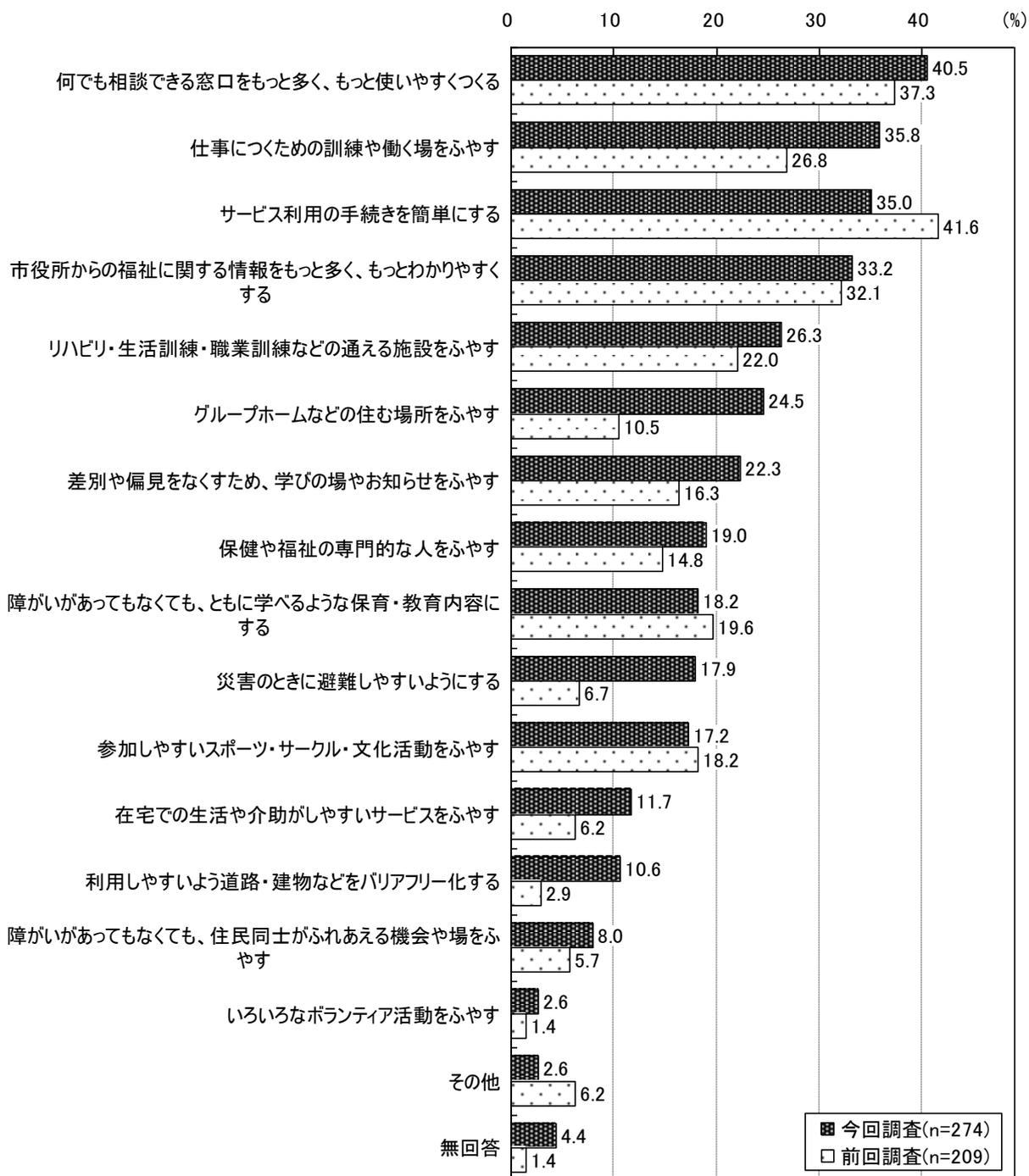
◆お子さんが地震など災害のときに困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○印）



・「避難場所でコミュニケーションがとれるか不安」が42.0%と最も多く、次いで「近所に頼れる人がいない」が24.8%、「緊急時の連絡方法・連絡先がわからない」が23.0%、「避難場所まで行けない」が22.6%の順となっています。

## 5 今後の生活について

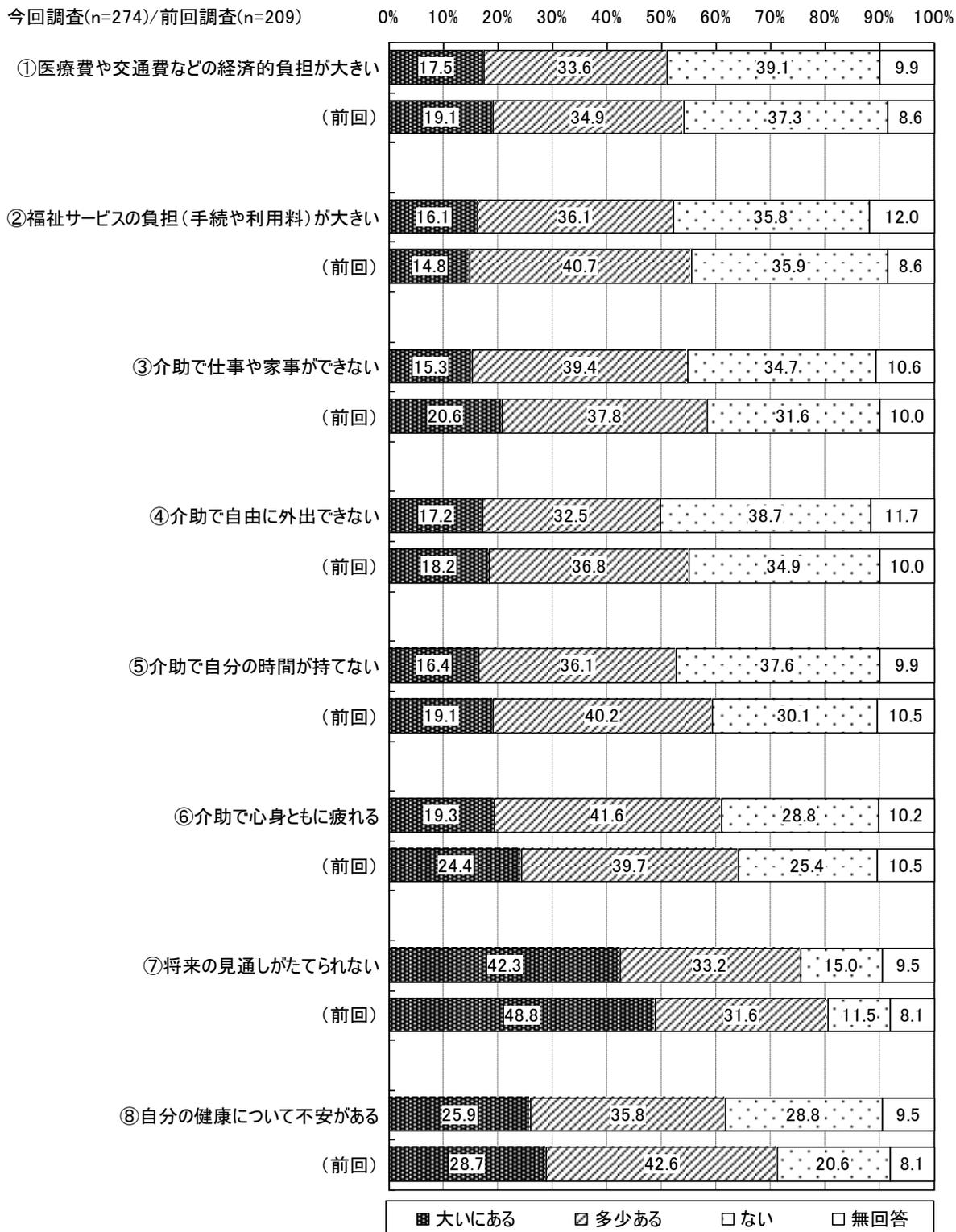
- ◆お子さんが住みなれたまちで、よりよく暮らすためには、どのようなことが必要だと考えますか。  
(必要と思うもの3つまでに○印)



- ・「何でも相談できる窓口をもっと多く、もっと使いやすくつくる」が40.5%と最も多く、次いで「仕事につくための訓練や働く場をふやす」が35.8%、「サービス利用の手続きを簡単にする」が35.0%、「市役所からの福祉に関する情報をもっと多く、もっとわかりやすくする」が33.2%などとなっています。

## 6 主な介助者について

◆介助者として、次のうちあてはまるものは何ですか。（項目ごと1つに○印）



・「大

いにある」と「多少ある」を合わせて、あてはまると答えた人の割合が高いものは順に、「⑦将来の見通しがたてられない」が75.5%、「⑧自分の健康について不安がある」が61.7%、「⑥介助で心身ともに疲れる」が60.9%となっています。

## 2. 諮問書

伊健地地第140号  
令和2年5月8日  
(2020年)

伊丹市福祉対策審議会

会長 松原 一郎 様

伊丹市長 藤原 保幸

### 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期） 及び第4次伊丹市障害者計画・障害福祉計画（第6期） ・障害児福祉計画（第2期）の策定について（諮問）

伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）及び第4次伊丹市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

#### 1. 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の策定について

本市では、伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）を「地域包括ケア計画」として位置づけ、2025年（令和7年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムの段階的な構築に努めてきたところです。

新たに策定する計画においては、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向けた、中長期的な介護需要の傾向を把握し、これを踏まえたサービス基盤の整備や、地域の特性を踏まえた具体的な取組を位置付けることが求められています。第7期計画の進捗管理（PDCAサイクル）の実施や高齢者を支える関係者との情報共有、また国の提示する支援ツールの活用等により、把握された地域の課題を踏まえ、目指すべき具体的目標を検討したいと考えます。

#### 2. 第4次伊丹市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の策定について

本市では、平成26年度に第3次伊丹市障害者計画を、平成29年度に伊丹市障害福祉計画（第5期）・伊丹市障害児福祉計画（第1期）を策定し、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現のため、障害者施策の総合的・計画的な推進に努めてきたところです。

新たに策定する計画においては、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できる支援の体制を構築するとともに、「相談支援体制の充実・強化」、「障害福祉サービスの質の向上」を行い、多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できる体制の確保について検討したいと考えます。

上記1、2において、より多くの市民の幅広い支持を得て地域の実情に応じた実効性の高いものにするために、学識経験者・保健医療関係者・福祉関係者・当事者等のご意見を十分に踏まえることが必要であると考えており、貴審議会にご意見を求めるものです。

### 3. 答申

伊 福 審 第 1 9 号

令和3年2月10日

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市福祉対策審議会

会長 松原 一郎

**伊丹市地域福祉計画（第3次）、  
伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）、  
第4次伊丹市障害者計画及び伊丹市障害福祉計画（第6期）  
・伊丹市障害児福祉計画（第2期）の策定について（答申）**

本審議会は、令和元年12月23日付 伊健地地 第1454号及び令和2年5月8日付伊健地地 第140号により諮問を受けました標記の件について、別添のとおりそれぞれの計画案を本審議会の意見としてまとめましたので、ここに答申します。

人口減少社会の到来や社会構造の変化、価値観の多様化等により、人と人とのつながりが希薄化する中、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑・多様化しており、8050問題やこどもの貧困といったさまざまな社会問題が生じています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態は、これまでの生活や支援の有り方に変容を迫り、生活困窮や差別、社会的孤立などの従来からある福祉課題の進行が加速することが懸念されます。

こうしたことを念頭に以下のとおり審議を行いました。

#### 1. 伊丹市地域福祉計画（第3次）案について

本計画の策定につきまして検討を重ねてきた結果、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、ともに認め合い、支え合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを通じ、制度の狭間や複合的な課題を抱える人も、多様な主体の協働による重層的なネットワークにより受け止めることができる、包摂的な地域や社会を目指すべき姿とし、「共生福祉社会の実現」を理念として掲げました。そのうえで「つながり合い、支え合う共生のまちづくり」「多様な主体の協働による誰もが活躍できる仕組みづくり」「誰もが自分らしく暮らすための体制づくり」を目標に定め、計画案をまとめました。

## 2. 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）案について

本計画の策定につきまして、検討を重ねてきた結果、第1に、複合的な課題を有し多様化する高齢者のニーズに対応するため、基幹型地域包括支援センター等の役割を見直すこと。第2に、高齢者の社会参加を促進し、地域での生きがいづくりに重点をおき、自立支援・重度化防止を図ることが重要であること。第3に、認知症高齢者等へのケア・権利擁護・住まいの確保等を推進することにより、身近な地域で安心して暮らせる仕組みを構築する必要があること。また、それらを支える介護人材の確保・質の向上を同時に図る必要があることのそれぞれの観点について、他分野の政策動向や諸施策を踏まえ、審議した結果をまとめました。

## 3. 第4次伊丹市障害者計画及び伊丹市障害福祉計画（第6期）・伊丹市障害児福祉計画（第2期）案について

本計画の策定につきまして、検討を重ねてきた結果、障害者計画では、「障がいのある人が参加・参画する共生福祉社会の実現」を理念に掲げ、施策各分野の基本的な事項を定めました。障害福祉計画・障害児福祉計画では、障がい者、障がい児が地域で自分らしく生きていくための支援を推進するため、「身近な相談支援体制の整備」「地域移行・地域定着支援の充実」「就労支援の推進」「発達に支援が必要な子どもの支援の充実」の4点を重点施策として定め、それぞれの計画案をまとめました。

それぞれの計画の推進にあたっては、地域福祉の視点を重視し、他の関連の計画や諸施策との整合を図るとともに、すべての市民が住み慣れた地域の中でともに支え合う「共生福祉社会の実現」を着実に推進していくことを期待します。

以上、本答申の趣旨を踏まえ、すみやかに計画を策定されることを要望いたします。

#### 4. 伊丹市福祉対策審議会委員名簿

	氏名	根拠規定上の選出区分	選出母体等での役職名
委員	松原 一郎	学識経験者	関西大学名誉教授
委員	常岡 豊	学識経験者	伊丹市医師会監事
委員	藤井 博志	学識経験者	関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科教授
委員	中村 陽子	学識経験者	龍谷大学文学部実践真宗学研究科教授
委員	松端 克文	学識経験者	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授
委員	明石 隆行	学識経験者	種智院大学人文学部社会福祉学科教授
委員	川村 貴清	社会福祉団体の代表者	伊丹市社会福祉協議会会長
委員	今村 勝行	社会福祉団体の代表者	阪神北摂民局宝塚健康福祉事務所 副所長兼企画課長
委員	篠原 真由美	社会福祉団体の代表者	伊丹市身体障害者福祉連合会監査・相談員
委員	下村 直美	社会福祉団体の代表者	特定非営利活動法人伊丹市手をつなぐ育成会理事長
委員	樽谷 紘三	社会福祉団体の代表者	伊丹市老人クラブ連合会副会長
委員	太田 弘子	社会福祉団体の代表者	伊丹市PTA連合会副会長
委員	小林 育子	社会福祉団体の代表者	伊丹市民生委員児童委員連合会会長
委員	松井 克彦	社会福祉団体の代表者	伊丹市社会福祉法人連絡協議会代表
委員	川島 知子	市民公募	
委員	合田 真弓	市民公募	
臨時委員	後藤 至功	学識経験者	佛教大学 福祉教育開発センター 講師
臨時委員	三谷 稷	社会福祉団体の代表者	瑞穂小学校地区社会福祉協議会 会長
臨時委員	宮地 輝彦	社会福祉団体の代表者	伊丹商工会議所 産業振興課参事
臨時委員	森 英児	社会福祉団体の代表者	社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 法人経営本部長
臨時委員	藤原 慶二	学識経験者	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授
臨時委員	岡田 智子	社会福祉団体の代表者	特定非営利活動法人ICCC理事長
臨時委員	緒方 由紀	学識経験者	佛教大学社会福祉学部社会福祉学科教授
臨時委員	笹尾 博之	社会福祉団体の代表者	特定非営利活動法人伊丹アドボカシーネットワーク理事
臨時委員	山本 裕信	学識経験者	伊丹市医師会理事
臨時委員	小屋 經寛	学識経験者	伊丹市歯科医師会
臨時委員	千葉 一雅	学識経験者	伊丹市薬剤師会会長
臨時委員	濱田 洋行	社会福祉団体の代表者	伊丹市介護保険事業者協会会長※(～2020年12月)
臨時委員	松下 研止	社会福祉団体の代表者	伊丹市介護保険事業者協会会長※(2021年1月～)
臨時委員	清原 嘉彦	社会福祉団体の代表者	伊丹市社会福祉協議会地域福祉推進室長

## 伊丹市福祉対策審議会 障がい者部会

	氏 名	根拠規定上の 選出区分	選出母体等での役職名
部会長	松端 克文	学識経験者	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授
委 員	篠原 真由美	社会福祉団体の代表者	伊丹市身体障害者福祉連合会監査・障害者相談員
委 員	下村 直美	社会福祉団体の代表者	特定非営利活動法人伊丹市手をつなぐ育成会理事長
委 員	松井 克彦	社会福祉団体の代表者	伊丹市社会福祉法人連絡協議会代表
委 員	川島 知子	市民公募	
臨時委員	藤原 慶二	学識経験者	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授
臨時委員	岡田 智子	社会福祉団体の代表者	特定非営利活動法人 I C C C 理事長
臨時委員	緒方 由紀	学識経験者	佛教大学社会福祉学部社会福祉学科教授
臨時委員	笹尾 博之	社会福祉団体の代表者	特定非営利活動法人伊丹アドボカシーネットワーク理事

## 5. 伊丹市障害福祉計画（第6期）・伊丹市障害児福祉計画（第2期）

### ワーキング会議委員名簿

※各団体より、委員を選出

役 職	所 属 名
委員長	関西福祉大学社会福祉学部
副委員長	佛教大学社会福祉学部教授
委 員	伊丹市身体障害者福祉連合会
委 員	伊丹市肢体不自由児者父母の会
委 員	特定非営利活動法人伊丹市手をつなぐ育成会
委 員	伊丹精神障がい者家族会あじさいの会
委 員	兵庫県LD親の会たつの子
委 員	社会福祉法人いたみ杉の子
委 員	社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会地域福祉推進室
委 員	社会福祉法人 協同の苑さつき・くすのき
委 員	有限会社しゅあーど
委 員	特定非営利活動法人 ICCC
委 員	すみでんフレンド株式会社
委 員	社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会 地域生活支援センター
委 員	社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会 障害者福祉センター
委 員	阪神北県民局 伊丹健康福祉事務所 地域保健課
委 員	医療法人水光会 伊丹天神川病院 医療福祉相談室
委 員	社会福祉法人いたみ杉の子 阪神北障害者就業・生活支援センター
委 員	伊丹公共職業安定所
委 員	特定非営利活動法人ライズワーク
委 員	社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 訪問看護ステーション
委 員	兵庫県立こやの里特別支援学校
委 員	教育委員会事務局学校教育部学校指導課
委 員	伊丹市福祉対策審議会市民公募
委 員	健康福祉部保健医療推進室健康政策課
委 員	教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室こども発達支援センター
委 員	健康福祉部地域福祉室障害福祉課援護グループ

## 6. 計画の策定経過

開催年月日	会議内容	審議案件
令和2年 (2020年) 5月	第1回 伊丹市福祉対策審議会 全体会(書面開催)	・諮問
6月8日～ 6月30日	手帳所持者へのアンケート 調査実施	・伊丹市内在住の1,500人(身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者)に郵送配布・郵送回収 ・回収結果:682件(回収率:45.4%)
6月26日	伊丹市福祉対策審議会 第1回障がい者部会	1. 第4次伊丹市障害者計画、伊丹市障害福祉計画(第6期)・伊丹市障害児福祉計画(第2期)の策定について 2. ワーキング会議名簿 3. 伊丹市の障がい者をとりまく現状 4. 伊丹市障害福祉計画(第5期)進捗状況について 5. 第3次障害者計画分野別施策の主な実績および残った課題・新たな課題 6. 「伊丹市障害者計画」等の策定のためのアンケート調査
7月7日～ 7月20日	発達に支援が必要な児童の 保護者へのアンケート調査 実施	・伊丹市にお住まいの発達に支援が必要な児童の保護者343人に市立こども発達支援センターおよび学校経由で配布・回収 ・回収結果:274件(回収率:79.8%)
7月10日	第1回伊丹市障害福祉計画 (第6期)・伊丹市障害児 福祉計画(第2期) ワーキング会議	1. 「地域移行・地域定着支援の充実について」 2. 話題提供「地域移行・地域定着の充実について」 3. グループワーク 「地域移行・地域定着を進めるために～課題と解決策～」
7月21日	当事者団体ヒアリング	第4次伊丹市障害者計画策定にかかる意見収集
7月31日	第2回伊丹市障害福祉計画 (第6期)・伊丹市障害児 福祉計画(第2期) ワーキング会議	1. 「就労支援の推進について」 2. 話題提供「障がい者就労の現状と課題について」 3. グループワーク 「就労支援の推進について」
8月7日	第3回伊丹市障害福祉計画 (第6期)・伊丹市障害児 福祉計画(第2期) ワーキング会議	1. 「発達に支援が必要な子どもの支援の充実について」 2. 話題提供「発達に支援が必要な子どもの支援の現状と課題について」 3. グループワーク 「発達に支援が必要な子どもの支援の現状と課題について」
8月20日	伊丹市福祉対策審議会 第2回障がい者部会	1. 第1回伊丹市障害福祉計画(第6期)・伊丹市障害児福祉計画(第2期)ワーキング会議の報告について 2. 第2回伊丹市障害福祉計画(第6期)・伊丹市障害児福祉計画(第2期)ワーキング会議の報告について 3. 第4次伊丹市障害者計画策定にかかる団体ヒアリング会の報告について 4. 「伊丹市障害者計画」等の策定のためのアンケート調査結果の報告について
8月28日	第4回伊丹市障害福祉計画 (第6期)・伊丹市障害児 福祉計画(第2期) ワーキング会議	1. 「身近な相談支援体制の整備について」 2. 話題提供「身近な相談支援体制の整備について」 3. グループワーク 「身近な相談支援体制の整備について」
10月2日	第5回伊丹市障害福祉 計画(第5期)ワーキング 会議	・障害福祉サービス等の実績と見込み量について

開催年月日	会議内容	審議案件
10月27日	伊丹市福祉対策審議会 第3回障がい者部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ひょうご障害者福祉計画の策定方針について</li> <li>2. 第3回および第4回伊丹市障害福祉計画（第6期）・伊丹市障害児福祉計画（第2期）ワーキング会議の報告について</li> <li>3. 「伊丹市障害者計画」等の策定のためのアンケート（発達に支援が必要な児童の保護者用）調査結果について</li> <li>4. 第4次伊丹市障害者計画の理念および骨子案について</li> <li>5. 伊丹市障害福祉計画（第6期）・伊丹市障害児福祉計画（第2期）骨子案および障害福祉サービス等の実績と見込量について</li> </ol>
11月24日	伊丹市福祉対策審議会 第4回障がい者部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第4次伊丹市障害者計画素案について</li> <li>2. 伊丹市障害福祉計画（第6期）・伊丹市障害児福祉計画（第2期）素案について</li> </ol>
12月4日	第2回 伊丹市福祉対策審議会 全体会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第4次伊丹市障害者計画、伊丹市障害福祉計画（第6期）・伊丹市障害児福祉計画（第2期）」の策定に係る中間報告について</li> </ul>
12月18日 ～ 令和3年 (2021年) 1月16日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次伊丹市障害者計画、伊丹市障害福祉計画（第6期）・伊丹市障害児福祉計画（第2期）案の公表、市民意見の募集</li> </ul>
2月	第3回 伊丹市福祉対策審議会 全体会（書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施結果について</li> <li>・「第4次伊丹市障害者計画、伊丹市障害福祉計画（第6期）・伊丹市障害児福祉計画（第2期）」の答申（案）について</li> </ul>
2月10日	答申	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉対策審議会より市長に答申</li> </ul>

---

**伊丹市障害福祉計画(第6期)**  
**伊丹市障害児福祉計画(第2期)**

発行：伊丹市 〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地

健康福祉部 地域福祉室 障害福祉課

TEL. 072-784-8032 (直通) FAX. 072-784-8036

健康福祉部 生活支援室 こども福祉課

TEL. 072-784-8127 (直通) FAX. 072-784-8112

---



伊丹市マスコット たみまる

2 健 114 - 1 - 090 - A4

この印刷物は、再生紙を使用しています。